

レジャー・レクリエーション研究

第73号

<評論>

日本語「レクリエーション」の解釈をめぐって—経験知からの視点—

高橋和敏 7

<原著>

全米セラピューティックレクリエーション協会に対する上部組織の影響

堀田哲一郎 13

エコロジーの課題とレジャー—自然との共感に根ざす日本文化の価値の再考—

須賀由紀子 21

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会 特別講演 於：東北福祉大学>

震災から2年8ヶ月・・・大震災から学んだこと

石森建二 35

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会 地域研究報告 於：東北福祉大学>

地域研究「亘理、荒浜から関上『もう一度 心をひとつに』」報告

田中伸彦 49

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会 基調講演 於：東北福祉大学>

リ・クリエイイト—今、生きる力が試されている—

佐々木豊志 53

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会 シンポジウム 於：東北福祉大学>

震災後の取り組みと再考・再興へのレジャー・レクリエーション

高崎義輝・松村善行・館岡百合子・矢吹知之 63

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会 震災対応委員会企画 於：東北福祉大学>

絆をつくる グループ討議報告—基調講演・シンポジウムを通して感じたことを述べ合う—

山崎律子 73

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会 ワークショップ 於：東北福祉大学>

幼児・児童の活動性を高めるための仕かけづくり

前橋 明 75

<日本レジャー・レクリエーション学会 学会賞>

台湾国家公園における公園事業の発展と多様な主体の参画に関する研究

トウ 智益 81

<日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規程他>

<日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨他>

<日本レジャー・レクリエーション学会 投稿規程・原稿作成要領・投稿票>

日本レジャー・レクリエーション学会

2014年3月

日本レジャー・レクリエーション学会第44回学会大会のお知らせ

日本レジャー・レクリエーション学会
理事長 麻生 恵（～2013年度）
理事長 沼澤秀雄（2014年度～）

平成26年度の学会大会の概要が下記のように決定いたしました。詳細は決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

記

期 日：2014年12月5日（金）～7日（日）
会 場：立教大学池袋キャンパス www.rikkyo.ac.jp/
〒171-0021
東京都豊島区西池袋3-34-1
日 程：12月5日（金）地域研究（予定）
12月6日（土）特別講演 シンポジウム 懇親会
12月7日（日）研究発表（ポスター発表を含む）、総会

問い合わせ：立教大学 沼澤秀雄 numazawa@rikkyo.ac.jp
048-471-7356（研究室）

「日本レジャー・レクリエーション学会賞」

候補者推薦のお願い

日本レジャー・レクリエーション学会
学会賞選考委員会 委員長 松尾 哲矢

本学会では、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として、「平成26年度日本レジャー・レクリエーション学会賞（第7回）」を選考・授与致します。

つきましては、下記の4つの賞・部門について、学会賞候補者の推薦を受け付けます。学会賞候補者を推薦する会員は、「日本レジャー・レクリエーション学会賞規程」および「日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規」をよく読んだうえで推薦書を作成し、必要書類等を揃え、学会賞選考委員会事務局宛に提出いただくようお願い致します。

提出締め切りおよび提出先（学会賞選考委員会事務局）については、本年5月下旬を目途に学会ホームページ（<http://www.jslrs.jp>）にてお知らせします。

なお、学会賞に関する「規程」および「内規」、推薦書の様式、必要書類及び部数につきましては、学会ホームページに掲載しています。推薦者は学会ホームページを参照の上、提出いただくようお願い致します。

推薦の対象となる賞・部門は、(1) 学会賞、(2) 研究奨励賞－論文部門、(3) 研究奨励賞－一般発表部門、(4) 支援実践奨励賞、です。各賞・部門の概要は下記の通りです。

「学会賞」は、正会員によって選考の当年度を含まない過去3年度以内（平成23、24、25年度）に発表された、学会誌『レジャー・レクリエーション研究』およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。ただし、『レジャー・レクリエーション研究』以外の業績に関しては、本会の正会員の資格を有し、筆頭著者（ファースト・オーサー）のものに限る。

「研究奨励賞－論文部門－」の対象は、正会員である大学院生等の学生により、平成25年度に筆頭著者として発表された『レジャー・レクリエーション研究』の掲載論文とする。

「研究奨励賞－一般発表部門－」の対象は、正会員である大学院生等の学生により、平成25年度の学会大会において筆頭著者として発表された一般研究発表（口頭）とする。

「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において顕著に優れた功績が認められたものを対象とする。ただし団体での活動については、その団体で中心的な役割を果たしているものに限る。

*「貢献賞」は、学会理事会が選考します。推薦等の詳細については、学会事務局までお問い合わせください。

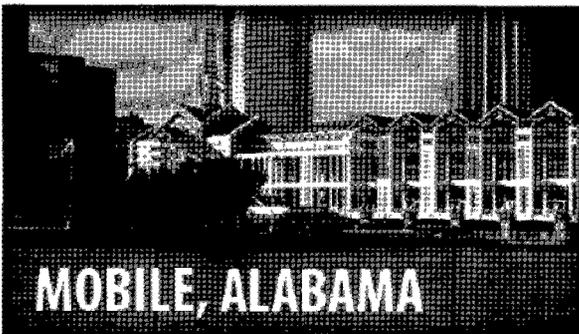
MOBILE BAY 2014
WORLD
LEISURE
CONGRESS
ALABAMA USA

**LIVE!
WORK!
PLAY!**



SEPTEMBER 7-12TH 2014

LEISURE: ENHANCING
THE HUMAN CONDITION



The World Leisure Congress: Where Work and Play Coincide

No other event on the planet does what the WLC does. By bringing together the leading minds in the leisure field explore best practices, innovative projects, and surprising research results, our work has a serious global impact. Yet many of the experiences are just plain fun.

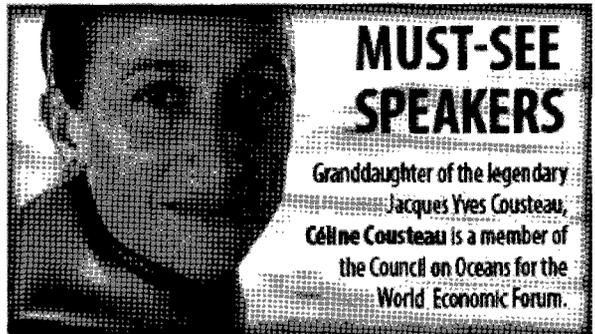
Mobile, Alabama, USA is gearing up for an event as awesome as the city itself. In turn, the WLC is collaborating on plans to leave our legacy. This time, our project is the first annual Civil Rights Games - our chance to be part of U.S. history and one of the many ways we're enhancing the human condition in 2014.

Must-See Speakers Take the Main Stage

Keynote speaker Dr. Regina Benjamin has served as U.S. Surgeon General, Vice Admiral, and medical board Trustee and brings incredible insight to all health and human services matters.

The work that Mike Mushett does as Director of Paralympic Sport Outreach and Development impacts thousands of communities and earned him a U.S. Olympic Lifetime Achievement award.

Celine Cousteau documents life on land, with an emphasis on international and intercultural dynamics. We can't wait to hear about her latest adventures in the Brazilian Amazon.



Call for Papers: Are You Ready To Be a Thought Leader?

Don't miss your chance to contribute to the world reservoir of leisure knowledge. The WLC Program Committee is actively soliciting scientific and professional presentations exploring the what, how and why of leisure projects. Share your findings with your peers and see the impact grow exponentially.

Submit an abstract now.

WORLDLEISURE2014.ORG



【事務局からのお知らせ】

学会事務局移転のお知らせ

学会事務局は、2014年4月1日より、早稲田大学人間科学学術院 前橋明研究室に移転します。

日本レジャー・レクリエーション学会事務局
〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島2-579-15
早稲田大学 人間科学学術院 前橋 明 研究室内
電話 & Fax：04-2947-6902
E-mail：maehashi@waseda.jp
educoach441@kurenai.waseda.jp
事務局代表：前橋 明
理事（26年度～）：松尾瑞穂、永井伸人、金 賢植

【編集委員会からのお知らせ】

日本レジャー・レクリエーション学会
編集委員会（～25年度）委員長
田中 伸彦

日本レジャー・レクリエーション学会
編集委員会（26年度～）委員長
山崎 律子

原稿の投稿先が変わります

2014(平成26)年4月より、編集委員の交代に伴い、投稿原稿の郵送先が下記のとおり変更になります。論文等を郵送される方はご注意のほど、よろしくお願いたします。

なお、当学会のホームページ (<http://jslrs.jp/>) の「公開文書」の項目に、投稿論文フォーマットの一式(投稿票、標題、抄録、本文)が掲載されております (http://jslrs.jp/?page_id=20&page_type=file_single&file_id=120125135804)。原稿を投稿する際には、参照頂くようお願いいたします。

・新しい投稿先

〒152-0031 東京都目黒区中根 1-2-7-401 株式会社余暇問題研究所 内
日本レジャー・レクリエーション学会 編集委員長 山崎律子 宛
TEL: 03-5726-0732

<評論>

日本語「レクリエーション」の解釈をめぐって —経験知からの視点—

高橋和敏¹

Origine and Interpretation of RECREATION as the Japanese Word

Kazutoshi Takahashi¹

1. はじめに

筆者は、実質的には昭和28年(1953)からレクリエーションに関わってきたが、その間ずっといわば“小骨が喉に痞えた”ように感じてきていることがある。

これは、一般の人たちに「レクリエーションを何とか短く、的確に説明できないものか・・・?」ということである。「レクリエーションは何ですか?」と問われると、ごく通俗的には「上手に遊ぶこと」と筆者は答えることにしている。しかしこれとて満足のいく回答にはならない。大方は怪訝な顔をする。補足説明が必要なのである。

さらにもうひとつの問題がある。それは「レクリエーションの言葉自体は広く認知されているが、日本においては社会的重要度の認知が低い」という思いである。

これまでに幾多の内外の識者が、レクリエーションを、語源的にも、内容的にもその意味を尋ねてきた。そのそれぞれが、有意義な手がかりを与えてくれたと思う。

しかしながら、この分野に長く関わるにつれて、レクリエーションの事象はその語義を超えたところ、人間の心情の底に流れる何かがあるのではないかと思うに至った。

何かがあるとするれば、「レクリエーションの背景を探ることによって、解明の手がかりが見出せ

るのではないか?」と考えた。

さまざまな背景がある中で、筆者の興味を惹いた“日本語としてのレクリエーション用語自体の背景”と“宗教的背景”を選んだ。本稿においては、それらを問題としてその何かを探る一端としたい。

2. “レクリエーション”は外来語である

(1) 日本語の表記と呼び名の混乱

もちろん“レクリエーション”の原語は英語の“RECREATION”である。第二次世界大戦の戦前と戦中および戦後の関係書を、表記と呼び名に焦点を当てて調べた。

ちなみに磯村英一は[・・・吾々は普通英語の「リクリエーション」と読んで居たのであるが、数次の会合の結果「厚生運動」と名付けるに至ったもので、必ずしも厚生省の仕事と直接の関係を有するものではない。・・・]^(註1)と、カナ文字でリクリエーションと表記している。

また保科胤も[・・・即ちアメリカには・・・リクリエーション運動として極めて多面的な発達を見せている]^(註2)と、次に吉阪俊蔵と上田久七は[厚生運動に略当る英語のレクリエーションといふ言葉は金を出して芝居を見たり、寄席に行ったり、其の他広く休養気晴らしの行為を指すが・・・]^(註3)との見解を示している。

1 東海大学名誉教授 Professor Emeritus, Tokai University
余暇問題研究所顧問 Advisor, Japan Institute of Leisure Services and Education
日本レジャー・レクリエーション学会顧問 Advisor, Japan Society of Leisure and Recreation Studies

前二者は、RECREATION をカナ文字で同様にリクリエーションと表記している。彼らはRECREATION を RE-CREATION の意で発音し、そのままカナ文字で表記したものと思われる。後二者すなわち吉阪と上田は、現在と同じく、レクリエーションと表記している。

戦前・戦中においても、識者でさえ、このように曖昧に二通りの呼び名と表記で使われていたことが分かる。

その後、第二次世界大戦終了後は筆者の尊敬する3先達が図らずも同年同時期に、現行のレクリエーションについての理論書を執筆出版した。すなわち前川峯雄^(註4)、白山源三郎^(註5)、および三隅達郎^(註6)である。

これらはすべて英語の RECREATION を、その発音に従ってカナ文字で表記されたものである。この三者には僅かながら表記にニュアンスの相違が見られる。このように当時の識者でも、いかに表記するかが問題であったことは事実であろう。

その証拠に白山は、同文館からの出版書“レクリエーション”の緒言3項に“レクリエーションの読方ならびに邦訳の問題”と題して「再創造と云う意味にこの文字を用いるには RE に力を入れて発音すればよい。これを片仮名で書く場合、この区別をするために再創造の場合は、リクリエーションと書き、遊戯・娯楽の場合には、レクリエーションと書くべきである。ある米国人がこのことについて特に注意してくれたことがある。」と呼び名の問題と日本語訳の難点を述べている。(同書 pp9-10)

期を同じくして、昭和24年(1949)6月10日施行された社会教育法(昭和24年6月10日法律209号)の第1章総則第2条社会教育の定義の中に「・・・主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう」とあり、日本において初めて法律上における日本語としての“レクリエーション”の表記と呼び名が決められた。

それ以来公式には、レクリエーションの表記と呼び名が統一されて使われてきた。

当時括弧付きながら、社会教育法に体育とレクリエーションの言葉を入れるように尽力した文部

省体育局振興課西田泰介^(註7)は、行政の見地で「それにもかかわらずレクリエーション運動には問題が多かった。まず、レクリエーションということばをどうするかが大問題であった。この難しいことばを理解し、広く普及するためには適切な日本語に訳すに限る。ところがどう考えても、みんなです話し合ってみてもぴったりの日本語が出ない。とうとうそのまま、使っていて、途中でもよいことばが発見されたらその時に改めようということを出発した。後味の悪いことであったが仕方がなかった。今日でこそ、ようやく一般に理解されるようになったが、その間約二十年を要している。もし、適切な日本語が使われていたら、日本のレクリエーション運動はもっとちがったものになっていたであろう。ことばが理解されないばかりに、関係者が予算をとるのにも、一般に説明するのにもどれだけ苦勞したかわからない。」と、レクリエーションの言葉の問題点とその使用の経緯を回想風に指摘している。(財団法人日本レクリエーション協会編日本レクリエーション協会二十年史、昭和41年11月1日、pp47-48)

このように日本語としてのレクリエーションは、あくまで外来語であり、その真意を理解するには多難を極める。

(2) 言葉に内在する抽象性と広域性

レクリエーションという言葉は外来語であるとともに、厄介なことに、ある概念を表わす抽象名詞である。かつ、その言葉を意味する範囲が広い。したがってイメージし難い。たとえある程度イメージができて、見方によっては、様々な似たような解釈ができる。たとえば国語辞典類には「仕事や勉強などの疲れを、休養や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。また、そのために行う休養や娯楽」(広辞苑：新村出編、岩波書店、3版、S58)と、いわば消極的解釈が採用されている。休養や娯楽など具体的な個々の活動へのイメージづけがなされやすい。また福武国語辞典(樺島忠夫他編、講談社、2版、1989)は「心身の疲労回復のために行うスポーツ・娯楽などの余暇活動。また、それを行うこと。気晴らし、休養」と、前者とは異なる表現を用いているが、結局はある漠然とした消極的な特定活動をイメージさせる解釈がなされている。

またレクリエーションという抽象名詞を活動領域で説明しようとする、これまた広範にわたり、羅列しきれないほどになる。さらに、分析的思考が強くなるとますます細分化される。その結果、全体を把握し難くなる。

レクリエーションを解釈するには、「ふつうにはつながりの見えない領域を統合化して、とくに横のつながりを顕在化しなければならない」との思いに馳せられる。余談になるが、2010WLO コングレスでは、“Defragmenting Leisure Studies in the 21st Century”と題して基調講演がなされた。レジャーの世界でも細分化あるいは断片化が問題になっているのも事実である。その後のジャーナルでもこの問題が採り上げられている。

しかし、画期的な考えは現在のところ見当たらない状況にあるようである。(WORLD LEISURE JOURNAL: Vol. 53, Issue 1 & 2, 2011)

3. 宗教観に基づく人間観の相違が根底にある

(1) 宗教・宗教意識・働き観の相違

アメリカ合衆国は、キリスト教国として知られている。現実には様々な宗教が混在しているが、ほとんどがキリスト教徒である。国を動かすのもキリスト教が原動力となっている。旧約聖書^(註8)の冒頭文は「はじめに神は天と地を創造された」(1章1節)である。神が世界とその中の万物を創造したと断言している。したがってキリスト教の教えはその世界観の上に展開されているということになる。

旧約聖書2章には「神は、万物を創造し終えて、粘土で神に似せて人を創り、これに命を吹き込んで、生きる者とした」(2章7節)とある。このようにみえてくると、キリスト教の神は、神がまず存在し、その神が人間を創り、すべてを生み出したわけである。すなわちキリスト教は一神教であり、絶対神として信じられている。“この地球上の万物、すべての出来事は、まず、はじめに神ありき”である。

神の創造によるはじめての人間はアダム(ADAM)と名付けた。神はそして“エデンの園(GARDEN OF EDEN)”をつくり、中央に“命の木”と“善悪の知識の木(TREE OF KNOWLEDGE

OF GOOD AND BAD)”を食料や観賞用として様々な木々を繁らせた。そして彼を住まわせ、維持管理に当らせ、神はアダムに「善悪の知識の木以外は、その中にあるどのような木からの実を食べてもよい。もし食べてならない木からの実を食べたら死ぬであろう」と命じた。(2章9節、15～17節)

その後、アダムはエバと結婚して、互いに助け合う者同士としてエデンの園を守っていたが、有名な“禁断の木の実”事件が起こる。悪魔に取り付かれた蛇(SERPENT)にだまされたエバは、神に食べるなど命令されていた“善悪の知識の木”を食べて、アダムに勧めた。アダムも食べてしまった。(3章1～6節)

そこでアダムはエデンの園から追放され、「あなたは一生苦しんで地から食物を取る。・・・あなたは顔に汗してパンを食べ、土にかえる」(3章17～19節)と、旧約聖書創世記に記されている。

このことは、人類の祖アダムの罪を受け継ぎ、人が働かなければならないのは根本的に罪だと捉えること、すなわちキリスト教的働き観と解釈できる。このことに関連して、日本人が日曜日に働くことは「人間の道に反してアンフェアだ」と、一部のアメリカ人が日本人を非難したことがある。これは神が天地創造の業を終えて「神はその第七日を祝福して、これを聖別(HALLOW/HOLY)された。・・・」(2章3節)ので、人間はその日は仕事を休み、神に仕える日、働いてはいけないというのである。

ひるがえって日本の宗教は、主に仏教として知られている。しかし日本においては、縄文時代・弥生時代から、自然界に神々がいると信じられてきたことは明白である。八百万の神がそれである。かくして日本の神々は、地域に密着した死活上の神、多彩な神々、自然の中に住む神々という特徴をもつ。6世紀になり、仏教が伝来してくるとともに、従来から信じられてきた神々を神道と呼ぶようになった。これらは相対することなく、神仏混淆(習合)という独自のあり方で共存、調和してきた。「困ったときは、神様・仏様に手を合わせる」ということは卑近な例である。したがって、日本人の宗教意識は無自覚が多く、民間伝承を土

台とする民族信仰というべきものであろう。誰もが神の恩恵を受けることと信じられている。

それに比べ、欧米人キリスト教徒は宗教意識が強く、自覚的である。「その一つの神（絶対神）を信じることによって救われる」「深く神を信じるのが神に近づける」と信じられている。

(2) 創世記における“再創造”らしき記述

創世記において、RE-CREATIONに関わりがあるらしい記述は有名な“ノアの箱舟”の物語である。「神が地を見られると、それは乱れていた。すべての人が地の上でその道を乱したからである。」(6章12節)として、「神はノアに言われた。わたしは、すべての人を絶やそうと決心した。彼らは地を暴虐で満たしたから、わたしは、彼らを地とともに滅ぼそう。」(6章13節)

そして、ノアはすべて神の命じられたようにしたとのこと。ノアはノアの一族や動物たちを連れて箱舟に乗って洪水を避けた。洪水は、地上のあらゆる生き物を滅ぼし、やがて水が引き、箱舟はアララト山（現在のトルコにある）に漂着したといわれる。(8章4節)これは、現在も痕跡情報がある。真偽の程は不明である。

ここからが、神の命に従って人の手で地上での生活が始まる。これが再創造として受け取るか受け取らないかの論議が分かれるところである。しかし実際に創世記にはRE-CREATIONという言葉は使われていない。あくまで創世記9章の推測的解釈に止まらざるを得ない。

4. むすび

以上、日本語としてのレクリエーションの解釈を難しくする要因として、外来語としてみた場合と、宗教と宗教観の違いに起因する場合のみを採り上げてみた。しかし考えれば考えるほど、連鎖的に問題の顔がたくさん見え隠れする。たとえばレジャー・レクリエーション学会においてはもちろん、日常生活においても、「外来語のカナ文字を使用する場合には慎重でありたい」と思うところである。

まずそもそもの問題は、外来語のカナ文字のままレクリエーションを、行政的にも、使ったこにある。西田が述懐しているように、レクリエーションという言葉が日本語に訳そうとして、みん

なが話し合っても、適切な日本語は見当たらなかった。とりあえずそのままカナ文字で、社会教育法に載せたということが事実であった。これによってレクリエーションは法的にも、社会的にも出生権を得たことになった。

しかし、外来語の抽象名詞であり、端的に意味を表現できないまま、一般に普及されてきた。したがって多くの人々は個人が経験した範囲で印象的な活動をレクリエーションと呼ぶようになってきた。当然経験が違えば、その印象と内容も異ってくる。とくに第二次世界大戦後の荒廃した国土においては、多くの人々に強いインパクトを与え、希望をもたらしたフォークダンス、集団ゲーム、ソングなどとそれら活動を学校教育にも採り入れられた事実もあり、それら特定の活動へのイメージが先行してきた。

現在の社会状況においても、厳然としてこれら活動の価値が失われるものではない。とくに高齢者福祉分野においては、集団ゲーム、歌、踊りなどが活用されている。また、企業組織においても、社員間のコミュニケーション・ツールとしての集団ゲームの価値が見直されている。(レクリエーション、アイスブレイキングなどの用語使用の問題はあるが)

RECREATIONの解釈の真実は、現在のところ、アメリカにおいて初めてRECREATIONの言葉を使用したとみられる関係者（とくにJoseph Lee）の資料を辿るしかないと思われる。Joseph LeeはPlayground Association of America（現在のNRPA）からPlayground and Recreation Association of Americaへの改称時（1911）に会長をしていた。またJoseph Leeは、アメリカのレクリエーションの父と称されている。

ともあれ煎じ詰めると、先に述べた項目を超えて複雑に絡み合っ、日本語としてのレクリエーション事象が進行している事実である。この事実を直視し、深い洞察力と包容力をもちながら、“人間生活の何時の時代でもどこにでも入り込む、ちょうど潤滑油のような粘性のある存在”であることを認めることが求められているようである。

しかし、まだまだ「日本人の自然観」「日本人の遊びの本質」「日本人の思考特性」など熟考しなければならない幾多の課題がある。とにかく、

人間に関わることは興味深い。しかし論理を超えたところに真実がありそうである。

こう考えているうちに、夏目漱石の草枕冒頭文が頭をよぎった。曰く“智に働けば角が立つ、情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。兎角にこの世は住みにくい。”レクリエーションの“何か”を探る旅は、まだまだ続いて終わりそうがない。

註

- (1) 磯村（1903–1987）は、東京市主事を経て都立大学教授、東洋大学学長などを歴任。都市社会学者（厚生運動概説・常盤書房・昭和14年・p61）
- (2) 保科（M36–S16）は、日本厚生協会主事。当時から膨大なノートを残す。学生時代からの友人高山洋吉によって編集出版（国民厚生運動・栗太書店・昭和17年・p9）
- (3) 吉阪は、日本商工会議所理事長、日本厚生協会理事。上田は、日本厚生協会主事、厚生運動普及に尽力。（厚生の手・弘学社・昭和19年・p20）

- (4) 前川（1906–1974）は、東京教育大学教授、日本レクリエーション学会初代会長。（レクリエーション・科学教育社・昭和24年・表題）
- (5) 白山は、関東学院大学院長、日本水泳連盟理事、日本泳法家元、日本レクリエーション協会理事。（レクリエーション・同文館・昭和24年・表題）
- (6) 三隅（1899–1994）は、戦前日本厚生協会主事、国際基督教大学教授、関東学院大学教授を歴任、日本レクリエーション協会理事。（レクリエーション・三省堂・昭和24年・表題）
- (7) 西田は、文部省体育局振興課長。社会教育法制定、体育指導委員制度成立に尽力。（日本レクリエーション協会二十年史・日本レクリエーション協会・昭和41年・p45–p60）

（受理：2013年9月17日）



<原著>

全米セラピューティックレクリエーション協会に対する
上部組織の影響

堀田 哲一郎¹

The Influence of the Umbrella Association on the National
Therapeutic Recreation Society

Tetsuichiro Horita¹

Abstract

Historical problems between the relationship of NTRS and NRPA mainly developed from the NTRS financial dependence on the NRPA and the limited influence and extent of programs offered by NTRS, as well as its degree of representation. NTRS had continued as a branch of NRPA because it wanted to focus on sharing a unique common identity with NRPA. In addition, it would like to concentrate on the delivery of special programs with them. The economic problems of NRPA caused the increase of membership dues and project restrictions (i.e. its publications). The action of the Executive Director of NRPA, John Davis worsened the relationship between NTRS and NRPA. It was not until R. Dean Tice had been installed as the new Executive Director of NRPA in 1986, that budget and communication problems improved for the NTRS. NRPA facilitated its partnership with NTRS, and the legislative coalition began to function better, including its influence on the ADA, which the existing president of NTRS praised.

1. 問題設定

堀田 (2001)¹⁾において、全米セラピューティックレクリエーション協会 (以下 "NTRS" とする) が、上部組織である全米レクリエーション・公園協会 (以下 "NRPA" とする) の経済的困難により、要員の削減という影響を受けたり、立法活動の代表性における制約を受けていたことが明らかにされた。その後筆者はアメリカにおいて、NRPA 自体が出版している文献のなかで、NTRS がどれほど上部組織である NRPA からの影響を受けていたかを示しているもの (O'Morrow, G.S., (1991) *National Therapeutic Recreation Society, A branch of the National Recreation and Park Association, 25th anniversary, a historical perspective, 1966-1991, the National Recreation and Park Association*; 以下『25

年史』とする) を入手することができた。本論文では、それを用いて、堀田 (2001) が十分明らかにしえなかった NTRS と NRPA との関係の歴史的問題点をより詳細に描き出すことを目的とする。

2. NTRS の活動における NRPA の影響の推移

『25年史』の「あとがき」のなかで、「協会 [NTRS] の影響及びプログラムの範囲の両方への制限があった。上部組織 [NRPA] からの資金面での依存のために、設定されたプログラムの種類や、協会の論争的主題に関する意見表明の度合いが影響を受けていた²⁾」と述べられている。問題は、主として NRPA からの資金面での依存にあり、そ

のことがNTRSに影響し、プログラムの範囲への制限、NTRSの意見表明の度合いにも関連していたということである。ここでは、その推移を整理しておきたい。

まず、1967年にシカゴで開催されたNTRS役員会の2回目の会合の間、財務問題に関する解決として、NTRSへの会計及び財務代理人として、NRPAを指定することを可決された。そのことが、数年の内にNTRSに深刻な問題を提示するものになったのであった³⁾。

1969年にシカゴで開催されたNRPA大会/NTRS研修会で、専門職組織としてのNTRSの将来が論議された。直前の会長であったウィリアム・L・スミス(William L. Smith)は、NTRSの進歩が緩やかで、本業及び専門的問題の対応においてあまりに保守的であると感じていた。NRPAは、会員サービスを定義し、その過程を実施することに関心があり、NTRSの将来に配慮することには関心がなかった。スミスは、NTRSが独力でNRPAに対処できるとわかり、専門職主義に影響を与える課題に、より多くの注意を払わなければならないと感じていた。彼は、NRPA及びその他の専門職組織と協同して、NTRSへの指示に役立つ長期目標を考慮するに当たり、専門的プログラムの作成及び実施時の直接関与へのニーズを示す作業で継続した⁴⁾。

1971年までNRPAは、財務的困難を経験し、結果として、財務的自立を達成するための新しい料金構造及び会員サービス方式を実施した。しかし、NTRS役員会は、新しい料金構造を支持しなかった一方で、NRPAによってNTRSに提供された支援サービスの欠如へ関心が示されたこと、立法問題に関するNRPA活動の欠如による影響を受けていたことが指摘されている⁵⁾。

1972年頃、NRPAは経済的問題に直面しており、その運営経費は、年々増加し、追加的な収入が見出されなければ、赤字財務が例外よりむしろ通例になると指摘されていた。その問題を解決するために、会費が2倍に増額され、下部組織の会員も倍額が請求された⁶⁾。予算削減及び組織的危機が継続する暗雲の下で、NRPA内及び個々の下部組織予算の作成には、かなりの時間が費やされた。NRPA会計年度が変更された結果として、2

通りの予算準備が必要となった。予算制約のために、NTRSが開始・継続していた予算の優先権を望んだ企画(例:出版他)を明確にする必要があった。同時に、NTRS事務員及び役員は、他の下部組織役員会と一緒に、NRPA予算全体を検討し、事後評価する機会を与えられた。NTRS役員会は、NRPAの予算配分への支持を表明した一方で、NRPAへの大きな投資で、NTRSを始めとし、他の下部組織の効率性を強化・改善しなければならないと感じていた。しかし、2年目に『セラピューティックレクリエーション(以下"TR"とする)年報』は出版できなくなり、『全米TR1973年鑑』の出版は行き詰まった。

1971-74年の間、NTRSの活動は、NRPAの予算削減及び運営的再組織化のために制約を受けた。しかし、一方で、振り返ってみると、その問題は、当時予期されたほど大きくはなかった。この時期も、NTRSは、2-3年間は、緩やかな比率で成長し、発展し続けた。また、それまでになく会員の多くが、NTRSに関与するようになり、NTRSを閉鎖的なものから公開的なものへ変化させることになった⁷⁾。

1974年にNTRSは、将来の目標及びNRPAに関する勧告を検討し、作成するための目標委員会を設定した。そしてNRPAのすべての下部組織及び会員は、情報を有する機会を提供された。NTRSも、適切な職員支援により、『TRジャーナル』の出版、登録プランの管理の他のニーズに合致する場合には、NTRSは、NRPAの再組織化を支持することになった。そして、NRPAによって削減されたプログラム及びサービスの影響で、資金水準が到達されず、下部組織事務局長の整理統合のために、NTRSの事務局長は、再び陸軍レクリエーション協会(AFRS)下部組織でパートタイムで仕事をしなければならなくなった⁸⁾。

NRPAの目標委員会報告では、NRPAの組織的、運営的構造について言及し、すべての下部組織との関係は、1976年大会の終わりに解消された。そして、公式書面及び口頭手続により、下部組織の資格を再申請しなければならなくなった。

同じ頃、NRPA全米協議会及び理事会への復職について、NTRS役員会は、NRPAの下部組織であることを認めた。TR専門職は、自分たちの同

僚と共通の認識、関与、利害、関心を共有しながら、その専門性が、特別な環境や特別なプログラムに属している特別な人々へのサービスの提供に焦点を当てており、それらの特別なサービスの提供が、政府の保健及び任意当局の多様性との効果的な相互関係/連絡役の発展及び維持、適切な関連グループとの連合における立法推進及び活動の促進、様々な保健/教育サービスに適切な特定の基準/規準の開発及び実施、一般的な余暇/レクリエーションサービス技能を超えた特定の専門別化された適切な職員能力開発、特別な人々及び特別な環境に適切な情報及びプログラム資料の開発及び普及等への関与及び関心を必要としているとNTRSは考えていた。

NRPA 理事会はまた、予算及び経費運営に関して、下部組織からの情報を要請した。NTRSは、目標委員会が概説したサービス及び要員配置の経費分析に基づいた予算を作成するために委員会が任命されるように勧告した。

この年、NTRS 事務局長でもあったデビッド・C・パーク (David C. Park) は、NRPA を辞任し、イボンヌ・A・ワシントン (Yvonne A. Washington) が、NRPA の新しい運営上の構造について承諾した。

新しい役員会は、後任のリー・L・メイヤー (Lee L. Meyer) 会長とともに、多くの問題を検討した。興味深いできごとは、最初の会合で、役員1人が、下部組織構造から部会構造へ変更するために、「セラピューティック部会」へ下部組織の名称変更を提起したことであった。その動議は阻止された。

この役員会会合の間、TR に関する原理的声明 (philosophical statement) を作成するための委員会が設置された。これは、NTRS の自己検討への対応策として開始された。NRPA 目標委員会は、将来の目標及び方向に関して下部組織を調査してきた。

NTRS の自己検討委員会は、1977年1月にその成果を報告した。公園及びレクリエーション運動の計画及び目標全体へのTRの寄与が列挙された。同様に、NRPA 内でのNTRSの機能及び目的が提示された。メイヤー会長によると、NRPA 執行委員会からの所見は、非常に喜ばしいものであった。その報告の結果として、メイヤー会長は、

重要問題事前評価に関する会長付属委員会を推進し、それはガリー・M・ロブ (Gary M. Robb) 会長によって続けられた。

同じ頃、NTRS の主催活動で調達した資金をNTRSの管轄に置くことを要請した件が解決された。また、NRPAの財務的制約がNTRSの全体の活動を抑えてプログラムに優先順位つけたもの一方で、多くのプログラムは機能できた。そして、下部組織としてのNTRSは、その年にNRPAの下部組織に再び組み込まれた⁹⁾。

1978年の新役員会の初会合の主要な焦点は、ロブ前会長によるNTRSとNRPAとの連合プラン報告であった。その報告に続き、ロブは、NRPA理事会のNTRSの提言を伝えるための信任投票を受けた。そのプランは、理事による助言の下で諮られたものの、結局、却下された¹⁰⁾。

同年には、NRPA大会でNTRS研修会を支援する外部資金を求めたこと、ロブ会長及び委員会が、NRPAとの連合結成プランを交渉するためにNRPA理事会代表及び常務役員と会合するという勧告が全員一致で可決された。その勧告は、会員及び予算的な課題のNRPAのサービスに対するNTRSの継続的な不満の結果であった。また、資金の制限にもかかわらず、NTRSは、専門職業業務を意識し、目標を作成し、活動を遂行することに人目を引こうとした。認証研究班 (重要問題委員会) は、NTRSの登録プログラムがどのようにして全米保健公認当局 (NCHCA) によって認識されたかを論議するために、全米保健公認当局との予備的な会合を開催し、当局に認識されるために、運営上独立していなければならないこと、すなわち登録プログラムがNRPAから分離されなければならないと示されたことが指摘されている¹⁰⁾。NRPAの新しい予算構造が、年俸に基づいて実施されても、財務問題は、NRPA内で依然として存続していた。NRPAの財務問題は、下部組織へのプログラム及びサービスへの数及び範囲に影響を及ぼした。NRPAの下部組織連絡役へ援助するために、常勤秘書が要請された。当時のジェラルド・S・フェイン (Gerald S. Fain) 会長は、NRPAと特別企画歳入プログラムについて交渉した。そのプログラムは、NTRSに、歳入のある生産的な企画を開始し、NTRSの役員会の裁量で支出される

制約付きの資金勘定の設定を承認した。その歳入一部は、あらゆる企画に関わる諸経費として NRPA 一般資金へはいり、残りは、NTRS の特別資金にはいることになった¹¹⁾。

各下部組織の主要な目標の1つは、良質の出版物を会員に提供することであるが、『TR ジャーナル』の出版の質には、疑義が唱えられた。1978年の年次集会では、『TR ジャーナル』の内容が良質か、全くそうでないかを NRPA で投票することであった。

1978年には、新しい『大学間専門的実験体験への基準及び指針』の承認、4年間の教育課程内容領域におけるそれらの包摂への勧告に脚光が当てられ、それもまた承認された。同年、NRPA 登録役員会は、TR 職員への単独登録団体としての NTRS 登録プログラムを承認した¹²⁾。

1982-1983年は、NTRS の歴史において、NRPA との間で起こった内紛「不満の時期」に当たる。1985年10月までに、その内紛は収まり、前向きな行動が期待された。1982年前後も、NTRS は、専門職主義への成長及び発展を続けた¹³⁾。

この時期の資金の欠如は、いくつかのプログラム及びサービスの拡大を妨げ、NTRS を特別な関係グループ以外の何かとみなすような NRPA の失敗は、専門職組織としての NTRS の機能を阻害することになった。資金問題は、要員や任務の再配分と一緒に、『会報』の発刊を中止の対象に到らしめ、その後、会員サービスに影響を与えた。その後、下部組織の年度中間集会で、NRPA 理事会の執行委員会は、すべての下部組織の会報を継続することを決定した¹³⁾。

当時、NTRS は、NRPA 内に留まるべきか、分離した組織になるべきかで苦闘していた。ロブ元会長は、NRPA 理事会での NTRS の代表としての任期を終えており、NTRS 及び NRPA に関し熟慮し、将来のための腹藏のない示唆を提示した。その内容は、NTRS 内の徹底的な論議を中止し、財源、人事、すべての支援サービスを中止すること、TR の対象者が実際にレクリエーション及び余暇サービスに十分な参加資格が与えられ、それらの機会を保障することが NRPA の責任であること、NRPA が公園及びレクリエーション分野への幅広い公的権利擁護に基づいた組織であり、専門的プ

ログラム及び関心が、多くの組織的機能の1つにすぎないという事実を認めなければならないことであった¹⁴⁾。

1983-84年のアン・ジェームズ (Ann James) 会長の任期には、いくつかの問題で NRPA と肯定的な関係をもつようになった。他方で、NRPA との摩擦の原因になり続けた問題もあった。NRPA と NTRS との有意義な関係の前進は、NTRS の立法・規制上の問題解決方策に対応するために NTRS 立法委員会を NRPA が招集することであった。また、NTRS のコンサルタントとしての代理人及び政府問題担当者が NRPA との契約上の配置されたことも、肯定的な前進であった。これらは、NTRS の立法問題の重要性を NRPA に認識させた前年の投資委員会報告に伴う結果であった。

これら数少ない努力は、状況の悪化によって相殺された。NRPA 常務役員ジョン・デービス (John Davis) は、キャロル・A・ピーターソン (Carol A. Peterson) 元会長による「優先順位及び義務の問題」と題した論文の『TR ジャーナル』への掲載を拒否した。その論文は、NRPA 及び NTRS の組織構造と、NRPA の体制下における臨床的 TR 者の関心を考察していた。この行動は、NRPA 及び全米 TR の事務員、常務役員、『TR ジャーナル』編集長の間で多くの自説に固執した論議や書簡を行き交わさせることになった。メイヤー元会長は、その論文だけでなく、NRPA と NTRS との関係全体に関係したデービスへの書簡において、「情況は…より深く長年にわたる関心の徴候となっている…」と論評していた。その論文は、結局印刷されたが、関係に再び緊張をもたらした。

この年は、NRPA 内のサービス管理のための NRPA 自体によって開始された優先順位の高い企画の確認や、全米 TR 週間を毎年指定、全米リハビリテーション会派集会へのリハビリテーション施設認定委員会連絡役と常務役員デービスの参加が挙げられる。

NTRS へ代替する可能性は、年次集会では公式の論議段階には到達しなかった。その年の NRPA 執行委員会会合と、役員会での論議や行動は、何も起こらなかった。NRPA 執行委員会の態度は、NRPA 長期立案委員会の活動を妨げている理事会の態度からもわかる。

NTRS と NRPA との間の確執は、プログラム拡大及びサービスのいくつかの縮小につながったが、全体的な進歩は、あまり大きく妨げられなかった。

この時期も、NTRS 会員は、わずかに増加し続けた。NRPA は、NTRS の立法や行政的問題において、大きな関心を持ち続けた。特記事項として、ジョン・シャンク (John Shank) が立法委員長を務め、障害者への総合的レクリエーションサービスを保障するための立法行動のために他の組織や人々とともに活動したことが挙げられる¹⁵⁾。

1984 年の顕著なできごとに、NTRS の最新の保健ケア及び立法の関係で、NRPA を援助する TR 専門職のラッド・コルストン (Ladd Colston) を任用するために、NRPA 理事会のメンバーであるアン・クローズ (Anne Close) が NRPA へ 20,000 ドルを寄付した事実が挙げられる。当時の役員会メンバーの間での論争となる項目は、予算であった。1985-1986 会計年度の NTRS 予算は、NTRS 予算委員長または NTRS 執行委員会との相談なしに、NRPA 理事会によって変更された。年次役員会会合では、NTRS 役員会を統制して承認させる形で、NTRS への配慮や、NRPA の援助を引き下げる変更と一緒に、一連の勧告がなされ、可決された。

その年の中間集会では、代替組織の構造を方向づける文書を地位文書研究班 (Position Paper Task Force) に作成させる動議が可決された。その文書は、NTRS と NRPA との関係についての歴史的理解を含んでいた。NRPA 常務役員からの NTRS のジェリー・G・ディカソン (Jerry G. Dickason) 会長への書簡は、その集会における NTRS 行動についてきわめて批判的であった。そして、その年の後半に、レイ・ウエスト (Ray West) 役員が辞任した。ウエストは、第三者団体償還及び保健ケア問題について見識が深く、彼の辞任は不運であった¹⁶⁾。

ディカソン会長の任期中、NTRS は NRPA の行動によって苦しめられたので、退任時の所感において、NRPA を酷評した。ディカソン会長は、NRPA が、NTRS の関心に無関心であると感じていた。彼の意見では、NTRS が、専門的認識、財源の 2 つの点で、NRPA に無視されていた。

NTRS にとって極度に重要な問題 (例：保健ケア問題) について、NRPA が NTRS の指導に失敗した点について、彼は、1 つの事例を示した。財務には、プログラム及びサービスを拡大するための資金の継続的欠如、NTRS の事務員との相談なしに NRPA の裁量で NTRS の予算を変更した点を指摘した。ここに到って、かなりあからさまに NRPA 支配への NTRS の反発が表れていると言える。

この「NTRS 会長の伝言」によると、NPPA 常務役員データベースによる検閲は 1985 年大会前の NTRS の『会報』発行時に起こった。その『会報』は、会員への配布を差し止められた。その『会報』には、NRPA 大会期間中に開催される NTRS 研修会及び他の TR の会期の情報を含んでいた。NRPA 常務役員は、NRPA 出版物として扱われる NTRS 資料が、出版に先立って NTRS 会長によって承認または除去される NTRS 勧告に対応しつつも、その勧告に敬意を払う状況にはないことを示した。事実、データベースは「われわれ NRPA は、融通が利かず、過程を指図し、除去を進める方針及び手続を単純に許可することはできない…」と述べた。

ディカソン会長及び役員会が、NRPA 問題に直面した最中に、別の問題が NTRS の内外で発生した。TR を理解し関心のある理事が欠如していることや、実践者のニーズに合致しない NTRS、自律性の欠如等の根本的課題に加えて、NTRS が NRPA から受けていたサービスに、様々なメンバーがだんだん不満になっていた。結果として、1984 年にアメリカ TR 協会 (ATRA) が設立された。その会員は、大部分、2 つの専門職組織に所属していた NTRS メンバーから成っていた¹⁷⁾。

1985 年は、NTRS の時間の大半が、NRPA 理事会の執行委員会から受けた報告への対応に費やされた。つまり、NRPA による『会報』季刊第 4 号差し止め、NTRS 出版物検閲等である。要するに、その他の NRPA の編集方針に関連した問題に関して、NRPA を非難する NTRS の勧告を受入れなかったことを示していた。当時の NTRS のデビッド・M・コンプトン (David M. Compton) 会長は、NRPA に協同するため、NTRS が関与する方針を表明するとともに、編集方針に関する NRPA の

行動に NTRS が不満であったことを述べた。

NTRS 役員会の代表の任をなさず、乏しいコミュニケーションの結果として、1985-1986 年度中間集会では、専門職の相互に倫理的品行に関する動議が可決された。その動議には、次のように書かれている。「すべての NTRS 役員会メンバー、委員長、その他の事務員連絡役代表は、彼らが NTRS という原理的で公式の地位の下、適正に NRPA を立場上代表していることをすべてのときに広く宣言しなければならない」。この会合では、NTRS の目標促進のため重要な手順が、方策的立案委員会において NRPA のものと調整する際に取られた。これは、NTRS が NRPA 長期プランを採択し、NTRS の目標立案へ活用していた結果であった。NTRS が TR 専門職及び補助員への認証過程の一部に試験を導入することを全米 TR 公認協議会に要請し、奨励していたのも、1985-1986 年度中間集会であった¹⁸⁾。

1986 年 10 月 16 日に、コンプトン会長は、NTRS 役員会の年次会合を招集した。その会合の結果、コンプトンには、多くの問題が解決されず、積み残されていると見出した。この会合で、彼は、NRPA の新しい常務役員 R・ディーン・タイス (R. Dean Tice) の存在を知ることになった。タイスが NTRS の多年にわたる強力な支持者になることが、そのときはまだ、NTRS 事務員、役員、会員にはわからなかった¹⁹⁾。

1986 年のアナハイムにおける新しい NTRS 役員会の初めての会合で、NTRS のニーズについての情報を提供するために、NRPA 理事会予算及び財務委員会会合に NTRS 予算委員長が出席することを勧告された。この勧告により、NTRS へ好意的な予算や透明性をもたらすことが期待された。1986-1987 年度中間集会の主要な関心は、予算に関する継続案件であった。役員会は、旅行、宿泊、その他の高い経費がもたらす NTRS 本務に積極的に参加する役員会メンバーの負担についてを論議した。結果として、役員会は、会合に出席している役員会メンバーの財務問題を明記する案を可決し、NRPA に事務員への支援優先予算を再び要請した。そして、NRPA 理事会が、下部組織事務員の旅費への償還禁止方針の撤回を求めた²⁰⁾。

1987 年に強調されたことは、規制/立法会合や協議会に出席するための NTRS の事務員及び委員長への財務支援を NRPA 理事会から承認の獲得することや、NTRS 役員会の広域役員が、すべて NRPA 広域協議会のメンバーとして承認され、受入れられたことであった²¹⁾。

1988 年にシャンク会長は、立法問題に対する NTRS と NRPA との関与を公式化するために、NRPA 常務役員及び NRPA 公的方針要員と会合したりして、2-3 年の短期間に、かなり有益に前進していた。この会合の結果、方針の指針が、NTRS 及び NRPA によって採択された。それには要員責任、下部組織立法委員会機能、下部組織代表制、連合の関与・形成、NTRS の立法的ニーズに合致するための財源の概略が述べられていた²²⁾。

来るべき年への NTRS 議題に関連して、NTRS のフレッド・ハンフリー (Fred Humphrey) 会長は、『将来への提携』と題した NRPA 1988 年次報告への照会を行った。彼は、NRPA が、排除された対象者との TR、レクリエーション、余暇サービスにも焦点を当てている密接に関連した組織の多くと『将来に向けた提携』を發展させることを求めるであろうと論評した。幅広く立脚した立法連合の發展等のために協同的努力が求められた。NTRS のハンフリー会長は、州協会とのより良いコミュニケーションへのニーズ及び NTRS の課題である少数者の関与を高めるためのニーズについて方向づけた²³⁾。バージニア州アーリントンでの 1988-1989 年度中間集会は、非常に生産的であった。この集会はまた、政府団体の代表に伝えるため、初めて大規模に NTRS の成果を導入した。NTRS 事務員及び役員は、障害者に焦点を当てた立法を論議するために、連邦議会要員と会合した。これには、連邦特別教育・リハビリテーションサービス局要員との会合及び州代表との独自に連邦議会訪問を含んでいた。この立法議事日程は、NTRS と NRPA が育んだ協同的精神の結果であった。立法に関する正規の連邦議会要員と相互交流する機会が、障害者の生活における TR の役割を伝える有効な手段となった。立法へ向けた簡潔な状況説明の結果、第 101 連邦議会に提出されることになったアメリカ障害者法の立法勧告と同様に、NTRS は、書面及び口頭での証言に貢献する

ことを求められた。NRPA・アメリカ余暇・レクリエーション協会認定協議会、NRPA 全米公認役員会、全米 TR 公認協議会、NTRS からの代表が、問題を明らかにし、解決するための会合を行った。それに続き、NTRS 役員会は、前の役員会の行動に従って、TR 専門職への唯一の公認団体として、全米 TR 公認協議会の承認を再確認している²⁴⁾。

NTRS のハンフリー会長の組織相互作用改善の目標の下で進歩がなされた一方で、多くの努力が必要とされた。NTRS における少数者に対して大きく関与しようとする彼の努力は、「少数者関与研究班」の設置によって実現された。実際に、その研究班の目標及びプランは、NRPA 及び専門職全体へ及んだ。NTRS のハンフリー会長は、立法の領域における TR 問題に対する NRPA の努力を称賛した²⁵⁾。

NTRS が、関心及び活動の悪循環を打ち消すために具体的な行動を取ることを記述することは重要である。悪循環は NTRS と NRPA との間での予算的な問題及び乏しいコミュニケーションによって生み出されていた。コンプトン及び彼に続いた人々の行動への青写真の結果として、行動の効果的な過程を決定するための NTRS の可能性を最大化する働きは、勢いを得ていた。NRPA 常務役員のタイスによって維持された「開かれた扉」の方針は、近年における NTRS の達成において有意な要因であった。

3. まとめ

NTRS と NRPA との関係の歴史的な問題点は、主として NRPA から NTRS に対する資金面での依存にあり、そのことが NTRS の影響やプログラムの範囲の制限、NTRS の意見表明の度合いにも関連していた。NTRS が NRPA にかなり振り回されながらも下部組織を続けている理由として、NRPA との共通性を認識した。NRPA とは独自の専門性を活かそうとしたことがあった。NRPA の経済的問題のために、下部組織に会費面で皺寄せがなされたり、出版等の事業の制約に影響が出たこともあった。NRPA と NTRS との関係悪化には、NRPA 常務役員のジョン・デービスの言動も、大いに影響を与えていた。1986 年の NRPA の新しい常務役員 R・ディーン・タイスの就任が NTRS

と NRPA との関係の転換点になり、予算及びコミュニケーションの問題に改善をもたらした。NRPA は、NTRS との提携を推進し、アメリカ障害者法への影響を含む立法のための連合が有効に機能するようになり、NTRS 会長も称賛するに到った。

今後の課題としては、ATRA (American Therapeutic Recreation Association) の委任投票制度が、メンバー直接参加機会の欠如であり、非民主的体質として批判されている実情の解明に取り組んでいきたい。

<本稿は 2010-2011 年度の津曲学園鹿兒島国際大学学外研修長期国外留学の成果の一部である>

註

- 1) 堀田哲一郎 (2001) アメリカのセラピューティックレクリエーション専門職団体による立法運動の展開 - 2つの団体の見解の差異を中心に - 『レジャー・レクリエーション研究』第 44 号。
- 2) O'Morrow, G.S., (1991) National Therapeutic Recreation Society, A branch of the National Recreation and Park Association, 25th anniversary, a historical perspective, 1966-1991, the National Recreation and Park Association, p.53.
- 3) *ibid.*, p.3.
- 4) *ibid.*, p.5.
- 5) *ibid.*, p.8.
- 6) *ibid.*, p.9.
- 7) *ibid.*, p.10.
- 8) *ibid.*, p.11.
- 9) *ibid.*, pp.12-13.
- 10) *ibid.*, p.15.
- 11) *ibid.*, p.16.
- 12) *ibid.*, p.20.
- 13) *ibid.*, p.21.
- 14) *ibid.*, pp.22-23.
- 15) *ibid.*, pp.23-24.
- 16) *ibid.*, p.25.
- 17) *ibid.*, p.26.
- 18) *ibid.*, p.27.

19) *ibid.*, p.28.

20) *ibid.*, pp.29-30.

21) *ibid.*, p.31.

22) *ibid.*, p.32.

23) *ibid.*, p.34-35.

24) *ibid.*, p.35.

25) *ibid.*, pp.35-36.

(受付：2013年4月18日)
(受理：2014年1月23日)

<原著>

エコロジーの課題とレジャー
—自然との共感に根ざす日本文化の価値の再考—

須賀 由紀子¹

The Issues of Ecology and the Leisure Life
—Reconsidering the Value of the Japanese Culture Having Sympathy with Nature—

Yukiko Suga¹

Abstract

The aim of this paper is to consider about the vision for a better leisure life from the viewpoint of the issues of ecology. The author pays attention to the value of Japanese traditional culture, which share similarity with the thought of deep ecology, one of the most influential ecological movements today searching for new lifestyle facing the global environmental problems.

Through this research, three points were found. First the Japanese culture, judging from the example of herb dyeing treated in this paper, has the power to make us adore and harmonize with nature. Second, the Japanese poetry waka plays an important role to make us see the scene of the nature with deep feelings. So the knowledge of waka might be a good way to understand the meanings of nature for the human-beings, and the teaching of waka might be an effective way to create an ecological society. In particular, Manyo-shu should be regarded as the best text to learn waka, because it is the best anthology of ancient waka poems, full of words based on strong relations between the nature and the human-beings, and it also presents what we should value in the ordinary life. Third, the knowledge of waka could have the possibility to make the leisure life happy from the viewpoint of philosophy of leisure.

So the conclusion is that the education of waka, especially of Manyo-shu, should be the best way toward creating the ecological society and making the substantial leisure life.

1. はじめに

「地球環境問題」¹⁾に対して意識を深めることは、暮らし方の選択に大きく関わる現代の課題である。とりわけ、東日本大震災を経験し、「文明社会」の負の側面を身近に感じた日本は、20世紀の「成長社会」をひた走ってきただけに、これからの時代の新たな暮らし方を問い、そのモデルを提示していきたい。この課題に、レジャー・レクリエーションの領域においても、何らかの役割を果たしていくことが求められるのではないだろうか。

これからの時代のライフスタイルに向けて必要なことは、生活価値観の問い直しという課題であろう。「現在の便利で快適なライフスタイルが人間にとって本当に豊かな生活であるのか」という観点からの問いである。自然と人間との関わりに意識をもたらす「環境教育」²⁾も、そうした問いを根底において、「持続可能な社会」に向けてのライフスタイル形成に力を発揮していく必要がある。

一方で、今日の日本は、本格的なレジャー時代

を迎えている。長寿化に伴い、人生で享受できる総自由時間量が増大している³⁾。また、「ワーク・ライフ・バランス」の生活意識も広がりを見せており⁴⁾、自分自身の時間を人生全体でどう充実させていくかに重きが置かれる社会が到来している。こうした社会を迎え、自由時間の活動を生きがいや幸福感の感じられる暮らし方へどうつなげていくかというレジャー享受能力の課題は、進む高齢化社会とも関わり、ますます重要性を増していく。従って、レジャー享受能力をいかに高めるか、その社会的支援はどうあるべきかという課題は、もう一つの大きな現代的な課題と捉えることができよう。

以上を踏まえると、これからの環境社会にふさわしい暮らし方を築くという課題と、長寿社会を人間らしく生きるためのレジャー享受能力を豊かにしていくという課題と、この両方の問題意識の中でライフスタイルを構想していくことは、21世紀の幸福な暮らしのかたちへと結びつくものと考えられる。そこで、豊かなレジャー・ライフの形成を念頭に置きながら、環境社会にも資するようなライフスタイルのあり方とそのための意識づけ（動機づけ）の問題について検討し、これからの時代にふさわしいレジャーへの問題提起を行うことが本稿のねらいである。

本論は次の手順で論考をすすめていく。まず、エコロジーおよびエコロジー運動の思想から、これからの暮らしで大切にしていきたい考え方を提示する。次に、それを現代の暮らしで実現する手だてとして、日本の伝統文化の持つ可能性を考察する。ここでは日本古来の染織の営みと和歌の伝統を題材として取り上げ、そこにみられる自然と人間の関わり方の特徴をエコロジーの課題との関わりで検討していく。その上で、日本の伝統文化をこれからの暮らしに生かす意義と方法、および、レジャーとの関わりについて論じる。

2. これからの暮らしに求められる視点～エコロジー思想から

「地球環境問題」を問う時に、「自然と人間の関わり」が一つのテーマとなるが、そもそも人間も自然の一部であり、人間の暮らしの営みも、常に自然と対峙しつつ形成されてきた。従って、人間

を取り巻く自然環境にどう接するかという課題は、これまでの歴史の中にも存在した。しかし、現代の地球環境問題の特徴は、機械文明、科学技術文明が生み出したものであり、これまでとは質も違い、速度も違うところに特徴があるとされる⁵⁾。

そこで、われわれは、今一度、自然についてよく知り、理解していかななくてはならない。ここに、環境教育の原点がある。相手となる「自然」とは、どのような姿がその本質なのであろうか。それに対する見方を与えるのが、生態学（エコロジーecology）である。

「エコロジー」という言葉は、ダーウィンの『種の起源』が世に示された7年後の1866年、ドイツの生物学者、エルンスト・ヘッケルによって提示された、というのが定説である⁶⁾。ギリシア語をルーツに持ち、「オイコス」（家）と「ロギア」（論）という二つの語幹をひとつにしたもので、語源的には「棲み家の科学」を意味する⁷⁾。「周りを取り巻く環境との相互作用を含めて生物を研究する」という考え方がその原義であった。

ヘッケルはダーウィニズムの普及に力を注いだ人である。この点を捉えて、入江（2008）は、エコロジー思想の理解にはダーウィンの進化論を正しく知ることが重要であると論じている。進化論の核心は「自然淘汰説」にある。自然淘汰の生存闘争をくぐり抜けた生物種が、様々な形態をとって、多様に共存・共生するのが自然界である。ここで重要なのは「長い時間をかけた累積的な効果、影響」であるという点である。たとえば、土中で生き延びる方法を選んだミミズも、その存在が柔らかな肥沃な大地を生み出すという意味では、生態系全体の中での存在価値がある。その意味で、生態系は、生物が生物として生きる「時間」の中に生み出され、その中で「多様な価値」が共存していく。それが進化の姿である⁸⁾。

この立場に立てば、自然の姿を見るときに大切なのは、この「時間性の価値」と「多様性の共存」という視点になろう。「時間性」は、個体の有限の命が紡がれて刻まれるものであるから、「循環性」という価値が内在する。

このような古典的な議論から説きおすまでもなく、今日では、太古の深海で生じたと考えられている最初の生命体の発生以来、長い時間をかけ

て様々に進化をしながら、それぞれの「時間」の歴史を個体内に刻み、地球全体の生き物の多様性ができあがっている、という生態系の姿が明らかにされている⁹⁾。

自然界の生き物は、個体として個々の時間を生き、やがて死ぬ。しかし、次の世代を生むことを通して、生き物の「いのち」そのものはつながり、生態系の時間は紡がれていく。人間以外の生物は、この自然の摂理に従って、個々の生を精一杯に生きていく。それが自然の姿であるが、そこに人間の科学技術や経済発展の思惑が介入し、自然の時間を人為的に裁ち切り、生態系を壊していくことになってしまった。従って、地球環境破壊を食い止めるためには、われわれ人間も生態系をなす一員として、そうした自然の精一杯の命の営みや自然界の精巧な仕組みに共感し¹⁰⁾、われわれ自身も、自然界の一員として、自然の時間と多様性の共存の中に生きるという暮らし方を取り戻すことが必要である。こうして、エコロジーへの意識は、「生物学の研究」という領域を超えて、われわれ自身の生き方、暮らし方の変革への意識を生み出していく¹¹⁾。

このように、地球環境問題への問いかけは、現代文明に対する思想的反省を伴いながら、人間の行動規範や倫理的規範を問うものへと展開する。その中で、自然と人間との深い内観的交流の経験を原点として、自然に対する人間の行動規範や倫理的規範を問い、ライフスタイルの変革へと向けていくエコロジー運動も生まれた¹²⁾。

その一つの潮流をなす「ディープ・エコロジー」では、人間対自然という二元論ではなく自然との根源的な関わりを求め、人間もその一部であるところの自然に主体的・内観的に対峙をし、その中で本当の自己 (Self) を発見することを求める。謙虚な心になり、そこで感じとるものの深さを基盤に、自分の生活のあり方、人間と自然との関わりのあるあり方を見出していこうとする (ネス、1997)。また、フランスのガタリによって提唱された「エコゾフィ」の思想では、自然環境のエコロジーを取り戻すためには、社会環境のエコロジーと、人間の精神自身のエコロジーをともに考えていかなければならないことが述べられる。社会環境のエコロジーとは、良好な社会関係のこと

であり、精神のエコロジーとは、自分自身の心身が様々な欲望に囚われることなく主体を持ち、自由な状態にあることと捉えられる。そして、現代のような刺激の多い社会の中では、「精神のエコロジー」を取り戻し本質に向かうことが必要と説く (ガタリ、2008)。

こうしたエコロジー運動では、「自然の声」「地球の声」を感じながら、様々な生命のつながりの中の自己を認識していくことに重点を置く。そのため、瞑想によって意識変容をはかるという方法がとられる (熊倉、2012)。俗界から隔離された空間の中で、自然と人間の根源的一体感を感得し、人間的欲望に満ちた近代化した世界観を捨て去り、「本来の自分」を取り戻す。「本当に大切なものは何か」を認識し、欲望に囚われることのない節度ある生き方、暮らし方へ意識を変えていく。このようなディープ・エコロジーは、意識高い人々による特定のコミュニティでのみ受け入れられるものであり、「ロマン主義的自閉」に陥る可能性も指摘されるなど、実践的でないとか社会的でないといった批判もある¹³⁾。しかしながら、「自然と人間の根源的一体感」の価値に立ち戻り、そこから暮らしの姿勢を問い直すとするディープ・エコロジーの考え方自体は、これからの暮らし方に重要であろう。

以上を踏まえると、「自然と人間の根源的一体感」を感じるような時を持つ暮らしが、エコロジーの時代に望まれるライフスタイルとなると考えられる。問題は、それを特別な瞑想や特定の高い意識を持ったグループの人だけが行うものではなく、日常的な暮らしの中で、自然に馴染むかたちで浸透させるには、どうすればよいかという課題であろう。

そこで着目したいのが、日本が古来より培ってきた文化の伝統である。環境哲学の研究者たちによって、ディープ・エコロジーで大切とされる「自然と人間の根源的一体感」は、日本の伝統的な自然観と親和性が高いことが指摘されている¹⁴⁾。日本の生活文化は、自然に根ざした暮らしの中から生まれたものであるから、その価値の再発見の中に、エコロジーの時代にふさわしい暮らしが展望できるのではないか。このような問題意識のもと、本稿では、日本の染織と和歌の文化の中に、「自

然と人間の根源的一体感」によってもたらされる価値とは何かを検討していく。そして、そこから、現代のライフスタイルへの視点を考察する。

3. 染織文化にみる自然と人間

本節では、まず染織文化を事例に取り上げる。染織文化に着目した理由は、人間の基本的な行為である衣食住のうち、「食」と「住」は他の動物と共通な行為と考えられるが、「衣」の行為は、人間ならではの文化である、という点にある¹⁵⁾。自然の中から素材を得て、それを人間が纏うものへと美しく変化させていく営みの中に、人間は自然からどのような価値を受け取るのでしょうか。

ここでは、重要無形文化財保持者（人間国宝）に認定されている染織家・志村ふくみ（1924-）の著作に描かれた染織の世界をもとに考察する。志村については、詩人・大岡信が、自然との関わりの中に「言葉の生まれるところ」があることを示しえる人として取りあげている¹⁶⁾。また、彼女の著作『一色一生』は、自然界の恵みの色に惹かれ、望みの色を生み出すため一生をかける仕事の中で出会った様々な人や色の世界を語ったもので、第10回大佛次郎賞を受賞している。志村の著作の中には、染織の「心と技術」を持った第一人者が、その営みの中で感じ、見た世界が的確な言葉で示されているとみてよいであろう。

志村は、植物から取り出す染料で糸を染め（染色）、風合いある着物を芸術作品として織り上げ（織物）、日本古来の染織文化の伝統を紡ぐ¹⁷⁾。常に自然と対峙する中で、志村は自然のどのような姿をみているのか、そして、そこに、自然と人間の関わりを価値をどのように捉えられるのかを、ここでは考えてみたい。

第一に、志村は、染色とは、植物の花、実、葉、幹、根が持つ色を糸に染め出す行為であるが、それは自然の生命の色の中に「いただく」行為である、とする。志村は、植物の持つ色を、「こちらに宿したい」と表現する¹⁸⁾。そのためには、自然の移ろいを肌で感じ、対象とする自然が生命のエネルギーを一番蓄える時を待つ。「植物にはすべて周期があって、機を逸すれば色は出ないのです。たとえ色は出ても、精ではないのです」と語る¹⁹⁾。それは、必然的に自然の「息」に人間の側

もリズム合わせていくようなものとなり、人間は自然の命のリズム、自然が生きる「時間」というものを肌で感じる。たとえば、志村は、桜の木を染めたときの経験として、春先のこれから芽吹くという時の桜の木の枝から染織しないと、桜色の染め出しはできないことを語っている²⁰⁾。花を咲かせ、命をつなぐために、物言わぬ木も、一年の時の循環の中で、一番力のこもった樹液をこの時期に合わせて貯めているのである。こうして、自然の大きい「いのち」をいただくという行為の中で、自然が有する時間性（循環性）のリズムに共振し、共感し、自然の一部である人間も、そのリズムに合わせて生き、自然のいのちと時間の価値を暮らしの中で感じることになる。

第二に、志村は、自然の色は実に多様であることを語る。たとえば、鼠色は、様々な植物からも取り出すことができるが、一つひとつの植物に固有のねずみ色があるという。日本人はその捉え方が誠に細やかで、「四十八茶百鼠」という言葉も生まれている²¹⁾。しかも鼠色は、どのような色の組み合わせとも邪魔することなく混じり合い、穏やかに平和な色の世界を創り出す。このような色の姿に接していると、多様性が共存する姿が極めて自然なことであり、それに共感する心が自然に生まれるのである。微妙な色の違いを敏感に受け止める心は、自然に繊細に接する姿勢を生み、そこから美意識や日本人ならではの心性も育まれていくと考えられる。その繊細な受け止め方は、生活の仕方、ものの見方、世界観に影響するのである。

前節において見たように、多様性をもつことが生態系の自然な姿である。自然界の一部である人間も本来は多様であることが自然であるが、そのことを忘れ、できるだけ平準化・規格化することを善しとしてきたのが近代社会である。それがいかに「不自然」なことであるかが、こうした自然の姿に感じ入る暮らしがあれば、気づくことができる。

第三に、自然は、人為的行為や人間の予測では届かない神秘を有することに、染色の営みの中でじかに接することができる。たとえば、志村が繰り返し引き合いに出すのが、「緑色」の話である。緑色は、自然界ではこれほどたくさん目にするこ

とができるのに、自然界のものからは直接に染め出すことができないという。緑色は、藍と黄色の染料を混ぜ合わせて染める。その瞬間に創り出される色はえもいわれぬ美しさで、緑色が生まれる瞬間に立ち会うと、「生まれてくる」ものの神秘と美しさの実感を持つという²²⁾。しかし、それは長くはとどまらず、すぐに変色してしまう。このような色の神秘の世界に出会うにつれ、「目に見えるものの向こうに目に見えない本質がある。本当のものは、みえるものの奥にある。そのことを教えてくれるのが、人間を包み込む自然界の不思議、絶対的な大きさ」と志村は語る²³⁾。こうした人智では及ぶことのできない世界に心沿わせていると、謙虚になり、自然に対して節度を以て接する気持ちも強くなる。

第四に、染織の営みは、相手の自然を愛しむ心を究極にまで高める。それが人間を、より本質へ、より本物へと向かわせる。その典型が、藍染めの仕事である。藍染めは、植物染めの中でも特別に難しく、染める人の精神性を表すという。蓼藍(たदैい)という植物を原料として発酵させてできる「藍の花」のできばえは、心のかげようである。「仕込みから、藍の終焉を見送るまで、日々藍から目を離すことはなく、朝、甕のふたをあけた時の顔の色、艶、建ち上がりの腰の力、におい、味、手ざわり等、五感のすべてを働かせて、かすかな変化も見のがすことなく」関わり、温度や湿度に細心の注意をはらい続けるうちに、藍甕の中に手を入れた瞬間に藍の状態がわかるという関係が生まれる²⁴⁾。自然と自分自身の「いいしれぬ一体感」の中で藍染めの仕事はすすみ、仕事を終えた時に、藍の命とともに生きた自分を感じ、充実感とある種の寂寥感に浸されていく。

以上のような染織文化の世界に生きて、志村は、自然界から色をいただく染色の営みを、「自然界の変幻極まりない仕組みの中には、一定のリズムや周期がめぐってきて、われわれにはほんの一滴のしずくをしたたかせてくれるのです。それを受け止める態勢がこちら側に整ったとき、はじめて色が生まれるのです。自然界の扉の剛直さ、棘の鋭さ、蜜の甘さ、それらが縋り交って、玄妙な調和ある色彩がもたらされるのだと思います」と受けとめている²⁵⁾。

ここに通底するのは、「自然の命のリズムに心の耳を傾けて聴く」という、いわば「沈黙の時」の深さに感じ入る心である。「相手の自然が、今どういう状態にあるのか」を思い、相手(自然)に寄り添いながら、心を傾ける。それが「自然の声」を聴くということであるが、それを聴くためには、自分を無にして、自然に身をゆだねるしかない。すると、自然の不思議や自然の力の大きさに驚かされることにしばしば出会う。このような自然には謙虚にならざるを得ず、畏敬の念に満たされていく。それが、逆に、自然に対していとおしさを感じる暮らしとなる。蚕がはき出すはかなくも力強いいのちの糸を紡ぎ、桜の樹液が精一杯に命開かせようとする事実立ち向かうにつれ、自然の営みにいとおしさを感じられるのである。

この自然との対峙の中で、人間の精神は、自然の中に、生命の本質を見る。そこに、「力ある言葉」が生み出され、その人のものの見方、価値観となっていく。「力ある言葉」とは、日常的なコミュニケーションの伝達の手立てとしての言葉ではない。「単純そのもの」といいが、その単純な言葉が引きずっているものの世界は大きくて深い²⁶⁾というように、「世界」の本質を捉え、人が生きる支えとなるような言葉である。

自然に接していると、自分の予想や計画を超え、驚きや思いがけない歓びに出会うこともある。それにより、より高いところに精神の世界を向けていくことができる。そうした自然と人間の接点の中に、虚飾ではない、驚きや歓びや心からの哀しみに満ちた美しい言葉、意味深い言葉が紡ぎ出されていく。それは、真摯な生活の営みの中で感得される「いのち」の本質を内包する「力ある言葉」である。従って、その言葉に触れる者の魂を揺さぶり、我が身の生き方を振り返らせる力ある言葉、美しい言葉となる。

大岡は、志村の言葉は、その言葉が捉えている対象の向こうに、自然界の本質の大きな世界を捉えている、という²⁷⁾。部分を語りながら生命現象の全体を捉えている言葉は、思想や感性を豊かに育む。自然と直に接し、自然に耳傾け自然と語らう暮らしの中に、生きる支えとなる「力ある言葉」が生まれるのである。

このように捉えてくると、「自然と人間の根源

的「一体感」の価値は、「沈黙の時の豊かさ」に満たされて、人間が自然から「力ある言葉」の世界を受けとめるところにある、と考えることができる。そして、自然に根ざした日本の生活文化は、そうした時の豊かさに恵まれる可能性を有する。そこに歓びを感じる「心の習慣」を大切することは、これからのエコロジーの時代に極めて本質的な、ふさわしい暮らし方となるのではないか。

4. 言葉を豊かに持つ暮らしと和歌の伝統

このような「自然と人間の根源的一体感」に根ざす「力ある言葉」は、日本人の文芸の伝統である和歌を繙くことによって、深めていくことができるのではないだろうか。そこで、次に、和歌の言葉の中にみる日本人の「自然と人間の根源的一体感」の特徴を捉え、これからのライフスタイルにおける和歌の伝統の価値を考察する。

詩の言葉は、「世界」の本質を描き出す美しい言葉の結晶であるが、日本の詩歌は、五音・七音の短詩型で「世界」を写し取る形を育んできた。特に、短い言葉の中に「自然」そのものを謳い、細やかな内面の嬖や深い精神性を重層的に響かせる、「叙景歌」とよばれるジャンルが発達した(大岡 2005)。

叙景歌は、日本的な特徴の文学で、「目に見える外界の事物を、混沌たる内部世界の比喩、あるいは象徴として、いわば主客未分の状態において表現」するものである²⁸⁾。そこでは、対象とするものの美しさの客観的な事実よりも、対象に関わる主体が持っている心の深さが、事物の美を決めていく。歌われる対象の自然は、それを見る心の深さと一体となって、美を深めていく²⁹⁾。

美学者の佐々木健一(2010)は、西洋の人々の花の美に対する感じ方との対比を踏まえて、日本人と自然の関わりの特徴を次のように捉えている。一つは、桜の美(霊気)にそこはかたく包み込まれ、その中に「われ」を感じる《意識拡散型》の関わり方である。もう一つは、芭蕉の句に端的に表れているように、見つめる対象そのものに意識を凝縮し、その対象の像に「今ここ」の自らの意識を同化させ、そのものと一体化するところに情を感じる《一点集中型》の関わり方がある³⁰⁾。日本人の自然の接し方には、この二つの

「世界同化」の方向がある。この中で、日本人は自然の中に「気色」を見ている。「気」とは、「宇宙にみなぎる息」であり、そこで感じとる「色」は、「身体的な直接的な接触」に基づいている³¹⁾。眼前に見ていなくても、ありありと思ひ浮かべて、「触感に満たされている」のである。それは、触覚を伴いながら身体(魂)に染み渡り、一定の「広がり」を持ち、「わたし」が占有する時間・空間となる。その中で「わたし」は、「近景」を見ていながら、「遠景」(事の本質)を感じている。その風景は、誰のものでもない「わたしにとってのもの」なのであり、「われ」は「世界」の色に染められる³²⁾。

こうした感じ方は、言葉を換えてみれば、日本人は自然に接するとき、「幼児のまなざし」で関わっていると言ってもよいであろう³³⁾。すべては「自分中心」で、「今ここ」にしか意識はない。目の前の「今」が全てである。それこそが、「自然と人間の根源的一体感」であり、こうした自然と自分との関わりの中に生まれる思いが、短詩型の和歌の言葉に捉えられる。短詩型であるがゆえに、凝縮されて濃密にその思いが込められている。しかも、現代のわれわれは、それを古くさいものとか、原始的なものとして一笑に付してしまうということはない。むしろ、今日のわれわれの心にも響き、共感できるものとして、そうした言葉を受けとめることができるのである。今日に伝えられる最も古い歌集・万葉集が、今日なお変わらず人々に愛され続けているという事実が、それを物語っている。

大岡も、日本人の美の感覚は、視覚よりも「気配」で感じとる聴覚、あるいは、触覚や嗅覚、味覚といった「人体のより内部でうごめく感覚」を通して、より深く捉えていこうとする志向性が日本人にはあって、それが、自然世界への感じ方をより一層内面性豊かなものにしていくという見解を述べている³⁴⁾。

「歌のたね」は「人の心」にあるが³⁵⁾、「人の心」は自然の中の事物に重ね合わされて感じるのが日本の伝統である。葦が風に揺れる音に、不安が重ね合わされる。梅の香りに恋の気持ちが重ね合わされる。闇夜に飛ぶ螢の明かりに、揺れる恋心が重ね合わされる。「人の心」は、「一木一草のゆら

ぎに容易に同化し、鳥や獣、虫や魚と一緒にって詩を歌う」³⁶⁾ 和歌の言葉を通して、自然と人間の一体感がさらに深められて同化し、両者の間に「和する関係」³⁷⁾をもたらし。そうした日本人の心が、自然の中に叙情の世界を込め描写する、世界でもまれにみる文芸の伝統を築き上げてきているのである。

どの民族にもあったと考えられる原始的なアニミズムの自然観が、日本では詩歌の言葉に表現され、その心が研ぎ澄まされてきた。今日にも残る伝統的和歌を繙くことを通して、われわれも、いにしえ以来の自然への思いに同化し、四季の移ろいに心弾ませ、精一杯に開く花の命に自らの心を沿わせていくことができる。それは、自然の姿に命の本質を感じとった人々の「力ある言葉」に思いを重ねて自然の風景を見るということである。

従って、日本のあまたある自然歌に親しみ、その眼差しを以て道ばたに咲く花や木々、空や山の風景に眼を向けて、自然と人間の一体の中に感じとられた古人の思いをそこに重ねるといふ時を重ねる。そうすることが、自然への一体感をより深め、日本の伝統文化の価値を生かした暮らし方への道となる、と考えられる。

中でも、万葉集は、作者の幅の広さ、心の純朴さ、描かれる生活世界の身近さから、「親しさ」がある³⁸⁾。また、自然を美しく歌う伝統は古今和歌集などにつまびらかであるが、古今集の時代は、漢詩文学の影響も十分に受け、自然と一体化しながらも、理知的に自然を捉え、技巧的に歌っているとされる。それに比べて万葉集は、技巧によることなく、自然そのものの中に身体も心も入り込み、自身をゆだねて歌っているという特徴がある³⁹⁾。しかも、老若男女貴賤を問わず、自然に根ざし、自然の中に祈りを感じて来た人々の生活の中の思いが盛り込まれている⁴⁰⁾。

万葉集を紐解くと、万葉歌人にとって、彼らの身近な生活を取り巻く「ありとあらゆる自然のもの」が歌いかける対象になっていたことがわかる(武田、1946)。身近な生き物から四季のめぐり、都会の中の自然のこと、そして、旅路の中で見る山や海の風景、さらには「天の海」としての天空、そして、大和人の生活を取り巻く山への信仰などがそれである。万葉歌の特徴は、後の古今集以降

の和歌に比べて、自然に託す生活への祈りの気持ちの深さにある⁴¹⁾。自然を美的観照的に捉えて表現するのではなく、本当にその自然のものに同化して歌いかける。歌いかけられた自然の風景や生き物は、人間の言葉を理解して、人間の思いに共振し、感化されると信じられていた⁴²⁾。たとえば、琵琶湖に浮かぶ水鳥に託して歌われた柿本人麻呂の自然描写の歌、「近江のうみ。夕波千鳥。汝(な)が鳴けば 情(こころ)もしの ににしへ思ほゆ」(3-266)は、かつて栄えた近江の都の荒れ果てた姿を見て、人事のはかなさに思い潜め、戦没した人の魂の鎮めを祈る歌だが、琵琶湖の湖面の夕暮れに浮かぶ水鳥も、心からその思いが共有していることが信じられて、「汝がなけば」と呼びかけられた。大和の守り神の三輪山に対して額田王が歌いかけた「三輪山をしかも隠すか。雲だにも情(こころ)あらなも。隠さふべしや」(1-18)という歌は、大和の地から近江へ都を移す決断をした天智天皇一行の旅の不安を鎮め、前途の成功への祈りの気持ちを込めてうたった后・額田王の歌で、その思いの深さ、強さが、三輪山に託して力強く歌われている。いずれも、歌いかけた自然の事物が人間の思いを受けとめ、理解してくれるものと信じて、思いが託されている。万葉の歌を繙くと、こうして自然に託して詠われた、日本人の生活への思いの原点に出会うことができるのである。

万葉人にとって自然は、崇高であると同時に、生活の中の親しみの感情を持って歌いかけられた⁴³⁾。こうした自然と人間との根源的一体感に基づく万葉集の歌は、目に見える自然の風景に対する思いの込め方、思い潜める深さを示してくれる。自然と根源的に一体化している万葉の歌を口の端にのぼらせると、自然世界に思いを潜めた古代人の思い、その向こうに人間を包み込む大いなる世界を感じてきた古代人の声を聴くことができる。自然の風景を、単に情景、写生としてではなく、そこに深い思いを込め、鳥や波間や風の音に思いを潜め、また広大な風景の中に自らを一体化させてきた人々の思いがよみがえってくる。そこに心寄せれば、古代人の思いを自分の心に一体化し、今自分の周りに見える鳥や川、山や空といった風景にも深い思いで関わり、自然の霊性を感じて接

することができると考えられる。

そうした言葉に触れ、その言葉を詠んだ人々の心を心の糧とし内在化していくところに、日常の生活を取り巻く自然の風景に、意味深く関わるライフスタイルが生まれてくるのではないだろうか。

以上のことから、万葉集は、自然や生活の実感にふれる「触感」を豊かにすることができる教材として最もふさわしい。理性や観念で自然を捉えるのではなく、五感を働かせて「自然と人間の根源的一体感」に感じ入る。自然と完全に同化し、そこに祈りを込めた万葉の言葉は、その感じ方を深めてくれる。

また、古代人の素朴な精一杯の祈りの中から紡ぎ出される言葉は、われわれの日常の生活の中にある価値を見つめ、日常性そのものを愛しむ心をもたらししてくれる。

こうした和歌の言葉を楽しむ時を、レジャーとして暮らしの中に取り入れながら、自然を愛しみ、節度を持って生活を愛しむ。まさしく、エコロジカルなライフスタイルが展望されてくる。

5. エコロジカルな暮らしとレジャーの充実

本稿は、エコロジーの課題を、「自然と人間の根源的一体感の時を持つこと」に置き、それをどのようにして日常的な暮らしの中で実現していくかを問いとし、その可能性を日本文化の伝統の中に探った。

ここまでの考察から、そのための手立てとして、志村の染織の文化にみるような、自然に直に接して、その息吹を感じとる伝統の生活文化を、今日の自由時間社会の中で、レジャーとして暮らしの中に取り入れていくことが考えられる。

たとえば、農事と関わりの深かった旧暦の暦を楽しむ暮らしや、人と自然が関わりあって創り上げてきた里山の文化を愛する暮らし方もその一つである。また、書やお茶、華道や香道、陶芸などの工芸品、日本画や仏像彫刻、庭園や神社仏閣等の建築物、古典芸能や古典文学など、自然に接する心を豊かにする様々な日本の伝統的な芸術文化に奥深く関わり、楽しむという方法もある。それらはいずれも、楽しむためには能力や技術が必要であり、深めていく楽しさがあり、深まるほどに

自分自身のものの見方や感じ方も豊かになる。そうした活動を楽しむことを通して、自らが持つ人間としての可能性が拓かれ、自分が高められていく。過去のよきものに触れる暮らしは、身近な身の回りのものに歴史を重ねてみることができるようになるため、自らの時間に先人の生きた時間の厚みを加えていくことができる。こうした深める価値あるものとの出会いは、「何かのため」に必要なものではなくそれ自身が目的となり、生きがい感や幸福感に結びつく。まさに、これからの長寿社会にふさわしいレジャーと捉えることができる。そして、そのことに価値を持ち、意識さえ持てば、誰もが、いつでも、始めることができる。自分自身が作り手という立場であってもよい。鑑賞者として楽しむという立場であってもよい。それらを楽しむ術を深めるほどに、自然と自分との関わりも深まり、結果的に、エコロジカルな暮らしへと結実する。

一方で、本稿を通じて考えてきたのは、そうした営みの中で、自然の生きた息吹を豊かに感受することの価値であった。その点からみると、上記に挙げた自然と交わる伝統の生活文化・芸術文化を、ただ楽しみや気晴らしとして行うだけでは、命の本質と通いあい、生きる支えとなるような「力ある言葉」に出会えるかどうかは確かとはいえない。こうした活動が、本来的な自然と人間の一体感に根ざした時間となるためには、自然への感じ方を深く捉える「心」が必要であろう。

そういう心を豊かにするために、自然の心に触れる「力ある言葉」を介することが求められる。そこで価値を持つのが、自然の本質を捉える「日本人の詩歌の言葉の伝統」なのである。

以上を踏まえると、われわれの和歌の伝統をレジャーとして楽しむということが、これからのエコロジカルな暮らしの原点となるのではないかと、という結論が導かれてくる。その導入として、日常的な生活に即したところで、自然と人間の根源的一体感に深く根ざして詠われた万葉集の言葉は入りやすいのではないだろうか。万葉集に収められた歌を、少しずつ繙き、味わい、自然の中に生きた祖先の心を糧として、日常の生活を取り巻く自然に触れ、先に挙げたような様々な生活文化・芸術文化を深めていく暮らしは、エコロジーの時

代の暮らしとしても、レジャーとしても価値があるといえよう。

さて、こうした日本の生活文化の伝統を現代の暮らしに蘇らせることは、レジャーの享受の本質という視点からみると、その価値をどう捉えることができるか、この点について最後に考察を加えたい。

本稿で検討した染織文化も和歌も、いずれも「自然と人間との根源的一体感」を通して、自然世界に接しつつ、人間の精神世界は、「自然界の向こうにある目に見えないもの」へ心届かせているところに深みがある。このような「自然の向こうにある、あるいはその中に内在する大いなる存在」への思いを豊かにしていくという時の意味は、レジャーの本質と重ね合わせてみることができる。なぜならば、レジャーとは、「本質的な神なる世界と合一すること」であり、自由時間の手段としてそれがあるのではなく、人間として生きることの目的そのものであることは、すでにこれまでのレジャー哲学によって洞察されているとおりであるからである（ピーパー、1988）。

レジャーの本質は、日常性のとらわれの状態から心を解き放し、真善美の価値に心遊ばせるコンテンプレーションの時空間の中で、事柄の本質・世界の本質へと向かっていくところにある。コンテンプラチオとは、「日常生活のあらゆる心づかいや関心をはなれ、小さな自我をぬげることによって、世界をあるがままにながめ、その創り主に触れること」である⁴⁶⁾。それはキリスト教の精神生活の理想だが、アリストテレスのレジャー（スコレー）の思想、すなわち、自由な心の状態で真理の観照にふけることの価値にまでさかのぼることができる。コンテンプレーションは「観想」と訳され、事物の本質を「あるがままに眺めていること」という意味であるが、それは、主体と客体が距離感ある状態にあるのではなく、そのものの善さに心惹かれて、引き寄せられて、それと一体化せざるを得ないような心の状態をさす。したがって、そこに介在するのは、「愛」である⁴⁵⁾。それは、たとえば、幼子のかわいい寝顔に思わず見入って心引き寄せられていくような感覚、熱中する白熱したゲームに思わず心引き寄せられて没入するような感じである。

「愛」は、対象に向けて「愛する」という主体的な働きかけに始まるが、本質的にはそのものが持つ美に捉えられて、思わず、その愛の対象に引き寄せられて合一し、一体化してそこに憩う、という意味内容を持つ⁴⁶⁾。その憩いの中で世界の本質と交わりあい、「沈黙の時の豊かさ」を享受する。

染織の営みも、自然との対峙し、沈黙の時の豊かさを感じとり、自然の恵みに憩う営みであった。和歌の言葉も、自然との一体感の中に生み出されるものであった。その根源的一体感の中にあるのは、対象として見ている自然に対する「愛しみ（いつくしみ）」の心といえるのではないか。

「いつくしむ」という言葉は、ウツクシミとイツキが混ざり合ったものである⁴⁷⁾。そもそも、「ウツクシ（愛）」は「肉親的な情愛」、「イツキ（斎）」は、「神威に対する畏敬の心」をさしていた。つまり「聖なるもの」に対して、肉親的な「甘え」の感情を持って接する心が、日本人の心のルーツにある。日本人にとって神々なる「聖なるもの」は、生活の周囲の自然のあらゆるところに宿り、人々の生活を支え、拠り所となり、希望を与えた。そういうものに包まれて、そこに心ゆだねて甘え、憩う。そうして、この世界を善きものとして捉え、日常生活を取り巻く様々なことに、今度は自分が愛を持って見つめることができる。こうした時を持つことが余暇の価値であることを示したのが、ピーパーのレジャーの哲学であるが、日本人の自然との根源的一体感、すなわち、「いつくしみの心」は、レジャーの本質であるコンテンプラチオと同じ内容であると認めることができる。

本稿において検討してきたライフスタイルは、人間精神を自然の奥深くあるものと関わらせることをめざすものであり、コンテンプレーションとしてのレジャーに満ちた暮らしである。自然の中の目に見えるものの向こうに、目に見えない真善美の価値を捉える。それを欲び愛するところに、人間の精神が高められ、「力ある言葉」に出会い、その恵みを受ける。身近な生活の中で眼にする草木や水、空や風、生き物たちのうごめきに、いのちの息吹を感じ、それと一体化して憩うゆとりは、とりたてて「自由時間の活動」という枠で捉えることはなくても、レジャーな状態を実現している。

現代は、「ワーク・ライフ・バランス」の時代と言われ、「仕事」と「自分の時間（余暇）」を上手に調和させるため、仕事以外の時間の確保をいかに制度的に保障するのか、という議論がすすめられている⁴⁸⁾。しかし、本稿の議論を踏まえると、本当は、身近な生活や自然に感じ入る心があれば、レジャーは手にすることができる。生活そのものをレジャー化できると言ってもよい。そして、自然との対峙の中で「本当に大切なもの」に出会ってれば、生活の中で何を大切にすべきかの価値観を持つことができ、物的な豊かさや即時的に移り変わる情報に左右される暮らし方ではなく、本質に根ざした暮らし方となるのである。それは、根本的には自然と息吹を交わすものであるため、心と体が一体化し、自ずと健康な生活を手にしていくことができると考えられる。

このように考えていくと、エコロジーの観点からの日本の伝統の中にある自然に根ざした文化の価値の見直しとレジャーの充実とは有機的に結びつく。そして、レジャー享受能力を高めるために必要なのは、言葉の世界を深める営みであり、そのための古典の言葉を教養として深く味わっていくようなプログラムが、生涯の楽しみとしての学習として、また、環境教育という意味でも必要であると結論づけることができる。なかでも、本稿を通じてみてきたように、万葉集を繙くことはそのきっかけとしてふさわしいのではないだろうか。そして、それを原点として、日本の古典世界に心開かれて、万葉を始めとする古典の心を探ねる旅を楽しみ、日本の美しい自然の風景に意味を持って関わり、自然とともに育まれてきた日本人の心、日本人の手がけてきた様々な美の表現世界への関心を深めていく。このように展開していくことができれば、これからの長寿社会におけるレジャーの充実も自ずと図られていくことであろう。

6. まとめ

本稿では、エコロジーの時代の課題を問題意識として持ちながら、「環境」と「レジャー」という2つの現代的テーマを重ねて、これからの暮らしに向けての考察をすすめた。あきらかになったことは以下の点である。

第一に、エコロジー思想の振り返りから、これからの時代、自然と人間の関わりを本質的に深める環境教育が必要であると考えられるが、そのための手だてとして、日本の伝統的な文化の価値を見直すことに可能性が認められる。第二に、自然と人間の根源的一体感を感得する手立てとして、より具体的には、和歌の伝統を繙くことが有意義である。とりわけ、万葉集は可能性を有すると考えられる。なぜならば、万葉集の中には自然への関わり方を深める言葉が満ちていること、そして、古代人の生活感が現代に響くかたちで収められており、それを繙くことは、これからの暮らしで何を大切にすべきかの指針を与えてくれる価値があることがその理由である。第三に、和歌の言葉をもとに日本の古典を深め、日本の文化への見方を豊かにすることは、必然的にレジャーの豊かさをも生む可能性を持つ。以上から、これからの時代のライフスタイル形成において、万葉集をはじめとする日本の古典を紐解き、「自然と人間の根源的一体感」に根ざした文化を内的に受け止めていく経験の積み重ねの価値と、その意識づけの方法について、方向性が示された。

今後の課題として、本稿では、和歌の原点としての万葉集を起点として取り上げたが、古事記の世界も見わたしながら、日本人の原初の自然観とそれが洗練されていくプロセス、そして日本人の美意識の要にある「もののあはれ」と自然の感受の関係性を基軸に、地球環境への心を育むレジャー・ライフスタイルの構想を、より多彩なものとする道筋を考察していきたい。

註

- 1) ここで「地球環境問題」とは、森岡（2008）によって概観されている次の理解に従っている。すなわち、「地球環境問題」とは1972年にストックホルム「国連人間環境会議」に端を発し、1987年に発表された「環境と開発に関する世界委員会」レポート『Our Common Future』を経て、1992年にリオデジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）において決定的に形成された議論枠組みである。その中核にある概念が「持続可能な発展」である。持続可能

- な発展とは、「将来の世代の人々が彼ら自身のニーズを満たすための能力を損なうことなしに、現在の人々のニーズを満たすような発展」のことをさす(森岡 2008、p.45)
- 2) 「環境教育」は、1972年「ストックホルム人間環境宣言」からその重要性が指摘され、その後、様々な国際会議において議論がなされてきた。環境教育の目的は、(1) 環境問題に関心を持ち、(2) 環境に対する人間の責任と役割を理解し、(3) 環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することで、行動に結びつく人材を育てることが環境教育に重要とされている。(環境省 <https://www.eeel.go.jp/quiz/ans.php?qid=101>, 2013.9.5. 参照)。日本では1960年代に顕在化した公害問題教育、および壊されていく自然に対する自然保護教育という2つの流れを汲みながら、世界でも早い時期から環境教育が学校教育の中に取り入れられた(鈴木 2008、p.155) 現在は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」が施行され(H24)、この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう、と定義されている。
- 3) 2012年の日本人の平均寿命は、女性は86.41歳、男性は79.94歳。女性は2年ぶりに世界1位、男性も過去最高を記録した。(厚生労働省「2012年簡易生命表」)
- 4) 内閣府の調査によれば、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、「言葉も内容も知っている」と答えた人の割合は18.9%と、前年度の調査から増加した。「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉聞いたことがある人(「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」と答えた人の合計)の割合は、54.3%と5割を超えている(内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」と最近の経済情勢の影響に関する意識調査」平成21年12月調査実施)
- 5) 鈴木 2008、pp.150-151
- 6) 沼田 2008、p.138
- 7) シモネ 1980、p.6
- 8) 入江 2008、pp.30-41
- 9) 生命科学者の中村桂子によって提唱された「生命誌(バイオヒストリー)」研究は、その意味や深さ、神秘性そのものに目を向けていこうとする仕事である。
- 10) 著書『沈黙の春』で地球環境への継承を鳴らし、「環境」の概念の中に「人的環境」を取り込むきっかけを与えることになったとされるレイチェル・カーソンの晩年の仕事は『センス・オブ・ワンダー』すなわち、自然の中にある神秘に心躍らせる経験を、子ども時代に豊かにさせることの価値であった。
- 11) 日本でも流行語となった「ロハス(Lifestyles of Health And Sustainability)」もその一つに数えられよう。
- 12) 森岡、前掲書、p.47
- 13) 同上書、pp.63-65
- 14) たとえば、竹村牧男：日本思想とエコ・フィロソフィ、東洋大学「エコ・フィロソフィ研究」別冊(2)、pp.97-104、2008など
- 15) 藤井 1986、p.2-1
- 16) 大岡 1981、p.207
- 17) 志村ふくみの仕事を理解するために、彼女の人となりについて若干の説明を加える。彼女は、幼い頃に預けられて養父母のもと育てられたが、長じて再会した実母からの刺激を受けて、32歳の時に、子ども二人を抱えながら職業婦人をめざす。実母は、若い頃、柳宗悦の民藝運動の影響を受け、織物にも篤い思いがあったが、医者である夫を支える立場から断念せざるを得なかった。この母の手ほどきを受けて、美しいものを愛する思い、そして生活の中にある日々の営みの中にこそ美の原点があるという考え方を知り、志村は、独自の染織家としての才能を花開かせていく。また、美しい「色」への思いは、画家を目指しながら結核に倒れ、若くして夭折した兄の影響をふんだんに受けている、という。
- 18) 志村 1981、p.73

- 19) 同上書、p.75
 20) 同上書、p.74
 21) 同上書、p.86
 22) 志村・井上 1986、p.45
 23) 同上書、p.75
 24) 志村 2001、p.37
 25) 志村、前掲書、p.88
 26) 大岡 1981、p.204
 27) 同上書、p.206
 28) 大岡 2005、p.128
 29) 同上書、p.129
 30) 佐々木 2010、pp.97-41
 31) 同上書、p.101
 32) 同上書、p.131
 33) ディープ・エコロジーのアルネ・ネスも、幼児の世界が持つ「直接性」が自然体験の原点にあることの価値を述べている（ネス 1997、p.3）。
- 34) 大岡、前掲書、p.130
 35) 有名な『古今和歌集』仮名序に「やまとうたは、人の心を種として、よろづの言の葉となれりける」とある。
- 36) 大岡によれば、和歌とは「和する」関係である。「互になごやかに和らぐ」という意味。つまり相手と調子を合わせて唱和し、調和しあうことが、和歌という語の根本的な意味である。それは、自然に対しても言える。（大岡、前掲書、p.60）
- 37) 同上書、p.61
 38) 武田 1946、pp.11-15
 39) たとえば、小西甚一は、「言霊」の思想が、古い時代には生き生きと生きており、万葉の歌の表現は、この言霊に裏打ちされて、「素朴的一交感的自然感情」を持つものと特徴づけられる、それに対して、古今和歌集の自然は、言霊の残響を潜めながらも、自然を理知的に捉えていると分析している（小西 1985b、pp.137-141）
- 40) 岡野 1998、p.53
 41) 同上書、p.53
 42) 言葉そのものが呪性、霊性を持つとする「言霊」の思想である。（小西 1985a、p.94）
- 43) 武田 1946、pp.187-189
 44) ピーパー 1988、p.25
 45) 同上書、p.117
 46) 稲垣 1996、p.124
 47) 大野他編 1990、pp.127-128
 48) たとえば、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置され（2012）、ワーク・ライフ・バランス社会に向けて、官民協力体制の強化が推進されている。

引用・参考文献

- アルネ・ネス（斎藤直輔・関龍美訳）、ディープ・エコロジーとは何か、文化書房博文社、1997
 稲垣良典、天使論序説、講談社、1996
 入江重吉、エコロジー思想と現代、昭和堂、2008
 大岡信：言葉の生まれる場所（大江健三郎編集代表『叢書文化の現在 I 言葉と世界』岩波書店）、pp.201-220、1981
 大岡信、古典を読む万葉集、岩波書店、2007
 大岡信、日本の詩歌、岩波書店、2005
 大野晋他編、岩波古語辞典補訂版、岩波書店、1990
 岡野弘彦、万葉の歌人たち、NHK 出版、2005
 岡野弘彦、万葉秀歌探訪、NHK 出版、1998
 熊倉敬聡、汎瞑想、慶応義塾大学出版、2012
 小西甚一、日本文藝史 I、講談社、1985a
 小西甚一、日本文藝史 II、講談社、1985b
 斎藤茂吉、万葉秀歌（下）、岩波書店、2011
 佐々木健一、日本的感性、中央公論新社、2010
 志村ふくみ：色と糸と織と（大江健三郎編集代表前掲書）、pp.69-95、1981
 志村ふくみ、一色一生、求龍堂、1982
 志村ふくみ、織と文、求龍堂、1994
 志村ふくみ、篝火、求龍堂、2004
 志村ふくみ・井上隆雄、色と糸と織と、岩波書店、1986
 志村ふくみ・志村洋子、たまゆらの道、世界文化社、2001
 志村ふくみ・鶴見和子、いのちを纏う、藤原書店、2006
 鈴木善次：環境教育の現状と問題、（伊東俊太郎編集『環境倫理と環境教育』朝倉書店）、pp.148-160、2008
 武田祐吉、萬葉自然、弘文社、1946

ドナルド・キーン（土屋政雄訳）、日本文学史—
古代・中世篇—、中央公論新社、2003

ドミニック・シモネ（辻由美訳）、エコロジー
—人間の回復をめざして—、白水社、1980

沼田眞：生態学からみた環境教育、（伊東俊太郎
編集、前掲書）、pp.138-147、2008

フェリックス・ガタリ（杉村昌昭訳）、三つのエ
コロジー、平凡社、2008

藤井守一、染織の文化史、理工学社、1986

森岡正博：ディープエコロジーの環境哲学—その
意義と限界—、（伊東俊太郎編集、前掲書）、
pp.45-69、2008

ヨゼフ・ピーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、
講談社、1988

（受付：2013年9月14日）
（受理：2014年1月23日）

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会

特別講演 於：東北福祉大学>

震災から2年8ヶ月・・・大震災から学んだこと

石森建二¹

Two Years and Eight after the Disaster:
Lessons from the Great East Japan Earthquake

Kenji Ishimori¹

(注：講演に先駆けて、冒頭に村山嘉浩宮城県知事からのメッセージビデオを放映)

皆さん、こんにちは。

ただ今、ビデオメッセージの村井知事から話しのあったように、本日知事に代わりまして皆さんに説明をさせていただく宮城県庁で危機管理監をしております石森でございます。日本レジャー・レクリエーション学会の皆さん、本日は遠く宮城県までおいでいただきまして本当にありがとうございます。

さて、今日は1時間のお時間をいただきまして、「震災から2年8ヶ月・・・大震災から学んだこと」と題しまして、お話しさせていただきます。今回の大震災で宮城県民は何を学び取ったのか、少しでも参考になっていただければ幸いです。

本日のお話しする内容といたしましては、4点です。「震災を振り返る」「発災初期の対応と課題」「被災地の今」「現在、直面している課題」と、4項目を中心にお話ししていきたいと思っております。

1. 震災を振り返る

平成23年3月11日14時46分に発生した地震につきましては、その地震はどのような地震であったかと言いますと、地震の規模はマグニチュード9.0という国内観測史上最大規模であります。1900年以降に発生した大規模地震でも国外においても2004年に発生したスマトラ島沖の

9.1であります。この東日本大震災は、私も含め宮城県民が経験したことがない大規模地震でありました。

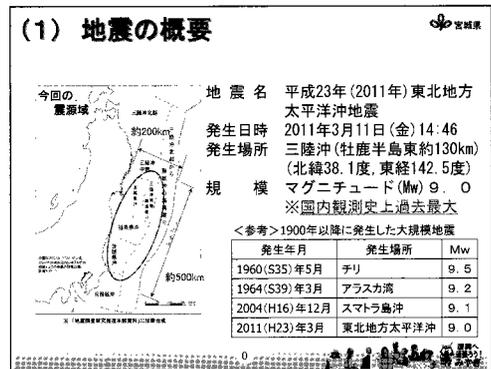


図-1

県内における最大震度は、県北の栗原市で震度7です。この栗原市は、3年前近くになりますが、「岩手・宮城内陸地震」で非常に大きな被害のあった所です。今回の地震につきましては、県内のほとんどの地域で震度6以上、県内全域で震度5以上の揺れが観測されました。

その時の地震の揺れを、映像でご覧になっていたいただきたいと思っております。

(「地震発生時の映像：TBC東北放送」を放映)
映像で見たように県内全域で大きな揺れが置き

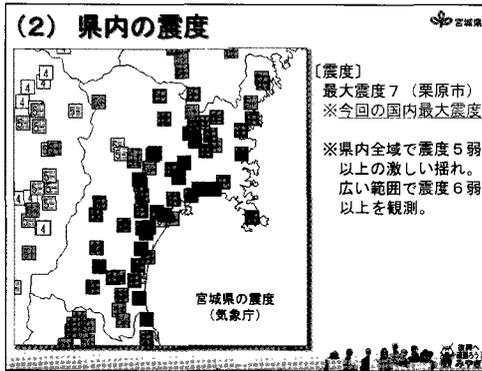


図-2

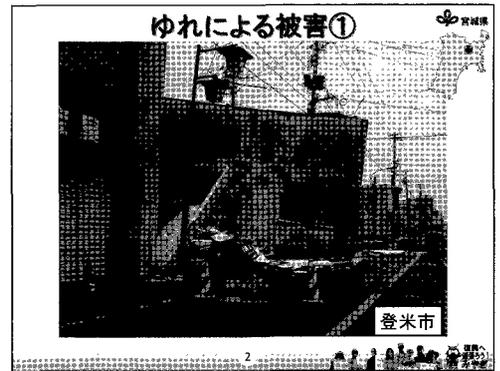


図-3

ました。震度 7 の揺れがあった先ほどの栗原市の東側に隣接している登米市の被災状況ですが、建物が倒壊しております。3.11 東日本大震災は津波のイメージが大きいと思いますが、津波以外にも激しい揺れによる被害も甚大でありました。加美町においては、人の背丈ほどの地割れが生じていたのも事実であります。

この地震の後に津波が襲来したのです。この津波の様子を皆さんに映像でご覧いただきたいと思っております。

(「津波映像：TBC 東北放送」を放映)

津波発生時の様子が、防波堤を見るとよく分かります。防波堤の黒い部分が津波前の海面を表しており、それがぐっと下がっている様子が見えると思います。これが引き潮でございまして、それから海面がせり上がり陸地に押し寄せました。

これは 4 階建ての公立津川病院ですが、この時点で屋上を残し水没している状況です。

この映像を見て、改めて 3.11 東日本大震災の津波の巨大さが分かるかと思えます。今回の大震災の特徴といたしましては、宮城県の地形が大きく影響しております。宮城県海岸の中央部の牡鹿半島を境として、北はリアス式海岸、南は平野で水田、畑や宅地が続いております。それに伴い津波の形態が違ってきました。リアス式海岸では公式に残っている記録では、20m になっておりますが、実際には 30m 以上の津波が来た地域もあるとのニュース報道では言われています。南の方の平野においては仙台空港も含めて内陸の方まで津波が襲い、水田等が広範囲に浸水して、現在除塩



図-4

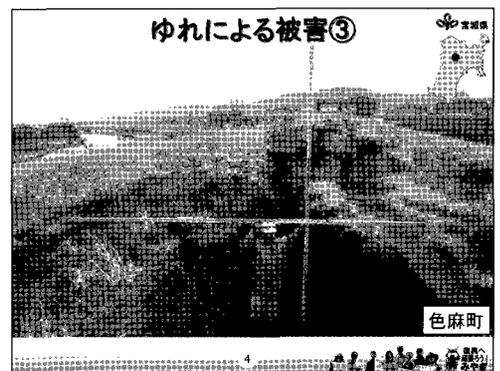


図-5

作業を行い一部では耕作が再開しております。

また、南三陸町の防災対策庁舎は約 15m の津波が押し寄せ、屋上の無線ポールに縋り付いていた町長他数人が助かり、最後まで高台避難を呼び掛けていた女性職員が殉職したことは皆さん御存知かと思えます。

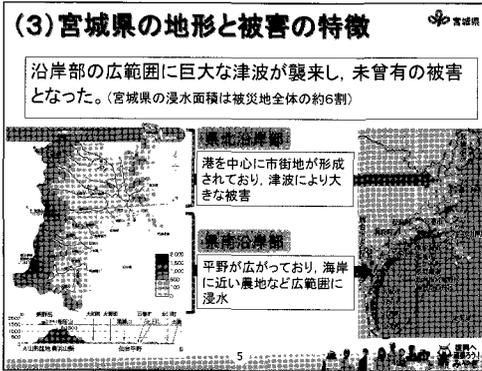


図-6



図-8

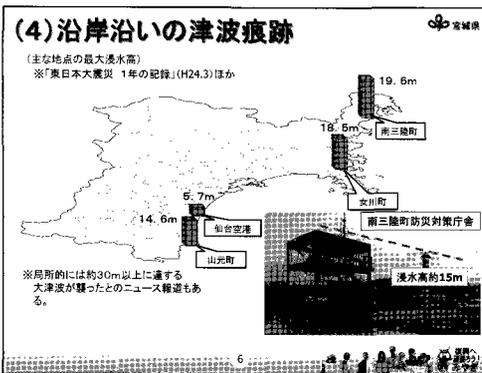


図-7



図-9

今回の津波による被害状況として、気仙沼市、石巻市及び女川町の画像を見ていただくと住宅のほとんどが流され、ガレキで覆われて、道路もガレキで塞がれていますし、火災も発生しております。この気仙沼市では、津波で重油タンクが流され漏洩した油に引火して火災が広がりました。石巻市においては、浮き桟橋が陸に打ち上げられていますし、火災も発生しております。これも津波が原因の火災であります。女川町では列車が押し流され、民家に突っ込む寸前でした。女川町では鉄筋コンクリート製の建物が津波で倒壊しました。よく見ると海側に倒れています。これは津波が来て倒れたのではなく、引き波で倒れたと推測されています。引き波がいかに威力があるかという証明するもので学術的に非常に貴重な意味を持っていると言われています。

皆さんはレジャー・レクリエーション学会の方々ですから、色々な所に旅行されることが多い



図-10

と思います。旅先でも常に津波を含め、万が一の際の避難場所については、何処に逃げればよいか現地に着いたらまずは確認することが大事ではないかと思います。旅館ホテルに着いたら非常口はどこか、それと同じです。海に近い場所で地震があれば、津波を意識し、直ぐに高台へ逃げるといことです。



図-11

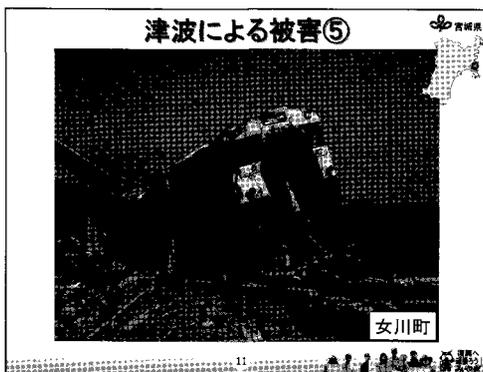


図-12



図-13

宮城県は、昭和53年に宮城県沖地震を経験しております。震源地は今回の東日本大震災とほぼ同じ場所ですが、マグニチュード7.4という規模でございました。今回は9.0です。昭和53年は震度5で津波も30センチで、家屋被害も1,300戸以上が全壊し、27人の方がお亡くなりになりました。

この宮城県沖地震を契機として建築基準法が改正されました。この宮城県沖地震の周期が30～40年と言われており、東日本大震災の直前には30年以内に99%の確率で宮城県沖地震と同じ規模の地震が来ると言われていました。宮城県ではこの周期的に発生するだろう宮城県沖地震をベースに各種の計画を策定しておりました。具体的には、地震規模で宮城県沖地震より遙かに大きいマグニチュード8.0、最大震度6強、津波の高さも10m、浸水面積も43.5平方kmを想定しておりました。しかし、実際はマグニチュード9.0の地震が発生したものです。8.0と9.0のエネルギーの差は32倍となります。つまり我々が想定していた地震の32倍の地震が起こったということです。想定していた災害よりも遙かに大きな災害が押し寄せてきました。浸水面積が想定7.5倍、死者数も10,455人(平成25年9月30日現在)と11倍、今もって1,300人の方が行方不明であります。短期避難者も3倍に、住家被害は11倍になりました。

(5)宮城県沖地震(S53)の状況

- 発生日時: 昭和53年6月12日 午後5時14分
- 震源地: 宮城県金華山沖南部
- 規模: マグニチュード7.4
- 最大震度: 震度5(仙台市、石巻市)
- 最大津波: 0.3m(仙台新港)
- 家屋被害: 全壊:1,377棟 半壊:6,123棟
- 死者: 27人

図-14

(6)想定していた地震との比較①

	想定	東日本大震災	規模の違い
地震の規模(マグニチュード)	8.0 (宮城県沖地震)	9.0 (東日本大震災)	約32倍 (宮城県沖地震約250倍)
震度	県北部:6強 これらの周辺:6弱 (宮城県沖地震)	県北部(東原市):7 東松島市、石巻市など:6強	
津波の浸水水位	1.0m (宮城県沖地震)	30m以上の範囲	3倍以上
浸水面積	43.5km ²	327km ²	約7.5倍

図-15

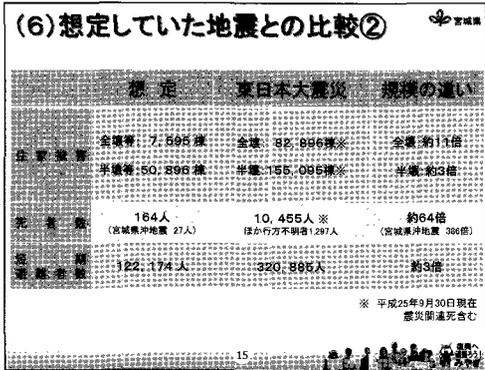


図-16

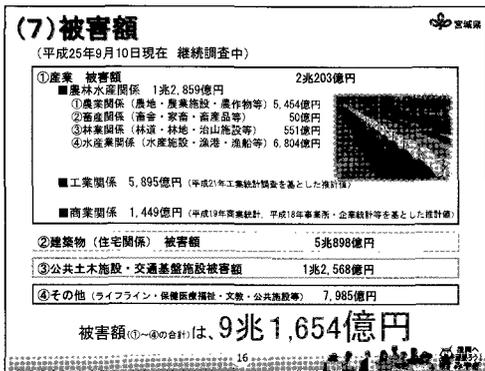


図-17

被害総額は9兆円を超えています。

2. 発災初期の対応と課題

発災初期にどのような問題が起こったか、災害対応に何処でも起こり得る事態なので、参考にして頂ければ幸いです。いろいろな災害対策を遂行していく中で、当初一番困ったことは通信障害と情報不足であります。通信障害により情報が入ってこなければ災害対応の手が打てなくなります。県は、災害が発生した場合、防災行政無線により電話とファックスで情報収集を行います。今回の大震災では沿岸部にある県の3合同庁舎、5つの市役所役場が津波に襲われ、通信機器がない状態になりました。

情報がなければ、被災地がどのような状況下にあるか、というのが分からない。手が打てない。通信を確保するために防災行政無線機器と衛星携帯電話を自衛隊と各県の防災ヘリコプターあるいは陸路で搬送し、通信を確保しました。教訓とし

て、県は今後災害に強い通信手段の整備が必要、県機関以外の避難所などにも衛星携帯電話が必要ではないか。また、通信機器に必要な電源確保(自家発電と燃料)重要となり、衛星携帯電話を装備し、防災行政無線も地上系と衛星系のダブルとするなど整備を行っております。

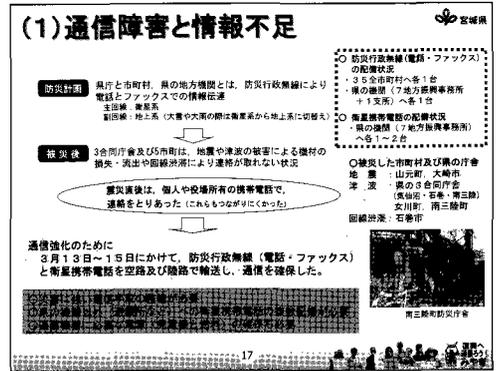


図-18

被災地はどのようになっているのか。被災地被災者は何を必要としているのか。宮城県として災害情報を発信する義務があります。発災と同時に停電になり、テレビを見ることはできません。被災地では乾電池式ラジオや携帯電話のワンセグより情報を得ていたという状況でした。災害時における情報発信には、パブリシティの活用が本当に重要であります。

今回、宮城県の災害対策の中の特徴の一つとして、宮城県災害対策本部の本部会議を全面的に公開しております。本部会議の全面公開は、行政側の利点と報道側の利点が合致してはじめて成立します。行政側の利点としては、報道機関への平等性を担保できること、それと本部長たる知事等本部員に対する「ぶら下がり取材」の防止が図られる。秘密会議にしてしまうと、中でどのような会話がなされたのかということで、必ず「ぶら下がり取材」を求められます。報道側の利点としては、災害対応の宮城県の最高意志決定機関である防災会議には県の部局長、自衛隊をはじめ関係防災機関の方々が出席しており、災害対応の指示や決定を行う状況が全て透視できるということです。報道機関への配布資料も本部員と同じ会議資料でありますので、本当に隠し事がないようにし

ました。報道も疑心暗鬼にならずに、テレビ、ラジオ、新聞次から次へと放送あるいは掲載していただきました。これにより県民への情報提供はもとより国内外への発信も報道機関を通じて行った訳であります。

災害情報の提供につきましては、正式発表は発災初日は概ね1時間毎に、入手した情報は即座に提供しました。2日目以降は2時間毎に、その後は発表間隔を長くしました。その理由としては、報道機関も発表内容の裏取りや原稿作成の時間が必要とのことからで、4日目辺りには4時間毎に発表しました。とにかく隠し事がないようにどんどん情報を提供しました。これにより、報道機関とのトラブルは、海外メディアを含めほとんどありませんでした。

それから、非常事態である災害時においては指揮官が重要な役割を果たします。会場にいる学生の皆さんはサークルや部活の活動を行っていると思いますが、キャプテンや監督によってその組織の活動が左右されるなど重要なポジションです。村井知事は、発災直後の16時にはテレビやラジオにより県民に対し、「生活の安全確保と災害復旧に全力を尽くす。落ち着いて行動するように!」と呼び掛けております。トップ指揮官である知事からの情報提供は、県民に安心を与え、その後の災害対応が大きく前進してまいります。また、節目節目の時や大きな事象についても知事から説明を行う臨時記者会見を実施しております。知事が報道機関の前に姿を現すと必ずと言っていいほど放送・掲載され、県からの情報発信となり県民の多くが納得されたと思っております。県庁の11階に設置した政府現地対策本部との合同記者会見を行い、県及び国の災害対応の動きを県民に知らしめることで復旧への協力を得ることも重要でありました。ちなみに国の災害対策本部会議は非公開で行われておりました。県民へ情報を提供することで県民からの協力を得やすいということであります。

報道機関マスコミはものすごい発進力があります。あれほどの大震災となりますと海外メディアも殺到します。そこで県政記者会の各社キャップの全面協力を得て、海外メディアを含めた加盟社以外（週刊誌や業界紙）のマスコミに対する情報

提供等を行う場所として、県政記者会室を利用させていただきました。限られた条件の中で、マスメディアを大事することによって行政情報を発信してくれます。人間ですから疲れてきますので、休憩スペースを確保するのも重要であり、通訳の確保も重要です。

図-19

図-20

図-21

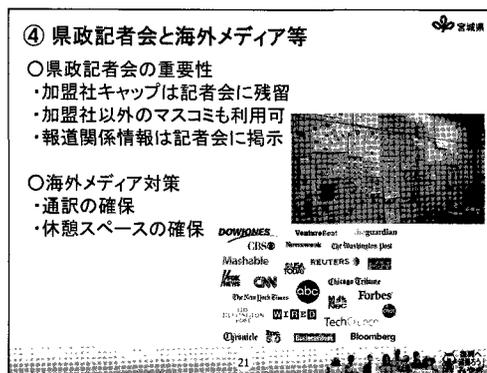


図-22

発災初期の対応と課題の3つ目として、道路の寸断がありました。防災計画上では緊急輸送道路ネットワークの策定し、整備確保するようになっておりました。沿岸部の道路が津波により沿岸部が非常に大きく被災しましたので、物資をどうやって届けるか。あるいは救出救護をどのように進めるか。道路はガレキで埋まっており、落橋した箇所もあり沿岸部の道路は全く通行できない状況でした。その時県土の縦軸の東北自動車道と国道4号が比較的被害が軽微なことから速やかに通行を可能にして、そこから「櫛の歯」ように沿岸部への横軸道路を確保して、被災地へ物資を運ぶようにしました。三陸自動車道も早期に復旧し国道45号も3月18日には通行可能となり、物資はスムーズに輸送できるようになりました。別名「櫛の歯作戦」と言っていました。ヘリコプターでと云われますが、ヘリコプターで運べる量というのはごく限られておりますので、車両で運ぶために沿岸部への道路を通行できるようにしました。被災地支援を行うためのルートをいち早く確保することが極めて重要であります。

東北自動車道にはガソリンスタンドが各サービスエリアに置かれており、これが非常に役立ちました。発災後は、仙台港の石油コンビナートも被災したことにより燃油不足になりましたが、東北自動車道のガソリンスタンドにより助かりました。最初は緊急車両用のみ、その後支援物資輸送のトラックに給油可能となり、ガス欠にならずに被災地まで輸送可能となりました。

4つ目の課題としては、燃油不足であります。仙台港にあるJX仙台精油所で火災が発生、さら

に隣接の全農貯蔵タンクも津波に洗われ、出荷できない状況となりました。この精油所は全国シェアで2%でございますが、東北地方唯一の精油所であり、これが操業停止となり、東北地方が一気に燃油不足になりました。3月の上旬でまだまだ暖房の必要な時期ですが、避難所に暖房用の燃料がない。病院からは自家発電の燃料がなくなるとの悲鳴が災対本部に寄せられました。輸送トラックや復旧に使用する重機の燃油不足となり、当然一般の人々のマイカーの燃油が不足し、燃油を求めてガソリンスタンドには長蛇の列となりました。県庁近くのスタンドにも勾当台公園をぐるっと囲んで車が列をなしていました。

被災地は交通機関は遮断され、鉄道バス等の交通機関もストップし、通勤に支障をきたし、買い出しに行こうとしても近くのスーパーは開いていない。このような状況で皆早くガソリンを確保したいという気持ちでスタンドに並んだと思います。ひどいときは数キロの列をなしました。中には順番待ちの客同士で喧嘩もあったようですが、外国に見られるような略奪や暴動は起きませんでした。

燃油不足の取組として、国や石油元売り各社に燃油支援をお願いするとともに仙台精油所の製品タンクあるいは自衛隊の燃油の供出を受け、ドラム缶に移し替え自衛隊や県トラック協会の協力により県内の被災地へ特に医療機関、福祉施設や避難所へ配送しました。精油所においてはタンクから直接ドラムに移し替えています。燃油供給ルートを確認すべく、首都圏、それを超えて近畿中四国地方からの輸送体制を確立して燃油付属に対応しました。首都圏からは陸路、日本海側は海上輸送で秋田港の油槽所へ一旦いれてそこから陸送で被災地へ反悠しました。それと同時に塩釜港の油槽所は津波の被害が軽微であったので、タンカーが入港出来るようガレキ、流木養殖棚の網などを撤去する航路啓開を進め、3月21日に震災後初のタンカーが入港し、その後大型タンカーも入港出来るようになり、知事が自ら臨時記者会見を開き燃油の「安心宣言」を行いました。3月下旬には燃油不足は解消に向かいました。

大規模災害時に備えて燃油対策は講じておりましたが、国家備蓄との関係もあり国あるいは自治

体において平素から広域応援態勢によるものも含めて供給体制を確立しておく必要があると痛感させられました。

(3) 道路の寸断

防災計画 「緊急輸送道路ネットワーク計画」の策定、緊急輸送路の整備・確保

被災後 津波による落橋・災害廃棄物などにより寸断状態

① 寸断の箇所 (東北地方整備局) ② 道路の再開・復旧 (宮城県 道路の再開等により通行可能にする)

沿岸地区の緊急輸送道路を確保するため「くしの曲形」に救援ルートを確保 (3月11日~3月18日)

東本道、国道4号の寸断箇所から迂回するルートが確保された。被災地への物資輸送が再開された。

新巻港臨時連絡路 (15.5km) の災害廃棄物は7月で撤収完了

22

図-23

(4) 燃料不足

防災計画 応援協定を締結している民間団体等から燃料等の生活必需品を調達し供給

被災後 製油所や油槽所、タンクローリーなどが被災
東日本全体の燃料供給能力が激減
緊急は北の主要な製油所・油槽所18ヶ所のうち、仙台製油所、千歳製油所、塩釜製油所等の7ヶ所が被災

緊急物資及び生活物資輸送のためのトラックのガソリン不足
復旧工事に係る重要な燃料不足
一般車向けのガソリン不足
病院・福祉施設等の燃料不足
避難所の暖房用燃料不足

被災地の復旧活動が停滞

宮城県内のSS (サービスステーション) の被災後の稼働状況

被災状況	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22
営業数	45	68	99	116			126
702営業所	20	33	37	59			77
営業率 (%)	4.4	7.8	10.2	16.4			21.9
営業率 (%)	18	26	31	45			43

23

図-24

燃料不足解消のための取組

① 被災地への初期対応

国や石油元売り各社等へ燃料支援について働きかけ

石油元売り各社・製油製油所・製・備蓄施設等から燃料(軽油・灯油)の提供

自衛隊・県トラック協会の協力により、ドラム缶で県内被災地へ配送 (災害対策本部の協賛機関、備蓄施設等へ)

被災地への配送状況 (単位:KL)

配達日	軽油	灯油
3/19	20.0	20.0
3/19	16.4	15.6
3/20	25.0	37.0
3/21		3.6
3/22		32.0
合計	61.4	108.2
キロリットル		
ドラム缶数	307	541

国と連携した超法規的な措置によりピンチを回避! (A重油・灯油へのケマリン混合の特別対応)

軽油と灯油を合わせて、6日間でドラム缶(200L)約850本を病院や避難所へ配達 (A重油:約20L、約8,000リットル)

24

図-25

② 燃料供給ルートの確保

○ 燃料の共同調達・運送
タンクローリーの確保

○ 仙台塩釜港の航路の確保
輸送ルートのがれき処理

がれき(流木や重機類、漁網、小型船舶など)の除去作業
仙台塩釜港(塩釜港区)

25

図-26

3月21日 震災後初のタンカー入港
3/21~18日タンカー8隻入港(燃料約16,000KL)

3月27日 大型タンカー入港
3/27~31日大型タンカー12隻入港(燃料約37,000KL)

宮城県内の石油製品※出荷量の推移
※石油製品は、ガソリン、軽油、灯油の合計

H23/3/22 安心宣言
H23/3/27 震災後初のタンカー入港
H23/3/29 燃料不足解消

※平成23年3月27日撮影

深刻な燃料不足解消へ

26

図-27

5つ目は、食料飲料水の確保です。県内の一時避難者は3月14日には最大で32万人避難所に避難されました。その他に何らかの事情で自宅で避難された方も多くおりました。避難所へは災害時の応援協定によりスーパーや企業からの食料や飲料水の支援、政府の調達した支援物資、他県からの支援物資などが供給されましたが、先ほど申しました道路の寸断、燃油不足等の様々要因により、かなり苦勞をさせられました。自宅避難者をはじめ、ライフラインが寸断され、水道も断水、停電、都市ガスの遮断で県内ほとんどの地域で店舗が休業しました。県民の不安も大きかったと思います。私自身、今後どうなるかと思いましたが、非常に困りました。災害対応に従事した県職員も1日1食で何日か過ごしました。私も今は戻りましたが一時期5kg程度体重が減少し、ベルトの穴も2つ細くなりました。生鮮物資や製品といった物資の多くは、流通倉庫が港や空港の近くにあるのですが、今回は津波に流されたり、道路が寸断され

そこまで行くのが出来ない状況でありました。そういった倉庫までの道路啓開作業を実施して通行を確保し、そして、物資を積んで被災地に向かわせました。

発災の3日後に、仙台市内中心部の大型スーパーが開いたときには2,000人以上の方が列をつくっていたのが非常に印象に残っています。1人数品の限定販売で買えなかった人もいます。店舗内を片付け、商物流が停止状態の中在庫品だけの販売です。

交通機関が麻痺したことによる帰宅困難者も多く、観光で来られて仙台駅にいた方も帰ることができず、路頭に迷っておられました。この方々は暗くなってから明かりを求めて県庁に集まって来ました。本来県庁は避難所になっていなく、飲食物も毛布もなく、暖房は止まり、吹き抜けて床はコンクリートで寒いが外よりましということで多くの方が集まりました。離島や半島部、自宅避難者、避難が長期化した場合の対策も事前に考えて

おく必要が求められます。また、長期化に伴うタンパク源や野菜などの栄養改善も必要となります。

次に大地震や大津波で忘れていけないのは、震災廃棄物対策です。膨大な震災廃棄物をどうするか。被災県で一番の被害が大きいのは宮城県でありまして、数量的には1,000tを超え、通常の13年分の廃棄物であります。岩手県の2.8倍、福島県の6.2倍の量の処理が大変でした。ガレキ処理はまもなく終了予定ですが、津波を受けた沿岸市町が自ら行うことが困難であったため、県が処理を受託して、焼却プラントと建設し行いました。

県内を4つのブロックに区切り、仮設プラントを10数カ所造り、まずそこで処理しました。さらに県外にもお願いし、処理していただきました。

教訓としては、大規模災害に備え、膨大な災害廃棄物が発生した場合の処理方針を予め定めておくべきであります。ガレキを処理しないと復旧復興は始まりません。

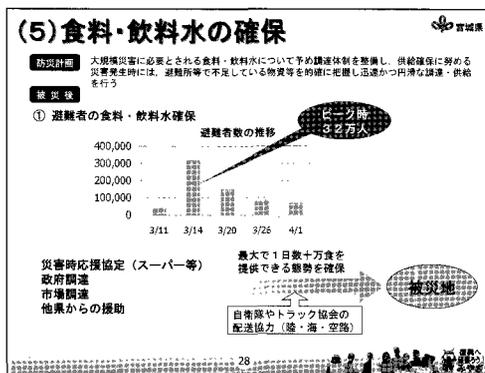


図-28

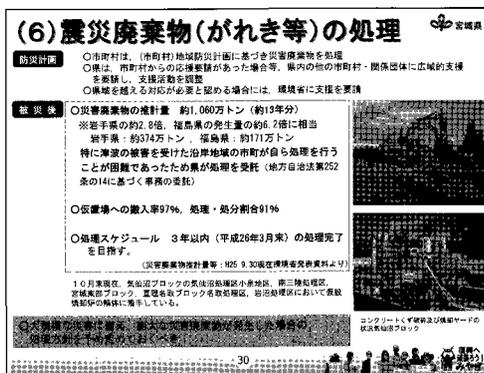


図-30

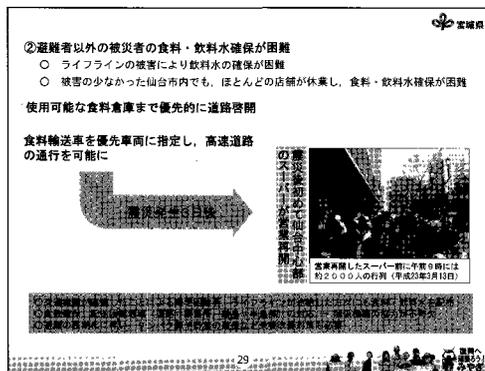


図-29

それから、忘れてならないのがご遺体の対応でございます。毎日おびただしいご遺体が収容されました。3月16日には1,080体のご遺体が収容されました。ご遺体は一体見つかっても、1,000体見つかっても同じように丁寧に扱わねばなりません。きれいに洗い清め白装束に着せ替え、髪の毛や歯形、DNAを採取して納棺いたします。そして間違えないようにしてご遺族に引き渡さなければなりません。

ご遺体安置場所の確保も大変でした。各方面の

協力を得て、建物の中に安置することができました。火葬も大変でした。これまでに話したように震災後は停電や燃油不足により、火葬場も燃料がない状況であり、燃料があれば火葬場自体が被災している状況で、県内において全部のご遺体を火葬することがなかなかできなく、他県に火葬をお願いしました。なおかつ、火葬もできない状況が続きましたので、数千体のご遺体を「埋火葬許可の特例措置に関する通知」に基づきまして土葬にいたしました。火葬場その他インフラが復旧した段階で、土葬したご遺体をもう一度掘り起こして火葬することができました。全ての改葬が終了したのは、11月19日でございます。1日に数千体のご遺体を収容するような災害というのは想像しておりませんでした。このような大災害時にどう対応するか平時から考えておく必要があります。

けの災害になりますと、自分は何をすればよいのか、職員はとっさに判断できかねます。その時、あれをしろ、これをやれと、的確な指示がされることによって、烏合の衆でなく組織として動きます。

2つ目は、災害対応する職員の健康管理です。職員も当然被災者ですが、家庭を顧みずに災害対応に従事しなければなりません。数ヶ月、1年以上も続く復旧復興対策に従事する職員の勤務を途中で交代させるなど、こまめなシフト勤務と交代要員の確保を含めた健康管理が重要です。

3つ目は、広域応援（受援）体制の充実です。応援というのは宮城県から被災県へ行くことで、受援というのは被災県である宮城県へ他自治体から来ることです。この受援体制が震災初期に、都道府県から来ていただいた応援部隊の受入体制が確立されていなく、当初は混乱しました。このことを踏まえ、支援と受援の体制の整備ルール化、窓口を設置して調整ルートをしっかり定めておくことです。

次に、中長期支援への対応として、職員派遣体制を作っておくことです。口で言うのは簡単ですが、派遣される職員の精神的肉体的なストレスへの対応も考慮しなければなりません。

次に、ペアリング支援体制の構築ですが、迅速かつ、きめ細かなニーズに対応するための支援体制です。今回の震災対応で非常に効果的に行われた事例として、関西の複数県で作っている関西広域連合による支援であります。広域連合の各県が、岩手県、宮城県、福島県にそれぞれ支援のために張り付けてくれました。各県が事前に何処に支援



図-31

将来の教訓ですが、これまでの災害対策や災害対応は、どうしても宮城県なら宮城県、岩手県なら岩手県というそれぞれの自治体のなかで完結できるような対応を考えておりました。しかし、今回の災害はそれを覆す結果となりました。北は青森県、南は千葉県まで被災する広域災害でした。この広域災害にどう対処しなければならないか。災害が大規模になればなるほど長期的な対応が求められます。諸外国や他自治体からの幅広い分野の人的・物的支援が来るし、必要となります。

1つ目は、知事のリーダーシップが重要であります。対応方針の早期確立、各種課題に対しての即断即決が初期対応の正否を左右します。あれだ

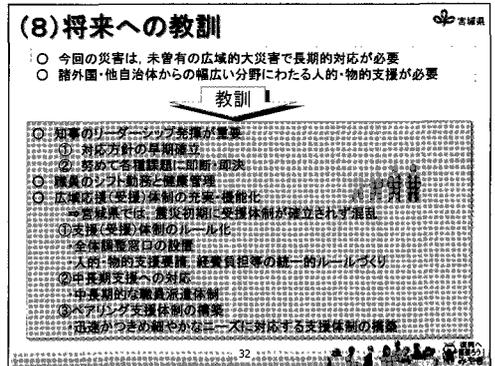


図-32

するか責任分担を決めておいたのであります。宮城県も他所で大災害が発生した際は、何処に支援に行くか、事前に決めておけば、地理的条件や地域特性を把握しておき、いざとなれば即座に赴く。これがペアリング体制であります。

3. 被災地の今

被災地の現在についてお話しします。最初に仙台港の状況です。被災直後はコンテナがごろごろ転がっていたのが、ガントリークレーンも復旧して荷役が再開しております。仙台港は耐震岸壁でございましたので、直ぐに復旧することができました。貨物量も震災前の状況にほぼ戻りました。仙台空港も最大高さ約5メートルの津波が押し寄せ、当時空港に居られた方は2階、3階へ避難して犠牲者は出ませんでした。津波が引いた後には複数のご遺体がありました。空港近くの住民の方が津波で流されたということです。空港も今はきれいになり、国内線国際線も順調に再開しました。発災直後から米軍は「トモダチ作戦」の一環で緊急復旧を行い、米軍機自衛隊機等公用機が発着し、発災初期における人的物的輸送に効果を発揮しました。米軍に感謝しております。

気仙沼市においても道路がガレキと船で覆われていたのが撤去され、道路も復旧しました。県南の山元町のイチゴハウスも津波でガレキや土砂でハウスが全滅しましたが、生産組合を組織して再開しております。これまで、生産農家単独の営農でしたが、グループ化して営農規模を大きくして生産に励んでおります。11月に入って出荷されました。一次産業は後継者が少なくなってきたお

り、担い手も高齢化が進んでいることから集約化、大規模化を行い、少ない経費で付加価値の高いものを生産することが今後求められます。

また、海岸近くはガレキは片付いたが、防潮堤整備と土を盛って嵩上げを行い仕事場にし、住宅は高台に整備するように進めております。一部海岸近くは危険地帯に指定され、住民は住めない箇



図-34

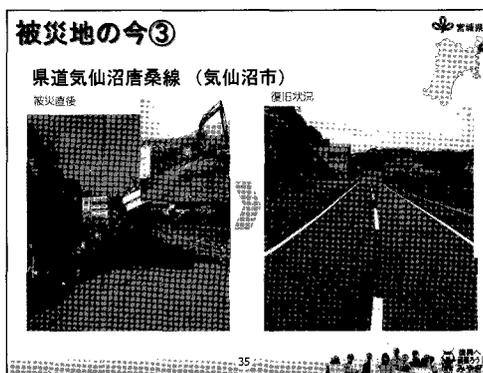


図-35

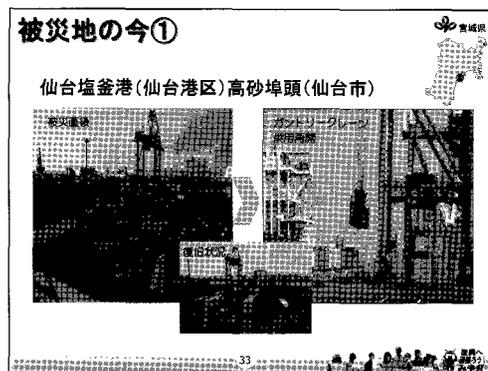


図-33



図-36

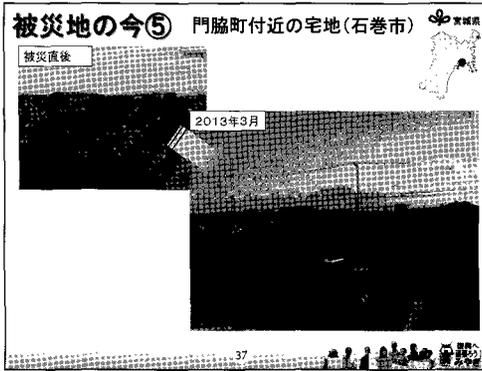


図-37

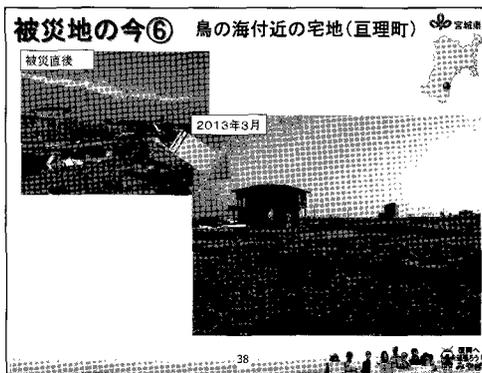


図-38

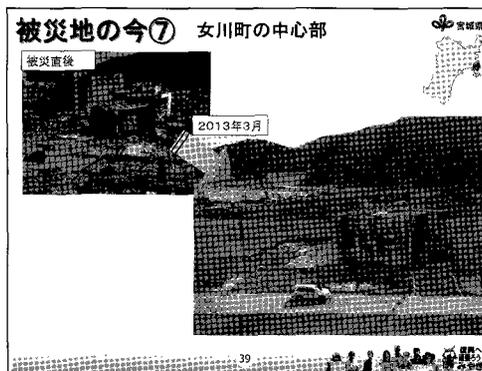


図-39

所もあるのも事実です。

4. 現在直面している課題

現在直面している課題についてお話しさせていただきます。課題は3つあります。「被災者の生活支援」、「まちづくりのスピードアップ」、「早期の産業復興と雇用の場の確保」の3点です。

1つ目は被災者の生活支援ですが、まだ応急仮設住宅に2万5千戸、民間のアパートに仮住まいしている方が2万5千戸おります。この方々の入居期間の延長が必要となります。県外に避難されている方も多くおります。その方々を把握して、しっかりした情報提供もしなければなりません。被災者の皆さんの心のケア、子供達のケアも重要です。両親や片親を亡くした子供達が1,000人を超えております。そういった子供達の心のケアをしっかりやっつけていかなければなりません。

2つ目はまちづくりのスピードアップです。正直言います、何もかにも不足しております。人手が少ない、コンクリートなどの資機材も不足している。宮城県庁の例ですと工事が多く設計する職員が不足しており、設計が遅れば発注が遅れるという状況です。多くの県外自治体から職員の応援をいただき現在鋭意努力しております。それから、意外と大きい問題として所有者不明の土地の扱いです。土地は誰かは所有者がいるのですが、相続せずに未登記だったり、所有者が判明しても震災でなくなっていたりして現所有者の把握が難しい状況であります。相続がきちっとしないと孫子の代までの代襲相続が続いて権利が多岐にわたり、まちづくりに必要な用地取得に支障をきたしている要因でもあります。人の土地を勝手に造成したり埋め立てることはできません。

3つ目は、早期の産業復興と雇用の場の確保です。住宅を作っても、働く場がなければ人は住みません。グループ補助金等を活用して早く仕事ができるようにしなければなりません。この補助金の継続が被災地には必要です。産業用地を整備して、早く事業所を建設できるようにする。そして、雇用のミスマッチの解消です。宮城県は求人倍率が高いと言われます。働きたい人も雇用したい人も多いのですが、働きたい人は事務職を希望しているが、雇用を必要としているのは建設業でマッチしておりません。

販路の開拓も重要です。宮城県の沖合は、世界4大漁場の金華山を抱えており、良い水産物が水揚げされ、その加工で沿岸部の産業は成り立っておりましたが、津波により生産工場が流されたりして生産中止となっている間に流通ルートが遮断されました。この販売ルートの回復もしなければ

沿岸部の復興は厳しい状況であります。

そして、震災により減少した観光客をどのようにして回復させるかということも極めて重要です。風光明媚な所も多く、美味しい食材も豊富です。日本レジャー・リクリエーション学会の皆さんのお力もお借りして、是非宮城県に多くの人を呼んでいただければ幸いです。この11月に慶長遣欧使節出帆400周年祈念イベントを開催しております。牡鹿半島にあります復元船サンファン・パウテスタ号を展示している施設も被災しましたが、無事に復旧しましてオープンにこぎ着けました。このように復旧復興は着実に進んでおります。

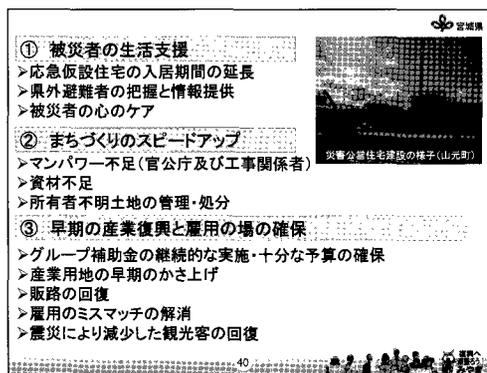


図-40



図-41

私は、宮城県庁で危機管理監をしております。本日お話ししました災害対策は危機管理の一分野であります。災害対策だけが危機管理ではありません。危機は自分の廻りや家庭内、あるいは職場でも身近に存在しております。その危機管理に関

して、私の気持ちを少し述べさせていただきます。

危機管理とは何か！ 田中危機管理・広報事務所長の田中正博氏の言葉を引用すると次のようになります。私はこれを常に心に秘めて生活しております。

○危機管理で大切なものは！

「知識」く「意識」

○危機管理意識とは！

「ちょっと変だな・・・？」

「ほんとに、これで大丈夫かな・・・」

と感じる意識

○危機管理とは誰のために、何のために必要か！

「自分と家族の生活を守るために必要」

「地域のため」

まさに危機管理とはこれです。危機管理は知識よりも意識であります。いくら知識が豊富でも意識がなければ宝の持ち腐れになります。ちょっとへんだな？大丈夫かな？これが危機管理の第一歩です。危機管理は、自分自身を守るためにあり、それが家族を守り、さらに地域のためになるものであります。

私は、毎日このバックを持って通勤しております。このバックの中には、ヘッドランプ、電池ボタン式のAM・FMラジオ、マスク、作業用革手袋が入っております。ヘッドランプは両手が使えますし、ラジオは情報収集用にマスクや手袋は体を守るために用意しております。大震災では結構粉塵が多くなりますし、通勤に地下鉄を利用するしますので、万一事故の際は、この程度は必要と思ひ持ち歩いております。この携帯電話にも小さくても高音がでるフォイスルが付けております。これで助けを呼ぶためにです。これも私の危機管理の1つです。

本日お集まりの日本レジャー・リクリエーション学会の皆さんもいろんな所にお出かけになると思ひます。万一に備えて普段から準備することをお奨めいたします。

「震災から2年8ヶ月・・・大震災から学んだこと」と題してのお話しでございましたが、今現在、宮城県は村井知事を筆頭に官民挙げて復旧・復興に携わっております。ただ単に元に戻す

復旧では、亡くなった方に申し訳ありません。また、増税に付き合ってください国民の方に申し訳ありません。知事はいつも言っております。『どうせやるならば、10年後、20年後に、今を振り返って、あの震災があったからこそ今の宮城ができた。あの大地震がなければ今の宮城がなかつ

た。そう思えるような復興を実現したい。』と。私も1つの力になって、1つの歯車になり、残された公務員生活を全力で頑張っていきたいと思えます。

ご静聴ありがとうございました。

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会

地域研究報告 於：東北福祉大学>

地域研究「^{わた}り、^{ゆりあげ}荒浜から^{開上}『もう一度 心をひとつに』」報告

田中伸彦¹

Report on Regional Study at Watari, Arahama and
Yuriage District, Miyagi Prefecture

Nobuhiko Tanaka¹

1. はじめに

本年度の地域研究は、例年とはやや異なるスタイルで行われた。

例年の地域研究では、当日現場に直接集合し、ある特定のトピックについて、半日丸々時間をかけて、その場でディスカッションするスタイルをとっている。しかし今回は、現場ではなく開催校の東北福祉大学に集合した。そして学内のホールで1時間程まとまった講演を聴いてからバスで現場に移動した。具体的に書くと、午後1時から2時まで、村井嘉浩宮城県知事のビデオメッセージと宮城県危機管理監の石森建二氏による特別講演を拝聴した後に、そこで得た知識や思いが冷めないうちに現地を訪問するというスタイルであった。そのため、例年よりは滞在時間が短くなったものの、明確な問題意識を携えて地域研究に臨むことができた。

地域研究のテーマは東日本大震災である。東日本大震災は2011年3月11日に発生した。今回の地域研究は2013年11月8日に行われたので、大震災から2年8ヶ月が経過していたことになる。もう2年8ヶ月経ったのか、それともまだ2年8ヶ月しか経っていないのか、受け取る印象は、人や地域によって異なるのだと思う。

一言に被災地といっても様々である。震度6以上の大きな揺れに見舞われて被害を受けたものの、再建がほぼ終わり、今では震災前と変わらな

い生活を行っている地域もあれば、原発事故の放射能の影響で元々住んでいた地域に帰ることすら、いまだままならない地域もある。今回巡検させて頂いた津波に見舞われた地域では、瓦礫等の撤去が進み、交通基盤も整えられつつあるのが、地域に立ち入ることに支障は少ないのであろうが、この地に何を残して何を变えるべきなのか、ここで再びどの様に生活を再開すべきなのか、あるいは今後防災対策を踏まえたまちづくりをどの様に進展させていけばよいのかについて、一筋縄では合意に至ることは少なく、地域ごとに手探りの復興が続いているのが実態である。

本学会では、東日本大震災に対して、震災直後から多くの会員が被災地で活動を行ってきた。ある者は救援活動や介護/支援活動を、またある者はスポーツ交流活動や街やコミュニティの再生などに取り組んできた。また、学会という「組織」としても、震災対応特別委員会を分野横断的に立ち上げた。そして、現場におけるレクリエーション活動をどの様に支援するのかという実践的な内容から、日本人の価値観が大きく変動する中における余暇のあり方を根本的に問い直すレジャー論に即した議論まで、限られた人数の中での限界は否めないが、本学会ならではのトピックを中心に、日々取り組んできたつもりである。

その様な中で、学会大会が被災地の仙台市で開催されることになった。今回の地域研究は、震災

から2年8ヶ月経過した時点において、学会として何ができたのか、今後何をしなければならないのかを改めて考え直す非常に貴重な機会になったと言えよう。

今回の地域研究は、1台のバスを借り上げ、東北福祉大学子ども科学部の駒野敦子准教授の引率のもと、地域の語り部で『閑上復興だより』の編集長でもある格井直光氏にお話を伺いながら、20余名の参加者を得て遂行された。なお、表題には「亘理、荒浜から閑上」とあるが、限られた時間の中で効果的に現場を巡検するために、訪問地を名取市内の閑上地区に絞った。訪問地は4カ所で、来訪順に、「閑上日和山（富主姫神社/閑上湊神社）」、「ゆりあげ港朝市/メイプル館」、「閑上中学校」、「閑上まちカフェ」であった。

2. 閑上とは？

閑上とは、宮城県名取市の北東の角にある港町の名前で「ゆりあげ」と読む。地区の北部を流れる名取川を渡れば、仙台市（若林区）である。

閑上地区は、江戸時代よりも前から栄えてきた歴史ある港町である。伊達政宗公の命でつくられた「貞観運河」を使って米や魚介類を運び、仙台市街と太平洋の海路とを結ぶ交通の要所として発展してきた。近年（震災前）は、海岸沿いに各種スポーツや海水浴が楽しめる「ゆりあげビーチ」を整備し、その傍らの閑上漁港では朝市が開かれる活気のある町であった。そして、漁港から少し内陸に入った地域には住宅地が広がり、更にその背後に広大な水田地帯が広がる景観を呈していた。

しかし、津波によって多くの住居や施設が流れてしまった。そして約7,000名いた住民の1割以上の方々が犠牲になったとのことである。被災後2年8ヶ月経過した今でも、かつての景観は復元されていない。

そのため、我々のような他地域から初めて訪れた人間には、眼前の景観から地域の歴史を読み解くことはできない。更にいえば、将来閑上の人々が、この地でどのようなライフスタイルを築けば幸福になれるのかを考えるのは容易ではない。

その様な我々は、閑上に長年住み、この場所を深く理解する方から解説を受ける必要がある。そ

こで語り部の格井氏に話を何う意義が出てくる。今回の地域研究では、格井氏から、閑上の人々がどのような思いで現在暮らしているのかを語って頂くとともに、それに対してレジャー・レクリエーションという学問に何ができるのかを、会員同士で検討することになった。

以上の前提を共有して、参加者一行は、まず閑上地区を小高い場所から俯瞰できる日和山（富主姫神社/閑上湊神社）へと向かった。

3. 閑上日和山（富主姫神社/閑上湊神社）

閑上日和山は、海岸から700m程度入ったところに造られた標高6.3mの人工の山である。そして標高があるわけでは無いが、ほぼ平坦な地形で構成されている閑上地区の中を歩くと、小高く盛り上がった閑上日和山に生えるマツの木や神社の祠が我々の目に飛び込んでくる。建物が流失し、瓦礫がほぼ撤去された現在、この山は地域のランドマークとしてひととき目立っていた。

我々はその閑上日和山に登った。すると360度の展望が開け、閑上地区のランドスケープの全貌を把握することができた。山の上で我々は、格井氏に用意頂いた震災前の展望写真などを併せ見ながら、閑上地区のかつての町の構造や津波被害の概要などについて説明を受けた（写真1）。

私にとって、閑上日和山から見下ろした景観は、あたかも広大な造成地のようにであった。かつての閑上地区の様子を知らない私にとっては、この景観は昭和期の大規模ニュータウン開発地の印象とどうしても重なってしまう。しかし、ここはニュータウンではない。津波で表面上は流されているが、深く長い人間の歴史が刻まれている場所なのである。

人間には、人間として人間らしく過ごすことができる空間・環境が必要である。その空間・環境を如何に取り戻していくべきなのかを現実に即して考えることの重要性と困難さを、語り部格井氏の解説を通じて再認識した次第である。

4. ゆりあげ港朝市/メイプル館

続いて我々は、日和山から数百メートル離れたところにある「ゆりあげ港朝市」を訪れた。この朝市は、被災地となった閑上地区の中で、仮設の



写真1 閑上日和山で格井氏の語りに聞き入る参加者



写真2 木造ですっきり明るいメイプル館

店舗ではなく本設で営業を再開した最初の商業施設だそうである。海のすぐ近くに本設の市が立つということは、海に向き合い復興するのだという地元の人々の強い意思を示す象徴となる建物ではないかと思われた。

閑上の朝市は日曜・祝日の午前で開催される。そのため、金曜日の午後に来訪した我々は、残念ながら多くの人で市が賑わう風景を見ることは叶わなかった。しかし、木造の建物が通りを挟んで長屋風に遠くまで立ち並んでいる様子から、活況を呈し続けている朝市の歴史と、その復興に向けた関係者の情熱を推し量ることが可能であった。

また、朝市が開かれなかった時間帯に来る訪問者のために、朝市会場の横には、木造の美しい「メイプル館」が建てられている。メイプル館でも、朝市で取り扱っている海産物を一部取り揃え、他にも地元のお菓子や、仮設住宅で製作した手芸品などを販売していた(写真2)

メイプル館は、カナダの木材をふんだんに使用している。この建物を寄付してくれたのはカナダ政府で、カナダの国旗にもなっているサトウカエデ(メイプルの木)にちなんで「メイプル館」名付けられたとのことである。実のところ震災前には、閑上地区とカナダと間に深い親交は無かったとのことである。互いを知る/知らないにかかわらず、被災者に役立ちたいというカナダ政府の心持が新たな繋がりを生み、閑上の地でメイプル館として実を結んだという事実に、我々は非常に感心させられた。

5. 閑上中学校

続いて我々は、バスで内陸の住宅地に向かい、閑上中学校を訪れた。津波の際には多くの人たちが避難して命を救われた閑上中学校であるが、同じ津波で14名の尊い生徒の命が犠牲になっている。

訪れた校舎は現在使われていない。いまだに津波の痕跡を残しており、校内の大時計は地震発生時の2時46分を指したままであった。

現在、校舎の前には被災1年後に建立された慰霊碑を見ることができる。その慰霊碑の前で、震災時の避難の状況や震災後の慰霊活動など、風化させずに記憶に残しておかなければならない話を、格井氏に語って頂いた(写真3)。

6. 閑上まちカフェ

最後の訪問地として、我々は「閑上まちカフェ」



写真3 閑上中学校慰霊碑の前で語りを聴く参加者

を訪れた(写真4)。ここでは、閑上のこれからのまちづくりを考える人々が集うカフェである。ゆっくり落ち着ける自宅や喫茶店などを失った閑上地区の人々が集える居場所を再建・確保し、これからのまちづくりについて、住民の考えを集め、発信する場として、このカフェは運営されている。住む場所を失い、バラバラになった人々が閑上に戻ってくるための、未来にむけたまちづくりを、日々スタッフの方々は語り合っている。カフェでは、未来の閑上を描いた図面を見せて頂いたり、閑上の将来に向けた各種活動を紹介する地域誌『閑上復興だより』を頂いたりした。

また、ちょうど来訪時にカフェではキャンドルづくりが行われていた。このキャンドルの売り上げは閑上地区の将来に活用されるということである。たとえその様な前提が無くとも、このカフェでつくられるキャンドルはとてもカラフルで美しかったこともあり、多くの参加者がお土産として大小様々なキャンドルを購入して帰った。

7. おわりに

以上、今回の地域研究では、「閑上日和山(富主姫神社/閑上湊神社)」から町を一望し、「ゆりあげ港朝市/メイプル館」で町の復興への強い意志を紹介してもらい、「閑上中学校」で町の中に震災の記憶を留める大切さを教えて頂き、「閑上まちカフェ」で町の未来について夢を語って頂い



写真4 閑上まちカフェの外観

た。

日本に住む限り、自然災害から逃れることは難しい。その様な中で、「全体を見渡す目を持って地域が自立すること」、「過去の事実から向き合った上で未来の夢を語ること」の大切さを改めて教えてもらった。言葉で言うとは簡単になってしまうが、レジャー・レクリエーションの側面からより良い環境をつくと共に、人と人との繋がりをつくり出していくことは、非常に大切だということが改めて身にしみる地域研究であった。

この様な現実を正しく理解した上で、それに向き合いながら、レジャー・レクリエーション学会がどの様に震災復興に関わっていくべきなのかを、我々はまだまだ考え続けなければいけない。

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会

基調講演 於：東北福祉大学>

リ・クリエイター今、生きる力が試されているー

佐々木 豊志¹

RE-Create – ‘Zest for Living’ is Tested Now –

Toyoshi Sasaki¹

今紹介いただきました、くりこま高原自然学校の佐々木です。宮城県が一番北にある栗駒山の山麓で自然学校をしています。学会歴としては、この学会が一番古く、大学卒業後すぐ入会たので、もう三十数年になります。基調講演にお呼び頂きありがとうございます。

本日のタイトルは「リ・クリエイター」です。そして副題を「今こそ生力が試されている」としました。

私自身は野外教育や冒険教育を専門にずっと活動してきました。この分野でレジャー・レクリエーションが果たす役割はすごく大きいと考えています。それから「リ・クリエイター」です。被災地では復興や再生（＝リ・クリエイター）という言葉が次々出てきます。被災地では、リ・クリエイターとレクリエーションがつながる部分が大いと感じています。

私たちの活動拠点の1つは北上川です。子ども達が北上川を下ります。この川は、岩手県から宮城県に流れています。私の自然学校は、野外教育の中でも冒険的プログラムが多いので、山の中の活動だけではなく、長距離の川下りもします。北上川は全長250キロあります。そのうちの盛岡から太平洋までの約200キロを、子ども達が下っているのです。泊まってはテントを張り、下ってはテントを張り…と。

今お見せしているキャンプのスライドには「災害復興」と書いてありますが、2011年の3.11東日本大震災ではありません。実は、5年前の2008

年6月14日に岩手宮城内陸地震という大きな地震がありました。私の自然学校はそこで被災したのです。避難指示で急いで山を下りたので、山の道具は全部山に置きっ放しでした。「夏休みのキャンプはもうだめかな」、と思ったのですが、全国の繋がりある仲間が、テントからゴムボートまで全部貸すからやれと言ってくれ、被災2か月後にキャンプをやったのです。それをきっかけに、今日のテーマである「生きる力」、つまり子ども達に生きる力を育むプログラムをどうすればいいかについて、私自身もずっと考えていました。以上の経緯から、今日は「生きる力」に焦点を当ててお話したいと思います。

皆さんは「生きる力」という言葉を耳にしたことがあると思います。たぶん、はじめて公にしたのは1996年頃の文部省（当時）です。中央教育審議会の答申で出されたと思います。私が自然学校を始めた年が、ちょうどこの年でした。そのため自然学校のプログラムも「生きる力を育むために」と取り組んできました。この答申では「生きる力」を「いかに社会が変化しようと21世紀を目の前にして、20世紀の終わりに多様化した社会が変化するという中で、自ら課題を見つけて、自ら学んで考えて判断して行動し問題を解決する資質」と解説していました。自然学校はこれを受けて、生きる力をどうしたらいいのだろうと常に意識していました。

これを地震の時の人々の活動に置き換えると、当てはまるのですよ。地震によって社会が変化し

ました。そして被災地には色々な課題が発生します。課題に気づかないまま通り過ぎるのか、自分で課題を見つけてそれを受け止めて行動に起こすのかです。やはりここで生きる力を試されている気がします。

本日は、前半で私の取り組んでいる自然学校の理念のお話をして、後半は震災と絡めて考え方をお伝えできればと思います。

自然学校がある栗駒山の山腹は、国定公園ですので自然がとても豊かです。ブナの原生林がいっぱいあります。雪もいっぱい降ります。夏は高山植物がたくさんあり登山客が来ます。秋は紅葉がすごいです。昨日ちょうど寒波が入ったので、晩秋から初冬に切り替わったのが、はっきり見えました。風が強かったので、紅葉のオレンジ色、赤色が全部吹き飛んで落ちました。気温もぐっと下がりました。栗駒の多彩な四季の中で、子ども達と一緒に活動するのが自然学校です。夏休みキャンプ、冬休みの雪中キャンプ、冬山にも行きます。雪の中にも寝ます。ここ10年は幼少年期の自然体験が少ないと思い、「森のようちえん」という活動も行っています。森のようちえんの活動は全国的に広がり、今は年1回フォーラムがあります。今年も来週、神奈川県で第9回目の集まりがあり、600人申し込みがあると聞いています。

また、我々がやっている自然体験では、子ども向けのプログラムだけでなく指導者養成のプログラムにも取り組んでいます。私自身は教育が専門ですが、教育の他にもレジャー・レクリエーションなど、色々な形でプログラムを展開できます。子どもだけでなく、中高年や一般の人たちに対して山のガイドをし、自然の中での楽しみを提供することは、まさにレクリエーションです。豊かな時間を過ごして、リフレッシュして、元気に日常に戻るといふ自然体験の場をつくっています。

それから、自然学校は、不登校の子、引きこもりで社会とうまく関われない子の支援をしています。きっかけは、長期の自然体験キャンプでした。お母さんから「うちの子は学校に行けてないんだ。2週間のキャンプに参加すればそれをきっかけに立ち直ることができるのではないか」と言われたのです。最初は「参加しないかな」と思っ

ていたのですが来たのです。そして2週間キャンプをして、元気になって帰っていったのですよ。不登校になった理由は、同級生からのいじめでした。そのため同級生・同世代の子達にすごく不自信を持っていました。キャンプの子達は同世代です。しかし、不登校どうこうは関係なく、全国の子どもが集まって、2週間に渡り生活します。前半は、お互い知らないのでチーム作りをします。後半は、冒険的なプログラムなので、山に入り込んで5~6日山から出ずに、栗駒山を縦走して歩き回るプログラムでした。やはり引きこもっていたその子は体力がないのですね。一番最初にばてる訳ですよ。でも、最初にばててもキャンプの仲間が、仲間として受け入れて、弱かった彼女を助けて、何とか山を下りてきました。下山後に生還パーティーをして、振り返りの手紙を書かせたらですね、その子は「2度と栗駒山には登りたくない」とはっきり書いていました。「でも、この同じメンバーで挑戦しろと言われたらもう1回登れるかもしれない」とありました。仲間に認められて、仲間に励まされて、仲間と一緒にやりきったということに、今までにない感覚を得たようで、2学期から学校に通うと頑張っていたのです。私も気になり、連絡を取りました。最初の1~2週間は良かったのですが、3週間目くらいからちょっとおかしくなって、1か月でまた教室に行けなくなったそうです。でも、そのころにキャンプの仲間が手紙や電話をくれました。高校受験を控えていたので、学校には行ったのです。保健室登校です。ちゃんと勉強はして、テストも受けて、その後は立ち直って元気になりました。

この事実を目にして、不登校の子達が学校に1年中行けないのだったら、自然学校が1年中受け入れようと始めたのが、長期の寄宿です。まさに子どもが、リ・クリエイトといふか元気になって、もう1回チャレンジし、もう1回動き出すための支援を行っているのがくりこま高原自然学校の特徴だと思います。それから山村留学もあります。これは学校に行けない子ではなくて、都会の環境よりも自然環境のほうが、小さい時に生活するにはいいと親御さんも理解して、積極的に預けていただいて、地元の学校に通います。自然学校に寄宿して地元の中学校に通う山村留学もしていま

す。今まで10人くらい卒業させました。その後、子どもを対象に始めた寮に、大人が来るようになりました。20代、30代、1番上の年だと37～38歳の学校の先生が学校に行けなくなって来たケースもあります。今も社会人の方が来ています。20代ですね。少し自分のことを振り返って、もう一度目標を確認してもらい、頑張ってみようとエネルギーを補給する取り組みもしています。

そういうことで、私自身は非日常のキャンプ、野外教育から入ったのですけれども、こういう風に日常が入ってくることで途中から変わったのですね。はじめは「プログラム」を設定していたのですが、寮が始まると「暮らし」が入ってくるわけですよ。特に農的な暮らしに視点が行くのです。キャンプの時にはエネルギーを十分補給できるかで食事を考えますが、「暮らし」となるとアレルギーの子もいますし、変な添加物の入ったものを食べさせたくないと思います。そして、周りに土地はあるので畑を始めました。私もスタッフも農業は専門ではないのですが、たまたま私の父が定年退職で、山で小さな畑を子どものためにちょっとやろうと始めたんですね。専門ではないので、化学肥料や農薬の使い方が分からないので、結果的に完璧な有機農業です。完全な自然農法になってしまったのですね。農的な暮らしや自給をしながら、環境も気になり始め、食べ物も気になり始めました。こういう暮らしの中で家畜を飼い、今では馬まで飼っています。この様な暮らしをつくり日常をつくるということと、私が本来専門でやってきた冒険とで、日常と非日常の部分を両方を併せ持って活動してきたところです。

本来、レジャー・レクリエーションは非日常の部分がとても大きいと思います。ただ、私たちの大きな特徴は、生活・暮らしを創ってきたところにあると思います。建物も自分たちで作っているのですよ。自然学校をはじめて18年、廃材を材料に建物を建ててきました。左の建物は大工さんが建てました。日本環境教育フォーラムが宝くじ協会から助成金をもらったのです。このように、日常と非日常の世界、ケとハレの世界両方を織り交ぜながらやるのがいいと思います。両者を意識して織りなすのが大事です。都会から見ると農的な暮らしは非日常です。都会からくる人達は土い

じり、畑いじりを楽しんでいます。ところが、地元の農家の人は非常に疑問に思っていますね。なんでこんな草いじりを都会の人たちは喜んでやるの、と。農家の人たちは草むしりなんてしたくないんです。やっぱり同じことをやっても気持ちが悪くはないのかハレなのかで違うのです。

話が戻りますが、「生きる力」ですね。これを考えるにあたって私は“想像力”と“創造力”の2つが、大事だと思っています。イメージする部分とクリエイティブな部分ですね。

このことについてお話するに当たって、私は冒険教育が専門と言っているのですが、まず冒険からお話します。冒険って聞いたときに、みなさんの頭の中にどのようなキーワードが挙がりますか。辞書には色々書いてあります。色々ありますが、こんな言葉が出てくるんですよ。「未知のこと、あらかじめ分かっていることは冒険ではない」です。知らない、リスクがある、安全ではない、危険を伴う、普段やっていないことが非日常です。予測が難しい、あるいは慣れてなく心理的に不安で、心臓をバクバク、ハラハラドキドキとさせるものです。それから、冒険は結果が保証されません。成功するかしないか分からない、もしかすると失敗するかもしれません。あらかじめ成功する、うまくできるのは冒険ではないのです。

冒険の逆を、冒険教育では「C(Comfortable)ゾーン」と言います。安全・安心、慣れている、知っている、これをCゾーンと言います。「Cゾーンから出るのが冒険」という定義です。また冒険で私自身が一番大事にしているのが自発的行為です。冒険は人から頼まれてやるのではなく、自分からやるのです。先日、三浦雄一郎さんがエベレストに登ったのは冒険です。チャレンジですね、80歳を過ぎて。あれは誰にも頼まれていないと思います。三浦さん自身が登ると言ったんです。大切なのは自発的にCゾーンを出ることです。不登校、引きこもりの子達は実はCゾーンを出たくないとか、いつもCゾーンに居たいという気持ちなんです。ですから何とかCゾーンを出て、クリエイティブなことができるように支援をしているんです。先ほど森のようちえんの話をしました。3歳から5歳の子ども達は経験が少ないので、私たちに比べるとCゾーンが

小さいと言えます。たぶん子ども達は遊びの中でCゾーンを広げているのですよ。今日は木登りで一段目の枝まで登ったと。明日は二段目まで登れるかな、落ちるかもしれない、失敗するかもしれない。でも自分の意思で登って、少しずつ遊びの中でCゾーンを広げているのです。私自身は、成長とはCゾーンを広げることと捉えています。なので、私の自然体験や暮らしのプログラムでは、常にCゾーンを自分からちょっと超え、今までやったことの無い、体験していないことをやってみます。

私たちのもう1つのベースが、「体験学習」です。体験学習とは循環過程（ラーニングサイクル）です。簡単に説明すると、やりっぱなしではなくて、体験した後に振り返って、議論して分かち合うことです。特にうまくいかない時に活かされます。失敗したこと、上手くいかないことを、実際に振り返って何が起こったのか、どういう事実があったのかをあぶり出す、それからなぜそうなったのか分析してみる、そして今度上手くやるにはどうしたらいいか、新しい概念を見つけ出してもう1度チャレンジする。ぐるっと回ってはじめて最初の体験が活きます。私の自然学校はこれをベースに先ほどの自然体験と生活体験をやっています。

それから、あともう1つ説明しなければいけない言葉があります。自然学校に、「学校」という名前をつけています。よく、「普通の学校と佐々木さんの自然学校は何が違うのですか」と聞かれます。なかなかいい説明の言葉がなくてですね、どういう説明をしようか迷っていました。そして、あるビジネスの会で「あっこれは使えるな」というものに出会いました。野中郁次郎さんという一橋大学の名誉教授の言葉です。野中さんたちは「セキモデル」の中で、「知」には2種類あると言っています。1つは「形式知」です。文字や記号や図で表記できる知識です。マニュアルや教科書は形式知ですね。子ども達がテストで覚えなければいけないのは、まさに形式知です。もう1つが「暗黙知」です。言ってみれば形式知化できない知識ですね。文字とか記号とか図で表現できない、一人ひとりが持っていて、一人ひとりが概念化した力、腑に落としている知識です。職人技など個人に依存している知識です。元々は「形式知」は

存在しません。大昔は「暗黙知」だけなのです。なぜ形式知が必要になったかということ、共有するためです。社会が共有する、あるいは仲間と共有するために形式知が生まれ、文字や記号に落とし込んだのです。我々も日本語で形式知として抱えているものがたくさんあります。

暗黙知に関しては説明しにくい部分が多いのですが、例えば燃焼です。キャンプでよく火を使いますよね。火を燃やす。小学校4年か5年の教科書で燃焼の勉強があります。物は3つの要素があると燃えます。「燃えるもの」、「酸素」、「発火する熱」、の3つが揃うと燃焼が始まると答えに書けば100点です、学校では。ところが、3つを知っていても実際に火をいじれない子がいます。火が今どういう状態で、何が足りないのか、どうすれば火がしっかり燃えるのかを、目の前の現実としてやり取りできないのです。暗黙知は体験からでないとなかなか獲得できないと思います。形式知は概念学習という勉強の仕方です。先生が黒板の前に立って、教科書を開いて、今度テストに出すから覚えろよというのが形式知ですね。暗黙知は体験です。先ほどの例だと火をいじる。火をいじって、どういう状態か何回も見て、火と戯れて火と対話ができるようになった時に初めて、暗黙知が身につきます。昔はもっと学校も余裕があって、暗黙知を教えるチャンスがあったと思いますが、今学校は忙しすぎて形式知を中心に進めざるをえません。だから、子ども達は「覚える」ことを要求されます。覚えてテストの点数をたくさんとるといことです。自然学校は反対に体験を通して考える場面をたくさんつくります。どうやればちゃんと火が燃えるのかを考える。これが自然学校と普通の学校の大きな違いです。そんなことで、自然学校には「学校」がついています。

震災後色々あって、自然学校を一般社団法人にしましたが、それ以前は私の個人事業、私が勝手にやっている屋号でした。ですから、公の教育機関ではありません。

3.11の記憶はみなさん新しいと思いますが、2008年6月14日に岩手・宮城内陸地震がありました。自然学校はその震源からすぐのところ。夏休み2か月前で、ニッコウキスゲが満開で見頃

のときでした。ちょうど土曜日で、これから観光客が来る朝8時43分でした。あと2時間くらい遅れていればもっと被害が多かったと思います。3.11は1,000年に1度の大津波でしたけれども、5年前は3,000年に1度の大山崩れでした。自然学校は耕英地区という高原にあります。ここの山やダムが崩れたのです。約320m山が動いて、150mの崖が一気にできました。地震当日は天気が良かったです。

当時、ひとりのスタッフはダムの下に住んでいて、崩れた場所を10分前に通っていました。直後は震源がどこかわからず、自然学校には10人の寄宿生と10人のスタッフがいる状況でした。私もたまたまいました。揺れた瞬間は5～6人は大けがをしたかなと思う揺れでした。たまたま誰ひとり怪我がなかったんです。確認してから安否を親御さんに伝えました。後々新聞で見たら道がずたずたになって「孤立」って書かれていましたが、我々に孤立した感じはなかったです。「自立」した避難生活を始めたのです。上水道がだめでも山の水があります。キャンプ屋ですから明かりもあるし、バッテリーも発電機もあるので全然問題ない。食べ物も家畜がいますから、最悪は絞めて食べられます。野菜も取れ始めていました。そんな中、私たちは冷凍庫の中のものから食べ始めました。普段食べられない、隠してあるシカの肉やクマの肉を食っちゃえて。だからみんな明るいですよ、全然不安感が無いまま過ごしました。ただ、だんだん情報が入ってくると、駒の湯が吞まれて行方不明者がいて、ダムが崩れ、道が寸断されて孤立し、下りられないことを知りました。そして行政から連絡がありました。このままいても大変なので、自衛隊のヘリで2日後に下りましょうと言われてました。そのため、私とスタッフ3人を残し、16人を自衛隊のヘリで下ろしました。ところが翌日、私も下りることになったのです。避難指示で強制的に全戸下りることになったのです。理由もわからずしょうがなくです。暮らしはできるし、何も問題はなかったのです。

避難所では地域の人が肩を落としていました。なぜかというと、彼らにとって被災は冒険体験なんです。先が見えない、どうするの、いつ帰れるのという冒険なんです。私は結構元気にしてい

ました。もちろん私にとっても冒険でしたが、情報を入れて未知ではないところを増やしたのです。インターネットで情報が入っていたので、少し元気なんです。大丈夫だな、周りの人が応援してくれているという安心感がありました。

地域の人に、「インターネットを見ていると色々な支援をしてくれるから大丈夫」だと伝えました。例えば、私は着の身着のまま山から下りたため活動ができないわけですよ。そのため「車があればいいな」とインターネットに書き込みました。そうしたら翌日、5台の車が来ました。2台は自然学校で使わせてもらって、3台はおじいちゃんおばあちゃんたちの買い物や病院に行くのに使いました。うちのスタッフが運転手になって送迎しました。まあ、そんなことができたのは、冒険教育の考え方からです。要は、避難所がCゾーンです。おじいちゃんおばあちゃんはホッとしたと思います。自衛隊のご飯を食べてお風呂に入って、仲間がいるから安心したと思います。我々も避難所で自衛隊のご飯を食べて、寝て、ごろごろしても別に文句は言われなかったのですが、普段からCゾーンを出る様にしていたので、今何が出来るかをスタッフや子ども達と考えていたのです。それが後のボランティアセンターの立ち上げに繋がりました。

それからもう1つ、避難元の山間地、耕英地区は岩魚の養殖や苺の栽培をしています。ここの苺は6月の下旬から出荷するのですよ。高冷寒冷地なので、夏に苺が出来るのですね。苺はちょうど翌週から出荷するタイミングでした。苺農家さんは、出荷目の苺を残したまま降りちゃったのです。それから岩魚の養殖をしている人は、水の管理が出来ないまま降りて来たのです。だから、早く山に登って苺を採って、岩魚の管理をやろうと行政に色々働きかけました。ところが、危険なので行政は許可してくれません。そこで、インターネットに苺がこういう状態、岩魚もこうだと書き込みました。インターネットの向こうは、いつでもスタンバイして待ってますと言う方々がたくさんいました。でもなかなか行政が動いてくれません。苺農家さんに「苺採りに行きましょうよ」と私が働きかけた時には、「また佐々木さん馬鹿なこと言ってる」って言われました。「どうやって

採りに行くの」と。「道も無いしヘリも使えない。そんなの不可能でしょう」と言っていたのです。でも冒険教育は、結果が保障されなくてもチャレンジするのですから、結果的に苺が1個も降ろせなくてもいいのです。チャレンジするプロセスが大事なのです。避難所で悶々とするだけじゃなく、アクションを起こして、色々な人に訴え、情報交換し、その中から新しい方法が見つかるかもしれません。こうしてCゾーンを出て苺採りに行こうという訴えが始まったのです。10日目に、一時帰宅用の90何席の自衛隊のヘリの席を確保したと行政から連絡が来ました。でも、地域の人だけでは90何席も埋まらなかったのです。30席ぐらい余ったのです。2、3時間行ってもやれることって高が知れているので余っちゃったんですね。でもその時です。ボランティアで自然学校がその30席全部貰うと手を挙げました。ボランティアを使って苺を採りに行ったらダメですと、行政は釘を刺してきました。でも、苺農家さんが手に持つぐらいだったらいいですよと肯定してくれました。もうみなさん分かりますよね、「苺農家さんだったらいい」と。だからボランティアさんは、その日1日苺農家さんとして登録して登ったのです。ボランティアさんを農地に運び、下ろしました。行政も苺を置いてけとは言わないので、400kgの苺を下ろして、ジャムにしたのです。ヘタ取りもボランティアです。ボランティアには、気仙沼の方もいました。彼らは3.11で被災をしました。5年前私たちは海の人に助けられました。そのため3.11の時には、我々はすぐ動きました。

実は、2008年に地すべりを起こした所は、地質的にすごくおもしろいのです。私はここでよくカヌーをしていましたので、地質研究者と一緒に本来立ち入り禁止の所に入れたのです。まさに磐梯山が噴火して裏磐梯が堰き止められたのと同じ地形でした。湖が出来ていました。硫黄の臭いがし、青い水でした。それでここをジオパークにしよう動き始めたのです。当時は行政に潰されましたが、栗原市は今ジオパークと言い始めてます。防潮堤の問題にも共通しますが、復興予算をどう使うのか、市民が望んでやるのかなどの議論が必

要だと思います。防潮堤はまさに居住地に近いので、議論は結構あると思います。守るのか、それとも自然をそのままにするのか、難しい選択です。一方、2008年の地すべりに関しては、何十キロ先にしか人が住んでいないので、なぜコンクリートで固めてしまったのか、私はまだ理由が納得できないでいます。

3.11は、まさに東北沿岸が全部津波で襲われた災害でした。私自身は、震災直後からすぐ動きました。私が自然学校を始める前年が阪神淡路大震災でしたが、震災2日後には私は仲間と東灘小学校に入っていました。その後能登の地震、ナホトカ号の重油事故、中越地震などがあり、5年前の地震で私自身が被災しました。その後3.11がありました。17～18年の間に7～8つの大きな災害に関わりました。私が動かざるを得なかったのは、Cゾーンから飛び出し、自分に出来ることあるからです。2008年の地震からの復興の半ばで、また3.11の地震が来たので、自然学校はまたクローズしました。2008年には、避難指示で2年間山に上がれなかったんです。2010年の秋に上がれました。そうはいつでも雪の季節ですから、お客さんもあまり取れないし、まあいいやと冬越しをした矢先が3.11でした。再びクローズして、自然学校の仲間とやり取りしながら、3月11～12日は寄宿生の安否確認をし、13日から飛び出しました。そして登米市の体育館にボランティアセンターを立ち上げて、拠点を作りました。仙台から通うと時間がかかるので、拠点をここにしました。ここからだ、小泉地区に1日4往復できます。支援に集まった人達は、廃校になった体育館にテントを張って、20日から本格的に動き始めました。私は本部長として常勤で動きました。まさに先程お話しした「生きる力」です。私達のネットワークはアウトドアの連中、自然体験をたくさんしてきている連中です。自然体験活動するっていうことは、外界とやり取りを常にしているということなので、非常に動ける人達です。自発的にCゾーンを飛び出して被災地に来ます。被災地に行って自分が本当に役に立つのだろうかという結果は誰もわかりません。被災地がどんな場所なのか、誰がいて何が出来るのかは全然見えません。でも飛び出して来るのです。組織力じゃなくて一

一人の力で来たのです。ボランティアセンターは毎日が冒険体験学習です。飛び出して物を運ぶ、届ける、色々な所を回る。色々な問題があります。戻ってくると、夜ミーティングをします。毎日のミーティングが体験学習でした。被災地で色々な問題を抱えて持ってきて、なぜそうなってるのだ、何をすればいいんだ、じゃあ明日こうしましょうということの繰り返しですね。これを繰り返すことで被災地での動きがだんだんと見えてきました。そうやってシステムが出来てくるのです。より早く、よりスピーディーに、どういう風に被災地に届けるかという仕組みができてくるのです。こうやって現在の運送屋さんの仕組みができてきたのだと思いました。

被災直後は物資をとにかく与えようと支援しましたが、しばらくするとレクリエーションの底力を本当に感じました。実はですね、サッカーの岡田監督が環境活動家で、冒険教育を学んでるのです。サッカーのチームビルディングは、実は冒険教育の手法を使っているのです。そのため、彼は前から我々と仲間、すぐに来ました。マイナス10度の体育館に一緒に寝て、一緒に食べて、サッカー教室をやりました。子ども達は避難所で運動できず、ストレスが溜まっていました。春休みに入ってちょうど3週間経った時に、彼はサッカー教室をやったんですよ。

岡田監督はサッカー教室からの依頼でも、6月以降にJリーガーを連れて被災地に来てます。ただ、その時の相手はサッカーチームに入っている子どもだけなのです。でも震災直後のサッカー教室は違います。このときは「サッカーやろう」という普通の幼稚園の女の子から中学生までが入り乱れていました。岡田監督もこれが1番楽しかったと言っています。私もレクリエーションの力っていうのはこれだなって思いました。子どもが頑張っている姿を見ると大人からも笑顔が出ます。レクリエーションには底力があるのです。被災地では4月いっぱい春休みでしたから2ヶ月学校に行けなかったんですよ。それなので、子ども達を遊ばせようと元気村を企画して、屋台村をやったり、遊びをしました。それから幼稚園と保育所も閉鎖されましたので、森のようちえん仲間

と、小さい子ども達を面倒みようと託児をやったんです。物資だけの支援ではなくて、こういう心の繋がり支援が被災地ではすごく大事でした。

一方、皆さんの耳に入っていると思いますが、大川小学校では108人の児童の内70人が亡くなって、いまだに4名が行方不明、先生も亡くなりました。ここにもすぐに行きました。大川小学校の1～2キロ上流に大川中学校があります。ここが我々の川下りの最後の野営地で、いつも校庭にテントを張らせてもらいお世話になっているのです。そこに泥が入ったのです。何とかしようとボランティアできれいにしました。そして、河北にもボランティアセンターをつくりました。そこには中学生の子やおじいちゃん達がお手伝いに来てくれたのですが、夜遅くなくても家に帰らないのです。なぜかというと、弟・妹を亡くしたのですよね。家に帰ると辛いのです。学生ボランティアもたくさんいたので、「だったら居場所を作ろう」と考えました。支援金が無くなった後も、アメリカの子どもケアするアメリカケアという団体からお金を頂いて、リオグランデという居場所を作りました。これは今も継続しています。そこでは山に雪遊びに行きます。子ども達がリ・クリエイト、元気になる為の方法です。

また伊里前小学校という高台があります。ここにも津波が来ていました。ここでは、子ども達が裸足で歩けるように細かいガラスを手で拾いました。手作業でしなければならぬことはいっぱいありました。いま被災地はきれいになりましたけど、本当におびただしい瓦礫があったということです。これが自然学校の仲間と動いた活動です。

この他には、先程お話ししたとおり5年前の地震で2年間山に上がれず、活動プログラムはいっさい出来なかったのが、里山に民家を借りて、再生しようと思いましたが、何かできないか考えましたが、事業として成立しないのですよね、売上げの見通しが立たないので、この年は補助金を取りに行きました。「地方の元気再生事業」という内閣府が出している100%の助成金があったんです。1/2助成だと、他に1/2原資がないと出来ないの、100%助成してくれる事業に手をあげました。里山が荒れてますので森林資源を活用する

プログラムが出来ないかなと考え、助成金を獲得しました。3年間で結構な額を頂く前提で始めたのですが、事業仕分けで1年で切れちゃいました。それでも取り組んだのは、森林資源をエネルギーに使うことで、ペレットストーブ、木質ペレットの普及プログラムを考えました。そのプログラムでできた組織が「日本の森バイオマスネットワーク」というNPOです。5年前の震災がきっかけで、森を守るNPOを作り、細々とペレットの普及をしたのです。その矢先の3.11の地震でした。今回は20,000人近くの方が犠牲になっています。92%は津波で溺死しましたが、8%は助かっているのですよ。1,200人ぐらいが津波から助かっています。何とか難を逃れて、びしょぬれになって助かったけれども、着替えが無い、それから避難所に暖房が無いのです。3.11直後に寒波が来て、雪になりました。その寒さで亡くなった方がいます。うちのNPOが出来ることはペレットストーブを設置して歩くことです。すぐ全国の会員に連絡をして、いらぬのを送って頂きました。43台届いて、それを設置して歩きました。十分ではなかったですが、出来る範囲がこれでした。

また5年前の震災の時にうちのスタッフが仮設住宅に入っていました。仮設住宅の住環境は良くないです。冬は結露します。夏は暑く、音は筒抜けで、本当に良くありません。でも5年前の被災時にはスタッフに「しょうがないな、我慢するしかないな」と話していました。しかし3.11のニュースを聞いたら、10万棟の仮設住宅が必要とされていました。そこで1棟でも多く、住環境の良い仮設住宅が出来ないかかと思いました。バイオマスネットワークで繋がった仲間に製材所や工務店、ペレットストーブをやっている連中がいたので、彼らのネットワークで家を建てようと思いました。地元の木や地元の大工さんを使って、仮設住宅を作ろうという提案を持って南三陸町に行ったんです。3月29日でした。結論は、門前払いでした。仮設住宅は法律で縛りがあって、建てられる能力があっても我々は参入できない仕組みです。日本プレハブ建築協会の会員でないと建てられないのですね、プレハブメーカーや住宅メーカーです。お金は東京に流れる仕組みになってい

ました。でも、一棟でも多く建てたいという気持ちがあったので、国からお金をもらわなくても、民間で支援金を集めて建てられるだろうとアクションを起こしたのです。結果が分からないけど、Cゾーンをまた飛び出したんです。賛同者がたくさん出ました。それが「手のひらに太陽の家」という施設です。避難所生活はだいたい3~5ヶ月で、その後仮設住宅、復興住宅、高台移転、新しい街づくりと進みます。仮設住宅の生活は、通常約2年ですが、今回はもっとかかると思います。仮設住宅には抽選で入りますので、コミュニティはバラバラになります。私たちは、コミュニティが壊されないように考えました。ただ、建築がずっと遅れてしまったので、今は福島の子も達を受け入れてます。建物自体はエネルギー自立で、復興すべき将来を提案する建物です。地元の大工さんが全部宮城県産材を使って建てました。提案は低炭素・環境循環型です。エネルギーは再生可能なエネルギーを使う取り組みです。今、福島の子も達は外で遊ばせません。全く外で遊ばせません。土もいじれない、落ち葉も触れません。その子達を受け入れて、存分に遊ばせません。そのため本当にリ・クリエイティブになります。レクリエーションです。子供たちは元気になって、ストレスを全部抜いて存分に遊んで帰ってもらってます。子ども達の為にと考えて始めたのですが、親御さんにもいい施設です。福島の子も達は悩みを抱えています。言えないことを心に抱えています。でも、うちのスタッフは、夜2時、3時まで話を聞くし、ここで出会った親御さん達が同じ悩み、課題を共有できて、仲間ができて、元気になって福島に戻ります。

それから、今回の話からは、ややずれるかもしれないですが、国連WFP (World Food Programme) の大きいテントを、我々は岩手県と宮城県に30張建てました。WFPと関わった時に組織力と人間力がすごいと思いました。混沌としてる中では、個々の力がすごく大事だと思います。でも、もっともっと大きな力を発揮するには組織が動くべきです。WFPは発展途上国の条件の悪い所にテント張って、食料を確保する支援活動をしています。今回テントが成田に着いて、福島を超えて宮城・岩手に持ってくるにあたって、国連のWFP本部

は、福島原発の直径 100km 以内は通過するなど言っていました。100km 以内を通らずに宮城・岩手に行くには、新潟をぐるって回ってこないといけないのですよ。でも、そんな時間はないのですね。彼らはまっすぐ国道 4 号線を突っ切るんです。放射線の測定機械をつけながら、毎日本部に報告してるんですが、その時だけスイッチを切っています。現地の個々の情報が有力で、個々の判断に預けています。そして、大きな組織として動かなければならない時には組織として動くのです。組織力と人間力とのあり方を、すごく考えさせられました。我々はこの仮設テントで商店街を作ったり、いろんな活用をしました。行政よりもたぶん動きが早かったと思います。

時間が近づいていますが、私自身はレジャー・レクリエーションならではの体験や、実際にやるのが 1 番大事だと思うんですよね。机の上だけではなく、本の中だけではなく、実際にやるとが大事です。体験学習で得るものは、とても大きいのです。実際にやって何を育むのかを具体的に説明することは難しいです。

その点で、『バカの壁』という養老孟司さんの本は説明に使えるなと思いました。皆さんの中にも『バカの壁』を読んだことがある方もいると思います。5～6 年前のベストセラーです。その中に「脳内一次方程式」という言葉が出てきます。この本では、薬学部の学生さんに出産のビデオを見せて、その後に感想を聞いたら、女子学生がすごくタメになりましたという反応に対して、男子学生は淡々としていたと書いてあります。同じ物を見せているのに、なぜ反応が違うのかを説明しています。どういうことかという、「X=インプット」をする、ここでいうとビデオを見せた。「Y=アウトプット」、反応ですね。男子学生と女子学生で違うと、同じビデオを見せたのに Y が違うということです。だったらそこに「A=係数」があるだろうっていう言い方です。この「A=係数」のことを「感情の係数」、「現実の重み」と言っていました。女子学生にとってみれば出産っていうのは、いずれ自分にかかってくることです。男子学生にとってみれば、他人事なんですよ、そこに違いがあります。この「A=係数」によってア

ウトプットの態度が違うということなので、この「A=係数」というのはすごく大事にとらえなければいけません。私なりに解釈すると、「Y=アウトプット」は「行動」ですね。そして「X=インプット」は、先程お話しした概念学習で得られる「形式知」です。知識も大事です。覚えることは大事なのです。それを A という感性、つまり心の係数・感じる心と力があって初めて、Y という値が出るのです。不登校、引きこもりの子達、うちに来ている子ども達は、この A の係数が 0 に近いんですよ。全く 0 になった場合、X に何突っ込んでも Y は 0 ですよ。だから、何を与えても無反応、無関心、無気力になります。だから、この A を育むということが大事なんだなと思います。体験を通して育むということは、たぶんこの A の部分を育てているのだらうと思うのです。レジャー・レクリエーションの世界では、この A をどう育むかが非常に大きなポイントになると思うのです。一人一人が何に意欲があり、何に関心があって、何を心の源にしているかを育むのです。レジャー・レクリエーションはそこに 1 番力が発揮できると思うのです。文部科学省的には、「心の教育」で A を育むことを試みたが、学力が低下したので、X によりが戻ってきて、やっぱり学力をつけないといけないと言ってますね。A なのか X なのかっていう二者択一の話をしているようですが、そうではないのです。A も大事だし X も大事。両方あって、どうなるかです。

A が 0 だとさっき言ったように Y も 0 ですよ。一方で、A が無限大になると、これを養老孟司さんは「原理主義」と言っていました。要するに、例えば A の源が危険な教祖だと、X に何を突っ込んでもカルト集団になるんですよ。だからちゃんと A っていう部分を育むことが大事だと私自身も感じます。養老孟司さんが言った『バカの壁』とは、この壁なんですね。暗黙知・形式知、右脳・左脳がありますね。ここに壁があると色々な不具合が出るのです。

これを聞いた時に思い出したのは、自然学校を始める前に 15 年間やっていた東京でのサラリーマン生活です。夜会議が遅くなって弁当を買いに、近くファーストフードに行く訳ですよ。「何とかバーガー 20 個、何とかドリンク 30 個、何とか

ポテト 20 個」と注文します。そうするとカウンターのお姉さんが「お召し上がりですか？」と聞くのです。「お持ち帰りですか？お召し上がりですか？」と。これは少しおかしいですね。いくら食いしん坊に見えても私がここで 30 個のハンバーガーを食べるのかと。でも間違いじゃないんですよ。マニュアルどおり言わなきゃいけないのです。その子にはバカの壁があったのです。現実と知識をちゃんと使い分ける、上手く融合して使うべきです。こういうケースが被災地では、いっぱい出ました。特に行政はマニュアルが無いと動けないのです。逆に私なんかは、感覚的に動き過去のデータを無視して動いたりするので、失敗する時もあるのです。だから、どっちがいいという訳ではないんです。両方やっぱり上手く取り込まないといけないということです。その為にさっきの A っていう感情の係数をちゃんと育む必要があるのです。たくさん経験をして、たくさん内側

から湧き上がる「何だろう？」というエネルギーを育みながらも、知識が必要なのかなという風に感じました。

本日は、被災地でのリ・クリエイトする取り組みを私から一方的に話しました。私は、野外教育、冒険教育、レジャー・レクリエーションを専門にやってきました。でも我々が取り組んでいるのは、暮らしとか生活とか産業に直結しないと意味が無いと思っています。やっぱり、リフレッシュして頑張るぞと思い、その頑張る先が暮らし、生活、仕事っていう所に直結しないとダメだと感じます。

今回の学会の話も、どこかに繋がって行って、その先にある何かに届くと信じてますので、今後ともレジャー・レクリエーション学会の役割を皆さんと共に、私も会員の 1 人なので、共に歩めたらと思います。

ご清聴ありがとうございました。

<日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会

シンポジウム 於：東北福祉大学>

震災後の取り組みと再考・再興へのレジャー・レクリエーション

高崎義輝¹ 松村善行² 館岡百合子³ 矢吹知之⁴

Reconsidering and Reconfirming the Role of Leisure-Recreation
after the Great East Japan Earthquake

Yoshiki Takasaki¹, Yoshiyuki Matsumura², Yuriko Tateoka³, Tomoyuki Yabuki⁴

1. コーディネーター報告（まとめに代えて）

高崎義輝（仙台大学）

被災地である仙台を会場に、標記テーマで、また被災地で活躍する方々の生の声をお伝えすることで、一定の成果が得られたと考えております。ただし、本来のシンポジウムのねらいとしたい、討論する時間が持てなかったことに進行役としては悔いが残りました。幸い、シンポジウム後に意見交換会が予定されておりましたので、ほっと胸をなで下ろしたしだいです。

そうしたことから、本報告では、シンポジウムの生の声を紙面の許す範囲で整理をし、そのまま載せさせて頂きました。報告に代えさせて頂きます。

2. 被災者支援の現状について（仙台大学の例を基に）高崎義輝（仙台大学）

それではシンポジストの講演に入る前に、論点の整理のため、私の勤務しております仙台大学の例を基に、被災者支援の現状について、お話をさせていただきます。

まずは1点目です。震災後、被災者の健康づくりの一つの方法として、レクリエーションが大きな役割を果たしているということは、マスコミ等でもたくさん取りあげられています。



資料1. 石巻スポーツフェスタの記事

資料1は、先日行われた「石巻スポーツフェスタ」の様子です。運動の機会としてだけではなく、仮設住宅の新たな隣人との交流の機会にもなっているようです。

私が勤務しております仙台大学でも、様々な被災者支援を実施しています。

資料2は、2日間で約2万人の被災地の子ども達が集まりました「東北こども博」というイベントです。日本玩具協会等の支援を頂き、子ども達が、元気に、安心して遊べる場を提供しています。

資料3は、健康支援車というバスで、女川の仮設住宅でお暮らしの被災者の体力測定等を行っています。閉じこもり気味の被災者が、運動をはじ

1 仙台大学 体育学部 Faculty of Sports Science, Sendai University

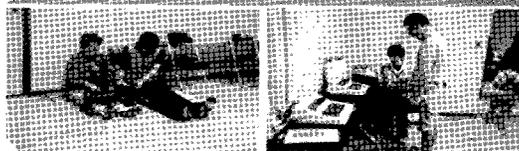
2 NPO 法人石巻スポーツ振興サポートセンター Ishinomaki Sport Promotion Support Center

3 しちがはまレクリエーション協会 Shichigahama Recreation Association

4 東北福祉大学 Tohokufukushi university



資料 2. 東北子ども博の様子 (仙台大学)



長座体前屈



握力



反復横跳び



6分間歩行



10m障害歩行



立ち幅跳び

資料 3. 被災者の体力測定事業 (女川町)

め活動的な生活を取り戻すためのきっかけをつくる事業です。

いずれも、経費がかかるため、企業の協力や公的助成を得て事業を行っています。ただし、これは緊急一時的な支援です。震災発生から2年8か月経過した現在、助成金等の得られにくい時期にきていると考えられます。企業等の協力が終了し

た後は、どうするのかということを実際に考えなければいけない時期にきているといえます。



資料 4. 亘理町の介護予防教室でレクリエーションを行っている様子

資料 4 は、津波で大きな被害を受けた亘理町で行った介護予防教室の様子です。緑のピプスが学生で、学生と参加者がキャッチという活動を楽しんでいます。

このように仙台大学が実施している被災者支援は、ほとんどは中高齢者を対象とした健康づくりを目的とした運動・レクリエーション活動です。また、学生の力をかりて、事業を実施していることが特徴です。

こうした被災地の健康づくりを支援する学生は、被災地の皆さまから大変な好評を得ています。実は、この学生は、介護予防の知識や楽しい運動のためのレクリエーション方法などについて、トレーニングされた学生です。



資料 5. 女川の仮設住宅で指導を行う学生 (健康づくり運動サポーター)

仙台大学では、2003年頃から地域の介護予防の担い手を育成するため、大学の認定資格として「健康づくり運動サポーター」という指導者育成プログラムを立ち上げています。2011年の震災後に活躍しているのは、こうした学習をした学生が中心となっています。

被災地では、健康づくりを支援する人材を求める声が増え強くなっています。それも、正しい運動を、楽しくできる指導者を求められています。

	主な対象者	連携している市町村
災害ボランティア	仮設住宅の住民	美里町、女川町、亶理町
地域連携事業	公募、要支援等介護予防事業に該当する人	大和町、大河原町、柴田町、川崎町、村田町、角田市、丸森町

資料6. 仙台大学が実施している災害ボランティア・地域連携事業（2013年度・事業の一部抜粋）

仙台大学が定期的実施している災害ボランティア活動は、資料6の3町ですが、その他の地域連携協定を締結した市町村は7市町村あります。

災害ボランティアも、地域連携協定の市町村も、活動内容は同じで、健康づくりを目的とした運動・レクリエーション活動を実施しています。

現在でも、地方公共団体等からは更に拡大した連携協力を求められるケースが増えていますが、こうした事業を続けていくことには限界を感じることもあります。

実際には、大学は収益事業等を行にくい法人です。また、学生は教育が本分であり、そういう意味から、無償のボランティアに行くことが難しくなっています。

最後に、私は、この被災者へのレクリエーション支援のターゲットは、仮設住宅で生活している方、もしくは新たな土地で生活を余儀なくされている被災者であると考えています。2年8か月経過した現在でも、そうした不自由な方は多くいらっしゃるからです。

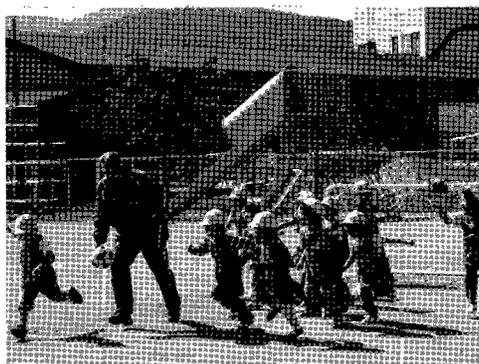
そうした方にとって、種々のレクリエーションサービスは、新たな絆を作り、閉じこもりを防ぐ1つの方法になっていると確信をしています。損得のない、誰もが主体的に参加できるレクリエーションは、今脚光を浴びている、そんな現状であると認識をしています。

3. 被災地におけるスポーツ活動

松村善行（NPO 法人石巻スポーツ振興サポートセンター理事長）

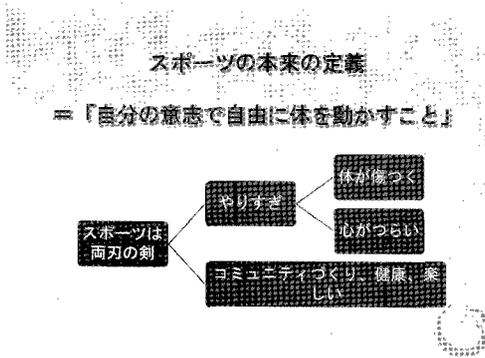
石巻で、身体を動かすことが苦手な子供や、スポーツ弱者と言われている老人とか、スポーツに劣等感を持っているような人たちのケアをするということで、平成15年から活動しております。この活動を立ち上げたのは、「スポーツは競技者とか、そういう大会に出る人たちのためだけではない」という考え方が根っこにあります。アスリートを育てるのではない。人間という動物が生きていくためには体を動かすことが必要で、スポーツ・レクリエーションで生きる力を与えたいという思いで立ち上げました。

この活動を立ち上げる際に、地域のスポーツ関係者に「一緒にしませんか」と話したところ、見事に断られました。その理由は「いやあ、松村君が考えていることは遊びだべ」と、そういう感覚でした。でも、私は「スポーツの原点は遊びだから、そこからスタートしないと子供たちがどんどん離れていく」と考え、周囲の賛同を得ないままにスタートしました。



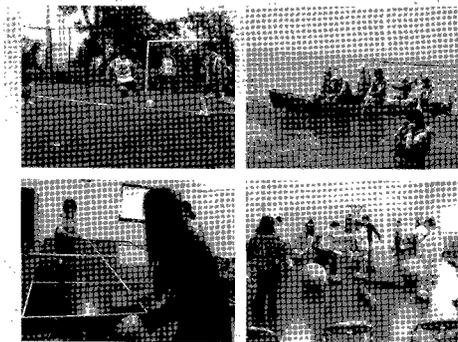
いろんな活動をしてきましたが、私たちの活動では、子どもたちの目の輝きが全然違うんです。これは、保育所で、私が子供たちと一緒にサッカー

ボールを使って遊んでいる風景です。小さな子供は、こうして体を動かすことで喜びを感じ、それを体感した子どもは、生涯にわたり体を動かすことの喜びを体感されるとの考えでやってきました。



今の子どもたちのスポーツ少年団活動は、どうしてもやらされている、監督、コーチの言う通りやらないと、認められないという風潮があるように思います。私は、そうではなく、「失敗してもいいから自分でチャレンジをしてみよう」というコンセプトでやってきました。

ある研修会の講師に、こう言われました。「スポーツは諸刃の剣であるから、やれば良いていうもんじゃない。体も心も傷つくときがあるから、その辺は気をつけてやれよ」と。それが、ずっと私の気持ちの中にあります。

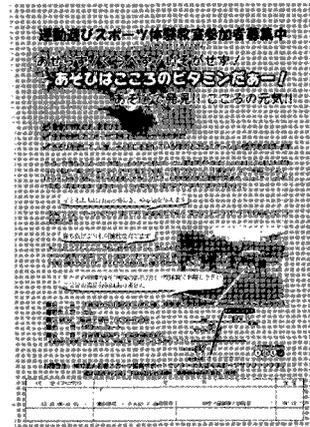


これは震災前にやっていたことです。左上は障がい者のサッカーです。体の悪い人でもできるんです。その下は、目の見えない人の盲人卓球です。こういうことも、やってました。

右上は、私たちが一番最初に立ち上げたときに

やった重度心身障害者のイベントです。寝たきりの重度心身障害者の方でも、海に浮かぶことでリラックスします。この活動はずっとやっていたのですが、震災後、この船も流され砂浜もなくなったので、今は中止にしています。

右下は、中高年の体力を維持するための運動ということで、石巻専修大学をかりて年に何回か行いました。



これは、地域のスポーツ教室のチラシです。キャッチコピーが「遊びは心のビタミンだ」としました。今日も、午前中やってきましたが、50人ぐらいの参加者がおります。幼児から小学校6年まで、全部一緒にやります。同じメニューを同じようにやります。できない子供はできないなりに、達成感を与えるようにやっております。



これは中高年のためのウォーキング教室で、震災前です。「石巻のふるさと探検隊」というタイトルでやっていました。今はやりのノルディックも行いました。意外に、自分たちが住んでいる町を分かってないのではということで、歩き回るイ

ベントです。



未曾有の被害

これは震災直後のことです。仕事場の2階に逃げて、たまたま手元にカメラで撮った風景がこういう風景でした。右下は、1日過ぎて津波が引いた後の光景です。



プチボランティアセンター



今まで培ってきたスポーツの仲間が、震災後、こういうふうボランティアに来ていただきました。それで、何かないかということで、近所のお寺の整理や商店の泥をかき出してなどの要望をきき、そのプチボランティアセンターみたいなこともやっていました。



わんぱくスマイルプログラム



これは震災後の子どもたちのスポーツ活動です。震災直後に様々なスポーツ選手から、「右巻に行くから、ボランティアをやらせて欲しい」という申し入れがたくさんありました。

そのときに、「グラウンドがないからできない」というスポーツ関係者もいましたが、私はそうは思いませんでした。もちろんグラウンドはないわけです。体育館は全部避難所になっていました。

でも考え方として、スポーツは遊びと捉えると、グラウンドがなくても、瓦れきを少し片づけて広場を造って、右上のようにサッカーを楽しめます。やったら子供たちが笑顔になります。それで明日から生きる力が生まれてくるのです。

右上はフットサルコートで、これはプロのバスケット選手が来ました。場所がないしゴールもないが、目の前あった三角コーンを逆さにして、ゲームを楽しみました。一流のアスリートと一緒に関わってくれることは、私が一緒にやるよりも何百倍の効果があります。



被災児童に運動具を贈ろう

壊はまた噴張れる。
整備のサッカー場の文

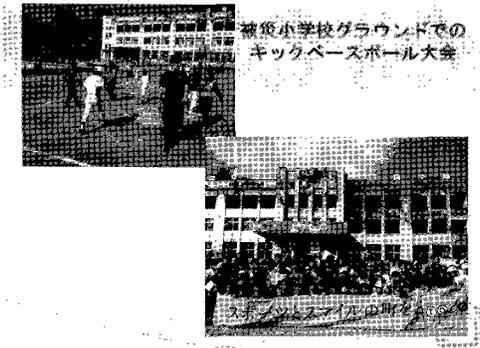
わんぱく復興プロジェクト
NPO法人石巻スポーツ復興サポートセンター

この後、わんぱく復興プロジェクトというスポーツ用具などの物資の支援も行いました。

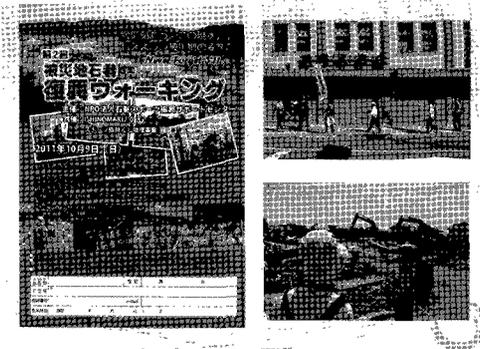
こうしたプロジェクトでも、残念ながら、多くのスポーツの関係者は、スポーツ弱者への支援はあまり出来ませんでした。例えば、サッカー協会だとサッカー協会に登録したチーム、少年団に支援が優先的にいくなどです。それには、私も非常に憤りを感じました。

「被災したのは、そういう子供たちばかりじゃない。全部でしょう。まして支援が欲しいのは、普段スポーツをやっていない子供にこそ、サッカーボールをあげたりなどの支援が必要なのは」と関係者に訴えてきました。

そして私は、他に組織がない、スポーツ弱者にボールをあげる活動をすることにしました。



こちらは、被災した門脇小学校で生徒さんと一緒にキックベースをやりました。このときも、いろんなつながりで、元ベガルタ仙台の千葉選手に来ていただきました。一緒に、遠慮しないで思いっきり子供にぶつかって欲しいとお願いしたところ、千葉選手のキックは全てホームランでした。こうした体験が子ども達に元気を与えるのだと思います。



その後、主に石巻以外の人に、石巻の現状を見てほしいということで復興ウォーキングなどしてみました。

仮設住宅でも、いろいろなレク的なスポーツ、健康づくりを行っています。年をとっても、自らやらないと、一歩前に進みません。できるプログラムを用意して、中高年とか仮設住宅で閉じこもりになっている人を外に引っ張り出したいということで活動しています。



現状のスポーツ界では、そういう遊びはスポーツと別だというようなところがまだまだ根強くあります。スポーツはトレーニングで、菌を食いしばってやるのがスポーツだと。でも、原点は違うと思います。特にこういう震災のときこそ、自ら行動することが（楽しければ）生きる力になれるというふうに私たちは考え実践しています。

4. 災害復興支援ボランティア活動

館岡百合子（しちがはまレクリエーション協会会長）

（※ 発表前に、「歌体操：線路は続くよ」を参加者全員で行う）

皆さん笑顔になりましたね。では、発表を始めていただきます。写真を見ながら、日頃の活動を紹介させていただきます。



この写真は、仮設に皆さんのところへ、初めに行ったときの写真です。わあっと手を挙げている方は、七ヶ浜の介護予防の教室に以前から来ていた方です。たわいもない遊びですが、ペットボトルの蓋を2つくっつけて、誰が一番高く積み上げられるかを競っています。この方が一番だったので、わあっと喜んでます。



次は、ビニール傘をごみ箱の中に逆さにして、軽いボールを投げ入れるゲームです。強く入れればポンと出たり、たくさん入っちゃうと途中でひっくり返ったりする。そういう面白さを楽しんでいます。



これは24年のクリスマスときです。台は私たちが焼いて、上のデコレーションだけをつけてもらうという活動です。作るだけでも、こんな笑顔が出てきますが、さらにいただく楽しみがあります。



3月です。折り紙でおひな様を折って持ち帰りましょうと、始めました。その後はお茶を飲んで、みんなで楽しみました。

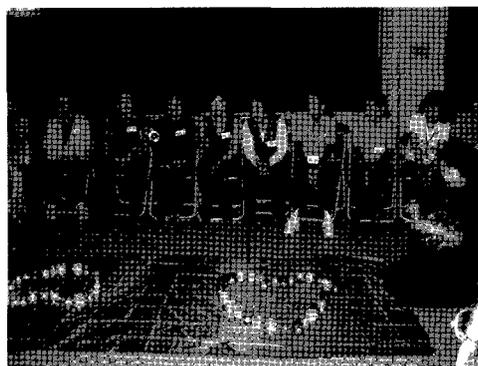
このように、いつもちょっとしたお茶とお茶うけを出しながらやるんです。この地域独特だと思うんですけど、何か煮物が出てたり、漬物があったりします。



ただし、お茶のみばかりではありません。しばらくすると、やはり少し運動になるものをする必要はないということで、ボールを使った筋トレをやりました。

これは、輪になって、ボールをどんどん渡していきます。みんなが上手にできると今度は、逆回りに挑戦です。意外に、急にできないので、しどろもどろしているうちに笑いが出るんです。

また私たちは、NHKの「花は咲く」に合わせた踊りを七ヶ浜町中で踊っています。週に1回ここは私たちボランティアが入りますので、他のところよりも上手に踊れます。



これは、しちがはまレクリエーション協会の費用で、秋田から先生をお呼びしました。このとき

は、仮設に入っている方だけでなく、広く声をかけ、50名以上の参加がありました。最後に、このキャンドルサービスをして、火を入れて、みんなで静かに、この震災で不幸にも亡くなった方たちにお祈りをしましょうということでやりました。



その後、仮設の中は非常に狭いので、なかなか運動するといっても難しいということで、スクエアステップという活動を始めました。室内の中でも歩けるということで、レクリエーション協会でも、6名がその指導者の資格を取得しました。現在、教室が15カ所あり、リーダー養成講座なども行っています。5回の養成講座を受けてリーダーさんは、地域で、自分たちの地域で地域を守る、助けあうということで、リーダーを育てました。

このときは、レクリエーション協会の会員が5回のうちの3回指導に入り、1回と5回目は筑波大学の先生に来ていただきました。24名の受講者があり、22名に修了証を渡すことが出来ました。そして、修了生はそれぞれの地域で活動しています。

震災後、七ヶ浜町の介護予防教室は行政がやってきたものが月1回でした。それから私たちが入り、費用をあっちこっちから引っ張り出してきて、震災前と同じ月2回やることにしました。今は、月2回の15カ所、仮設も入っての15カ所をやっております。

それは、レクリエーション・インストラクター資格を有する指導者が、行政と手を組んで、その介護予防教室で動いたときはちゃんとした謝金を頂けるようにしました。それと、県レクリエーション

協会の支援も受けまして、その費用の中から本当にちょっとずつ出しながら、1回もらったものを1年間使おうということで、本当にガソリン代ぐらいを払いながら、毎週やっています。今日も午前中やってきました。今後も、こういう活動を続けていきます。

こういうふうに、私たちはこれから先、地域の人々が地域で作っていきけるようなレクリエーションの町でありたいと思い活動しています。

今後は、家を建てて仮設を出る人と災害復興住宅の建設を待って仮設に残っている人とは、気持ちに差が出てきます。私たちがその間に挟まれて、非常に精神的には辛いこともあります。仮設住宅が無くなるその日まで、私たちはそばにいて支えたいと思います。

5. 災害時ストレスが健康に及ぼす影響

～気仙沼市大崎地区縦断研究の結果から～ 矢吹知之（東北福祉大学）

（はじめに）

本報告の対象は宮城県気仙沼市にあります大島地区です（以下気仙沼大島）。この島は、大体本土から船で約15分程度距離にあり、東日本大震災時には最も支援が遅れた地域です。当時、この島に私どもは実は12年前からかかわっており、生活の視点から認知症の予防や発症について縦断的にコホート研究を行ってきました。その経過の中で東日本大震災が起きたわけです。

我が国において、こうした疫学調査というのは費用等の問題から数える程度しか行われておりません。例えば福岡県久山町の疫学調査、大山町の疫学調査、また最近では筑波大学が中心となって実施している利根プロジェクトなどがあります。これらの研究は、いずれも医学的な観点に立ったものです。私たちが実施している気仙沼大島の調査では、個人の食事、睡眠、ライフイベント、地域活動といった生活の視点と、こころやからだの健康、とくに認知症の発症や予防との関連について調べております。

（目的）

本報告では、災害時のストレスが健康に及ぼす影響を含めて10年間の追跡調査の結果から見え

てきた、被災地で求められている支援、特に、レジャー・レクリエーション的な介入について何が必要なかを調査結果より考察していきます。

(方法)

期間は、2002年から現在まで、訪問調査と健康に関する教育的介入を継続しております。対象は、当初2002年の段階では、1,113名でスタートし、2012年で死亡、脱落者等があり605名となりました(図1)。そして、2011年に東日本大震災が発生しました。

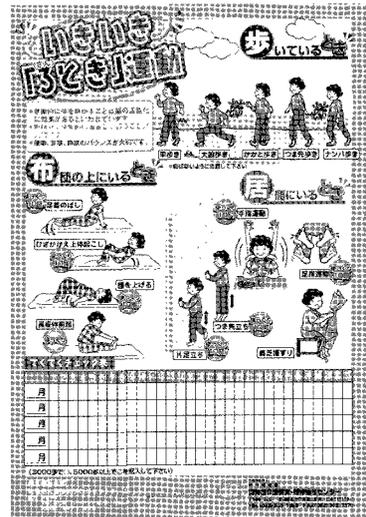


図2 2004年に作成したポスター

これまでの取り組み(大島研究の概要)

高齢になっても健康で活動的な生活を送るための要因と、健康を阻害する要因と健康を維持するための要因を縦断的な追跡調査によって**生活の視点**から明らかにすること。

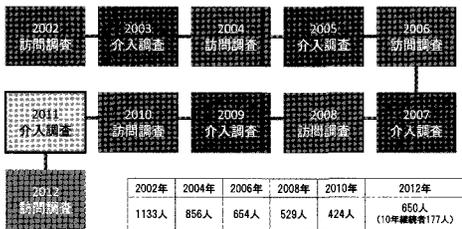


図1 調査の概要

(介入プログラムの内容)

介入プログラムは、健康づくりに関する講座や認知症に関する講座、それから体力測定を行い、聞き取り調査の中で何をやってきたかというところ、運動プログラムの実施というところに関して、どんな運動だったらできそうかというところの実施と、それができたのかという、1年後どうだったのかというような評価を継続的に行いました。そして、生活介入型の運動プログラムというのを考え提案をしました。コンセプトとしては、日常生活中に実施できるということと、基本的には集合しないのでどこかに集まる必要がないものを作成しポスターを作成し配布しました(図2)。

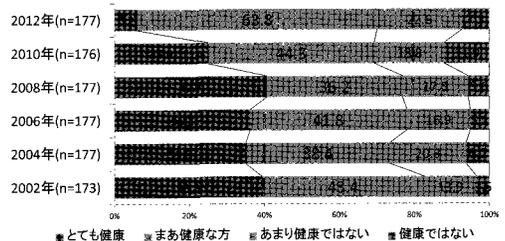
(震災前後の主観的健康感の変化)

震災を挟んで11年間継続して調査に回答いただいた177名の「主観的健康感」は大きく低減しております(図3)。

(震災前後の外出頻度の変化)

「1週間の外出頻度」というのが非常に少なく

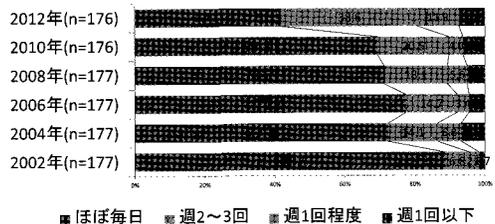
普段健康だと感じますか?【全体】



「とても健康」「まあ健康な方」を合わせて健康な方は約7割程度である。「とても健康」という回答は4年前調査時より漸減し、震災を挟んだ2年間に大幅に減少している。

図3 主観的健康感の変化

1週間の外出頻度【全体】



ほぼ毎日外出する人は、これまでの調査で最も低い(42%)。6年前調査時(2006年)から漸減傾向にあり、震災を挟んだ2年間で大幅に減少している。

図4 1週間の外出頻度

なっています。ほぼ毎日という方が7割以上いたのに対して、震災後は4割に低下しています(図4)。

客観的な健康の指標でもある、「現在病院にかかわる病気がある人」という質問では増加していますが、この増加率というのは、2002年からの加齢の影響を考えていくと、これは加齢の影響のほうが大きいと思われます。

(震災前後の主観的幸福感の変化)

主観的幸福感を聞いたところ、「今の生活への満足感」というのが実は大きく減っており、QOLについて全体的に低減していることが明らかになりました。また、これも同様に主観的幸福感尺度の1つである、「若い頃と同じように興味ややる気がある人」という人も大きく減っています。さらに「今楽しく暮らしている人」も大きく減っております。そして、「今までの生活に満足していた人」というのも、過去の生活自体も満足感というのも低下しています。それから、「趣味や楽しみごとを持って生活している」という方も非常に減っております。そして、「今幸福だと思って暮らしている人」も、これは当然ながら、これは全て仮設の方も含まれておりますので低減しています。「何かをするときに活力を持っている人」という方も減っている傾向にあり、「これから先、何か楽しいことが起こると思って生活している人」は、大きく低減しています(図5)。

(まとめ)

これらの結果から次の6点が明らかになりました。1つは主観的な健康感が低下。実際の健康感よりも主観的な健康感の低下のほうが大きい。2つめに、地域の相互扶助は増加しているということです。3つめは、家庭内の仕事の頻度というのが低下しています。4つめは、外出頻度も低下しています。ということは、ADLが低下する可能性が高いということです。5つめは通院頻度の増加、これは加齢の影響のほうが大きいということです。最後に、一番大きな低下というの

は、QOLの低下であるということです。これらから、健康状態が低下していることよりも、本人のQOLが低下は非常に深刻な状況にあることが推測されます。

こうした結果より求められる社会心理的なレジャー・レクリエーション介入では考えると、次の3点があげられます。1つは鬱の予防です。集合型の介入も必要ですが、合わせてアウトリーチの活動というのは、より必要になってくるでしょう。2つ目には、健康自覚に対する客観的な評価の必要性です。当然高齢期の方々が多いため、血圧管理や様々な病気に対する自覚を高めることです。3つ目には、外出につながる支援が必要です。つまり、外出できない人はより低下し、できる人は健康になるという傾向がありますから、外出につながる支援と、そうしたレクリエーションというものを提供していくことが大切です。

そして、気仙沼大島のような離島では、基本的には仮設住宅はほぼ90%以上高齢者であり、こうした高齢化の問題、つまり次の行き場がないという問題は心理的にも身体的にもQOL低下の要因に繋がります。こうした支援を継続的に行っていくことが重要であると考えています。

最後に、気仙沼大島の方々にお話を伺っていると、非常に震災直後にはたくさん外部からの介入、つまりレクリエーションやレジャーの介入はありましたけれども、実は地方や、特に離島では、外部の人が入ってくるということはなかなかなかったわけです。そうしたことから「いろいろな人が入ってきて逆に不安になった」という声も聞かれます。こうした地域に介入するうえでは、既存の地縁団体や血縁に脈々と受け継がれる相互扶助関係を意識し、その関係性を配慮した介入が求められるところです。

＜日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会
震災対応委員会企画 於：東北福祉大学＞

絆をつくる グループ討議報告
— 基調講演・シンポジウムを通して感じたことを述べ合う —

山崎 律子¹

BE BONDS BETWEEN OURS

Group Discussion from the Keynote Address and the Symposium

Ritsuko Yamazaki¹

1. はじめに

この特別セッションは、東日本大震災発生から2年8ヵ月経過した現在（2013年11月9日）、被災者と本学会および全国の本学会員との絆がどのようになっているかを検討することが主なねらいであった。この意図を達成するために“本学会大会における基調講演ならびにシンポジウムを通して感じたことを述べ合う”機会をつくり、小グループに分かれての話し合いを実施した。以下、その概要を報告したい。

2. 実施日時・参加者および人数・方法

(1) 日時

2013年(H25)11月9日(土)16:10～17:10
(予定は15:50～17:00であったが、遅れて始まった)

(2) 参加者

- ① 田中伸彦、吉原さちえ、坂口正次、鈴木秀雄、二重作昌満、
- ② 嵯峨 寿、沼澤秀雄、上野直紀、青木康太郎、下嶋 聖、
- ③ 麻生 恵、師岡文男、南条正人、島崎百恵、清宮啓太、町田怜子、
- ④ 浮田千恵子、前橋 明、金 賢植、粥川道

子、上野 幸、石井浩子、

- ④ 迫 俊直、堀江久樹、土屋 薫、廣田治久、高崎義輝、渡邊真也

山崎律子（敬称略、順不同、○はグループ）

(3) 参加人数…29名

（ゲストおよび大会出席学会員）

(4) 方法

- 1) コーディネーターのオリエンテーションに続き、同所から複数出席の場合は分散して、5グループに分かれ（1グループ5・6名）、それぞれ司会、記録、発表者を決め、自己紹介から始めた。
- 2) 討議・発表・まとめの実質時間は、約40分であった。
- 3) 発表者（発表順）第1グループから順に各発表は5分で行われた。
 - ① 田中伸彦…東海大学
 - ② 嵯峨 寿…筑波大学
 - ③ 島崎百恵…東海大学
 - ④ 石井浩子…京都ノートルダム女子大学、金 賢植…早稲田大学
 - ⑤ 廣田治久…余暇問題研究所
- 4) まとめ…コーディネーター 山崎律子

1 余暇問題研究所代表取締役・震災対応委員会委員長
President & CEO, Japan Institute of Leisure Services and Education, Co.
Chaire: Coping Committee with the East Japan Disasters

(5) 討議・発表要旨

- 1) このままであると、震災が風化していく恐れがある。それはバランスのとれた学会として立ち位置を考え、個々がバラバラでなく、学会員も被災している事実を踏まえ、本学会としても個人の生きる喜びを考えていく必要がある。
- 2) どのステージで行われた支援活動の良し悪しを整理していくことが大切である。できれば本学会とレクリエーション協会との連携も視野に入れたい。
- 3) 本学会は、さまざまな分野があることを踏まえ、各分野の位置づけや全体像がわかるチャートをつくる必要がある。それによって被災者のニーズを把握・整理したり、新しい研究テーマを見出したり、学会ならではの提言をすることができる。
- 4) 良い都市計画は、安全に住みやすい環境空間が必要である。したがってソフト面とともにハード面も考えていくことが本学会に求められる。
- 5) 被災者は、個人的にも集団的にもどのようなニーズがあるかを把握し、受動から主動・自立に向けて中長期への提言（たとえば公園を多くするなど）を行い、本学会の持つ力や役割を明確化する。
- 6) シンポジウムでは、男性ボランティアが少な

くなっているという。その理由の解明（ニーズの把握、実践と客観的データなど）が必要である。

- 7) レクリエーションが現場で、今求められているものは何かを把握し、継続していくことが必要である。それとともに方法論の明確化（経済的なバックアップが必要）。今こそレクリエーションがどのように社会的に認められているのか取り組む時期であろう。

(6) コーディネーターのまとめ要旨

参加者全員（会長、副会長も出席）が活発に自分の考えを披露したことに感謝。加えて今本学会として実現可能な提案等があり、今後の学会大会でも、なんらかの形で、震災後の状況を報告する場を設けていきたい。

3. まとめ

以上がグループ討議の要旨である。震災対応委員会として本企画当初に狙ったことは、現在本学会員がこの大震災をどのように感じているのかを検証したいことであった。もちろん幾多の提案・ご意見があり、当初の目的を遂行できたと感じている。それに加え、少なくとも全国的に散らばっている学会員同士が小グループで話し合った機会を得たことは、望外の喜びであった。参加してくださった方々に深く感謝したい。

＜日本レジャー・レクリエーション学会第43回学会大会
ワークショップ 於：東北福祉大学＞

幼児・児童の活動性を高めるための仕かけづくり

前橋 明¹

**Condition Necessary for Children to Active Energetically
and to Make a Significant Contribution**

Akira Maehashi¹

1. 近年の子どもたちが抱える問題の流れ

睡眠リズムが乱れたり、運動不足になったり、食事が不規則になったりすると、メラトニンという脳内ホルモンの分泌の時間帯がずれてきます。また、朝、起こしてくれるホルモンが出なくなり、起きられません。つまり、寝ているわけですから、日中、家に引きこもって、学校に行けない状態になるわけです。

また、脳温を高め、意欲や元気を出させてくれるホルモンが、ずれて夕方くらいから分泌されるようになると、夜に活動のピークがくるというような変なリズムになってしまうのです。言い換えれば、朝、起床できず、日中に活動できない、夜はぐっすり眠れない、という生活になっていきます。

要は、睡眠のリズムが乱れてくると、朝ご飯が食べられない、摂食のリズムが崩れていきます。エネルギーをとらないと、午前中の活動力が低下し、運動不足になってきます。そして、自律神経の働きも弱まってきて、体温リズムの乱れを生じ、やがて、ホルモンの分泌のリズムも崩れてきます。

こういう状態になってくると、子どもたちは、体調の不調を起こして、精神不安定にも陥りやすくなって、勉強どころではありません。学力低下や体力低下、心の問題を引き起こすようになっていきます。

つまり、睡眠、食事、運動の機会が子どもたちの生活に保障されないと、自律神経の働きが悪くなって、オートマチックにからだを守ることができなくなるのです。意欲もわかず、自発的に、自主的に行動できなくなっていくのです。教育の世界で言う「生きる力」は、医学・生理学で言うと「自律神経の機能」なのです。ぜひ、子どもたちの「睡眠」、「食事」、「運動」というものを、大切に考える大人たちが必要です。もし、自律神経の機能低下を生じたならば、運動療法をお勧めします。何も、スポーツをしろというのではないのです。スポーツができるくらいだったら、問題はありません。自律神経の機能低下を生じると、動こうという意欲すらもてなくなるのです。散歩やからだ動かさに誘いながら、おながすすき、そして、眠れるように、ゆっくり導くのです。

子どもたちの活動力や体力の低下を防ぐために、睡眠と食事に家庭の協力がいるし、活動力が低下している子どもたちをどういうふうに入れ入れて、どういうふう保育や教育実践の中で、より良い状況にしていくか、より良い学習効果が得られるようにするにはどうしたらよいか等、園や学校現場での模索や研究が大いに必要になっていきます。

その結果、生み出した国民運動は、「早寝、早起き、朝ごはん」運動なのです。ここで、図1を提示します。ご覧ください。わが国の子どもたち

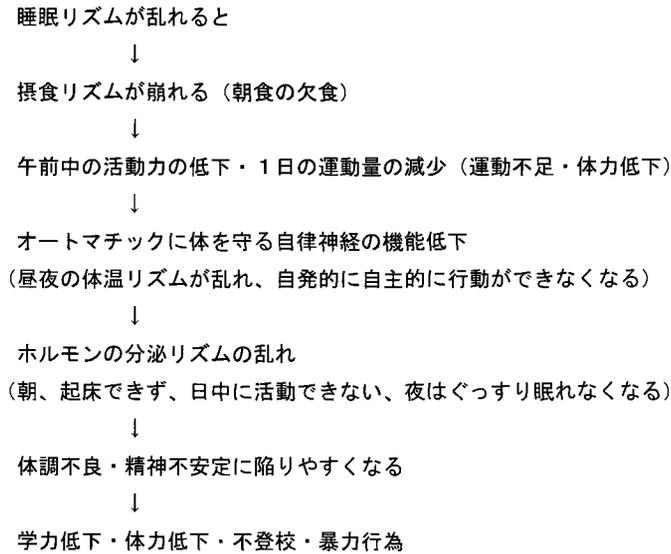


図1 日本の子どもたちの抱える問題発現とその流れ

の問題が、どうやって進んできたかを示した流れですが、学力低下を食い止めるためには、まずは「睡眠」ですね。だから、「早寝・早起き」なのです。

そして、続いて、睡眠が崩れると「食」の崩れを生じますから、「朝ごはん」なのです。この国民運動は、2行目までしか、ケアできていないのです。意欲をもって、自発的に、自主的に動ける子ども・考える子どもを期待するならば、3行目の「運動」刺激が生活の中になくしてはなりません。運動や運動あそびは、自律神経機能の発達に不可欠なのです。つまり、自律神経機能を高めないと、意欲をもって自発的に勉強に取り組むなんてできません。そのためには、「早寝・早起き・朝ごはん」という国民運動に、「運動」を入れなければいけません。

つまり、「食べて」「動いて」「よく寝よう」なのです。是非とも、動きの大切さを導入したキャンペーンを打ち出して、実行に移してもらいたいです。こうして、将来を担う子どもたちが、健康的な生活を築き、いきいきと活躍してもらいたいと願っています。

2. 子どもたちの活動性を高めるための条件

子どもたちが生き生きと活動でき、もっている力を十分に発揮できる条件、あるいは、運動やス

ポーツ、レクリエーションへ、より意欲的に参加できるようになるためのきっかけづくりを考えてみますと、まずは環境条件（生活環境と運動環境）と人的条件（人の関わり）を整備・提供することでしょう。

そして、子どもたちに指導したことが、感動体験として、心の中に残るということが大切に感じます。

- (1) 安心できる生活環境（生活環境条件）
- 1) 健康的な生活リズム（図2）



図2 生活リズム

子どもたちが園に登園しても、無気力で、遊んだり勉強したりする意欲がない。落ち着きがなく、集中できない。すぐイライラしてカーツとなる。そういった不機嫌な子どもたちが増えており、その背景には、夜型生活、運動不足、食生活の乱れからの「心」や「からだ」の異変があります。

こういう子は、きまって夜型で寝起きが悪く、朝から疲れています。そこで、運動の実践で、自律神経を鍛え、健康的な生活のリズムを築き上げる自然な方法をおすすめします。とくに、本来の体温リズムがピークになる午後3時から5時頃が動きどきです(図3)。この時間帯に戸外でからだを使って遊んだり、運動したりすると、おなかのすいた状態で夕食を食べ、夜は精神的に落ち着いて心地よい疲れを生じて早く眠くなります。そして、ぐっすりと眠ることにより、朝は機嫌よく起きられます。

実際、午後3時以降に積極的に運動あそびを取り入れた保育所では、「夜8時台に寝つく子どもが増え、登園時の遅刻も激減した」と、報告されています。

要は、子どもにとって、朝から活動意欲がわく脳内ホルモン(β-エンドルフィンやコルチゾール)が分泌されて体温が高まっていく日中の時間帯に、戸外あそびや集団あそびを奨励することが、極めて自然で、かつ、重要なことなのです。つまり、身体的には最もウォーミングアップのできた時間帯が、もっている潜在能力をフルに発揮しやすく、学びの多さにつながるというわけです。

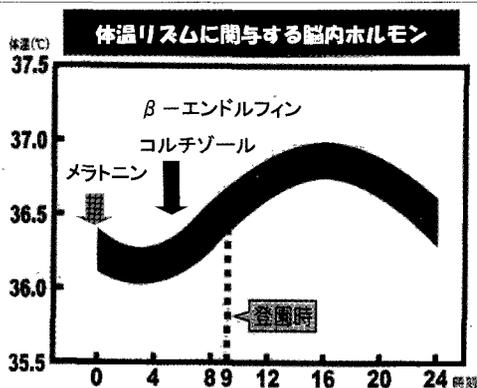


図3 体温リズムに関与する脳内ホルモンの分泌時期

2) 睡眠時間と元気さ発揮

朝の9時、昼の1時、午後の3時に、握力検査をしてみました。幼児に握力計を両手で握ってもらいます。力比べをしようという設定で、呼びかけます。子どもも負けたくないから、必死で握ります。この測定は、握力だけでなく、負けん気ややる気や根気、勇気などの「気」も込めて、トータルな子どもの元気さをみる指標として考えたものです。

そこで、その元気さのレベルが、前の晩から何時間寝ているとどのような日内変化を示すかを、睡眠時間別に比較してみようと思いました。

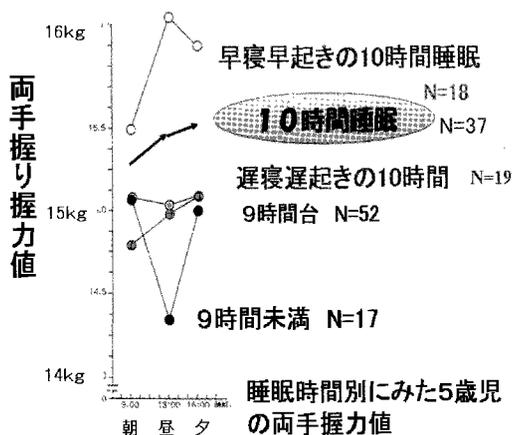


図4 睡眠時間別にみた幼児の元気さ

一番短い睡眠時間で9時間未満の子がいます(図4)。5歳児で、9時間未満という睡眠は非常に短いです。朝、保育園に登園したときは、15kgくらいの力が出ました。ところが、日中にグーッと下がって、給食やお昼寝をさせてもらって、お迎えのときには、また15kgくらいにもどりました。お母さんは、子どもを預けたときと、迎えに来たときの様子しか、ご存じありません。日中の力が出ていないわが子の様子は、全く知らないのです。また、9時間睡眠の子どもは、少し高くなっています。そして、10時間寝ていると一番良い状態になります。

さて、最も力の発揮の良い10時間睡眠の子を分類してみました。同じ10時間寝ていても、早寝早起きの10時間睡眠と遅寝遅起きの10時間睡眠とがあります。脳の働きのためには、朝、2時

間前には起きていることが大切ですから、午前9時に活動が始まる場合は午前7時起床で、また、夜間に10時間以上の連続した睡眠を確保する重要性を考えると、就寝時刻は遅くとも午後9時であり、その9時よりは前に寝て、朝7時よりは前に起きる場合（早寝早起き）と、午後9時より遅く寝て朝7時より遅く起きる場合（遅寝遅起き）とがあります。同じ10時間寝ても、このリズムが違うと、どういう違いが起るのでしょうか。

結局、遅寝遅起きの10時間睡眠の子の握力発揮は、9時間睡眠の子の力発揮とあまり変わりませんでした。ところが、早寝早起きで太陽のリズムと合った形で生活を送っている（できるだけ夜8時近くには寝ている）幼児の場合は、非常によい形で元気さの発揮がなされています。

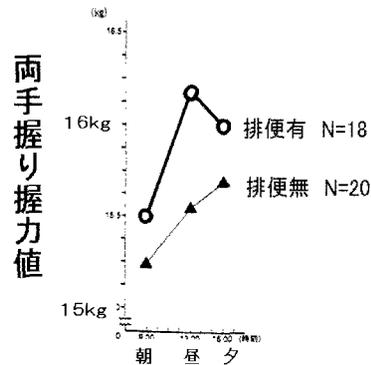
こういう早寝早起きのリズムで、小学校・中学校時代を過ごす、活動力が大変良い状況で、いろいろなことに挑戦できることになります。太陽のリズムにあった形で生活のリズムを作ると、子どもたちは、とても効率よく力を発揮できます。

さて、睡眠リズムが乱れたり、運動不足になったり、食事が不規則になったりすると、メラトニンというホルモンの分泌の時間帯もずれてきます。夜に活動のピークがくるというような変なリズムになってしまうのです。

3) 排便の有無と元気さ発揮

「早寝・早起き・朝ごはん」を励行している子どもたち、いわゆる早寝早起きをして、睡眠をしっかりとり、朝ご飯を食べた子どもたちの中で、登園前に家でうんちをしたときとうんちをしないうちで、元気さ発揮に差がみられるのかを、両手握りの握力測定で比較してみました。

要は、午後9時前就寝で、午前7時前起床、そして、朝食摂取のあった子どもたちのなかで、うんちをしたときは、筋力発揮が良いです（図5）。太陽のリズムにあった生活をしている子は、力の発揮がいい、元気がある。睡眠リズムや食のリズムが整っても、さらにうんちをしている子は元気がもっと良いというわけです。「1日の生活の中で、朝、家で排便ができるような習慣ができていると、園や学校生活の中で力の発揮がよくできる」と、理解していただく家庭が増えたらいいなあと願っています。うんちのある子はウン（運）がい



排便の有無別にみた5歳児の両手握力値
(10時間以上睡眠・午後9時前就寝・午前7時前起床・朝食あり)

図5 朝の排便の有無による元気さ発揮

いということでしょう。

(2) 視覚的に理解できる運動環境（運動環境条件）

5歳の幼児34名に対する立ち幅跳びの測定を通して、幼児の運動課題遂行状況を分析し、全力を発揮させるための働きかけについて検討を加えた調査（前橋，1989）では、子どもたちに立ち幅跳びの試技を3回行ってもらいました。

最初の試みでは、「思い切り遠くへ跳んでごらん（両足同時踏み切り）」との言語指示を与え、跳ばせます。その結果を記録し、対象児が見えないときに、対象児の跳んだ距離に、その1割増の長さを加えた地点に赤色の目印を置きます。そして、対象児を呼び、赤色の印を見せて、「さっきは、よく跳んだね。この赤色の印のところまで跳んだね（嘘）。すごかったね。」と語りかけます。また、「この赤色の印のところまで、もう一度、跳んで見せてね。先生、見たいな。」と付け加え、2割増の2回目の試技を行わせます。なんと、跳び越えることができるのです。しかし、3割増になると、跳べません。

つまり、初回の言葉かけによる試技で全力を出し切っているはずですが、幼児に全力を発揮させるためには、視覚による目標地点の設定が加わると、幼児は通常の2割増ぐらいのパフォーマンスはやってのけるのです。つまり、幼児に全力を発揮させるための必要な要素は、わかりやすい言語による指示だけでは不十分で、具体的な目標を

設定してあげること、それが視覚的にもインプットされていくものであれば、より効果があると言えます。つまり、言語条件に加えて、環境条件を設定してあげることにより、幼児は目的がはっきりと理解できるだけでなく、意欲を高め、全力で臨もうとすることが可能となるようです。また、記録向上のためには、意欲づくりだけでなく、集中力を身につけての練習と、その持続力が重要なポイントとなります。

(3) 人とかかわりのある環境（人的条件）：身体活動量の発揮を促す条件

身体活動が積極的に発揮できる環境を整えてあげることが、子どもの成長過程における必須の条件といえます。

では、幼児にはどのような環境が一番活力を発揮させることができるのでしょうか？「歩数」を指標にして、運動の必要量を明らかにしてみます。

調査¹⁾（前橋，2001）によると、午前9時から11時までの2時間の活動で、子どもたちが自由に戸外あそびを行った場合は、5歳男児で平均3,387歩、5歳女児で2,965歩、4歳男児で4,508歩、4歳女児が3,925歩でした。室内での活動は、どの年齢でも1,000～2,000歩台で、戸外での活動より少なくなりました（図6）。

また、自然の中で楽しく活動できる「土手すべり」では、園庭でのあそびより歩数が多く、5歳男児で5,959歩、5歳女児で4,935歩、4歳男児で4,933歩、4歳女児で4,114歩でした。さらに、同

じ戸外あそびでも、保育者がいっしょに遊んだ場合は、5歳男児で平均6,488歩、5歳女児で5,410歩、4歳男児5,323歩、4歳女児4,437歩と、最も多くの歩数が確保されました。

環境条件（自然）と人的条件（保育者）のかわりによって、子どもたちの運動量が大きく増えることを確認しました。子どもたちに魅力的なあそびの環境を提供し、保育者（教師）や親があそびに関っていくことが、近年、とくに重要になってきました。運動あそびの伝承を受けていない現代っ子ですが、教師や親が積極的にあそびに関わっていけば、子どもと大人が共通の世界を作ることができます。そして、「からだ」と「心」の調和のとれた生活が実現できるのではないのでしょうか。

(4) 感動体験の確保

ただ、あそびや運動を伝承したり、教えたりしただけでは、子どもたちはそれらのあそびや運動を自らが主体的に選択して行わないのです。感動体験をしてこそ、継続的に行動しようとするのです。

例1) セミとり：クモの巣をつけての網

子どもの頃、セミとりに網を使おうと準備しましたが、ネットが破けていて使えません。そのネットを、父親がハサミで切り取り、セミとりに誘ってくれました。しかし、ネットのない輪だけの網でセミとりはできるわけがないと、父親をバカにしました。父親は、ネットのない網を持って、クモの巣を探しに行きました。そして、見つけたクモの巣を、輪にしっかり巻きつけていきました。そのクモの巣が巻きついている網をセミのからだにくっつけ、みごとにセミとりを成功させたのです。この体験に感動した自分は、その方法を、自慢しながら仲間に伝えていたことを思い出します。そして、テレビに夢中だった自分を、友だちが自分をあそびへと誘う一番良い方法は、「セミとりに誘う」ことになっていったのです。

例2) 魚とり：追い棒を使わない魚とり

子ども同士で魚とりに出かけたときは、網と追い棒を使っていました。魚は四方八方に散って、なかなか上手に魚を網へ追い込めませんでした。その後、父親と魚とりに行ったことがありました。そのとき、父親は追い棒を使わずして、私を川上

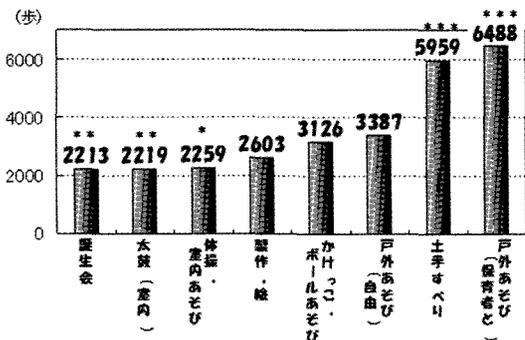


図6 午前中の活動別にみた幼児の歩数(5歳男児14名) 戸外あそび(自由)時の歩数との差

* $p < 0.05$ ** $p < 0.01$ *** $p < 0.001$

に足音を立てさせて移動させるのでした。魚は、最初、私と同じ方向に泳いでいましたが、その後、とても早い勢いで逆方向に泳いで逃げるのです。つまり、網の方向に向かっていくのです。追い棒を使わずに、畦を歩くだけで罔となり、魚を来てほしい網の位置に導くのです。これも、幼い自分にとっては、感動の体験でした。このような感動体験をもつと、これらのあそびや運動を、自ら進んで行うようになるのです。

こうして、子どもたちが主体的に、自ら選んだ戸外あそびを充実させていく積み重ねで、子どもたちは運動の快適さを自然と身につけていきます。その中で、人や物、時間への対処をしていくことによって、社会性や人格を育んでいくのです。

3. おわりに

子どもは、夜眠っている間に、脳内の温度を下げ、身体を休めるホルモン「メラトニン」や、成長や細胞の新生を助ける成長ホルモンが分泌されるのですが、今日では、夜型化した大人社会の影響を受け、子どもたちの生体のリズムは狂いを生じています。不規則な生活になると、カーッとしたり、イライラして集中力が欠如し、対人関係に問題を生じて、気力が感じられなくなったりします。生活リズムの崩れは、子どもたちの体を壊し、そして、心の問題にまで影響を与えているのです。

それらの問題の改善には、ズバリ言って、大人たちがもっと真剣に「乳幼児期からの子ども本来の生活」を大切にしていけることが必要です。

生活習慣を整えていく上でも、1日の生活の中で、一度は運動エネルギーを発散し、情緒の解放を図る機会や場を与えること、脳温を下げ、脳のオーバーヒートを避ける午睡やクワイエットタイ

ムの重要性を見逃してはならないのです。そのためにも、まずは、日中の運動あそびが非常に大切となります。運動とか、運動あそびは、体力づくりはもちろん、基礎代謝の向上や体温調節、あるいは、脳・神経系の働きに重要な役割を担っています。園や学校、地域において、ときが経つのを忘れてあそびに熱中できる環境を保障していくことで、子どもたちは安心して成長していけます。

要は、子どもたちが生き生きと活動でき、もっている力を十分に発揮できる条件や、運動やスポーツ、レクリエーションへ、より意欲的に参加できるようになるためのきっかけづくりを考えてみますと、①朝、食べること、②日中、動くこと、③心地よく疲れて、早く寝ることを大切にしたい生活を送らせることが大切なのです。つまり、「食べて、動いて、よく寝よう！」なのです。

また、体温の高まりがピークになる午後3時頃から、戸外で積極的にからだを動かせば、健康な生体リズムを取りもどせます。低年齢で、体力が弱い場合には、午前中からからだを動かすだけでも、夜早めに眠れるようになりますが、体力がついてくる4歳から5歳以降は、朝の運動だけでは足りません。子どもたちの活動性を高めるためには、日頃から、体温の高まるピーク時の運動を、ぜひ大切に考えて取り入れていきましょう。

文献

- 1) 前橋 明・石垣恵美子：幼児期の健康管理—保育園内生活時の幼児の活動内容と歩数の実態—, 聖和大学論集 29, pp.77-85, 2001.
- 2) 前橋 明：輝く子どもの未来づくり, 明研図書, 2008.

<日本レジャー・レクリエーション学会 学会賞>

台湾国家公園における公園事業の発展と多様な主体の参画に関する研究

トウ智益¹

The Research on the Development of the Taiwan National Parks and the Participations of Diverse Bodies to its Management

Chih-i TU¹

1. 研究の背景と目的

台湾では1984年に初めての墾丁国家公園が指定されて以来、これまでに8つの国家公園（日本の国立公園に相当）が指定され運営されてきた。現在の国家公園事業は行政（内政部營建署国家公園組）による直轄事業が中心で、台湾国家公園事業の大半はそれぞれの公園の国家公園管理处が実施している。しかし、近年に社会経済の発展、国家公園への社会ニーズの多様化、及び公園事業内容の多彩な変化によって、行政だけでは全ての公園事業に対応することが難しくなってきた。

一方、世界に目を転じると、現在、各国では国立公園の多様な管理運営方式を模索する動きが加速しており、国立公園の性格（造物的色彩の強いものから地域制まで）に応じて、行政による直轄方式から地域の運営主体との共同方式まで、様々な方式がみられるようになってきた。

台湾においても、近年の国家公園の指定拡大に伴い、従来の自然環境保全事業に加えて、文化的景観や歴史的街並み、二次的自然など多彩な環境の保全管理が求められるようになりつつある。こうした多彩な事業を進めるためには、民間企業やボランティアの参入だけでなく、さらに進んで、財団法人、NPO・NGO、地元組織など、いわゆる地域の「多様な主体」の参画が必要な時代になったといえる。各主体が、国家公園事業に関して担うべき役割及び環境保全に関する行動の有する意

義を理解し、それぞれの立場に応じた役割の下で自主的積極的に行動することが重要である。

そこで、本研究では次の4点を具体的な研究の目的として設定した。

①台湾の国家公園事業の発展のプロセスを明らかにし、これから求められる分野も含め、国家公園の事業内容を分類整理する。

②多様な主体が国家公園事業にどのように参画してきたかを明らかにする。

③現在から将来に向けて、国家公園事業と、それを担う多様な主体との関係を整理し、それぞれの可能性や課題を検討する。

④それをもとに、新しい国家公園事業のあり方を展望する。

2. 研究の方法と論文の構成

研究の具体的な目的を受けて、本研究では次のような研究方法を採用した。まず、①これまでの台湾国家公園の発展プロセス及びいくつかの国家公園における公園事業の具体的な展開を追う中で国家公園事業の体系的な分類を行った。②並行してパークボランティアの参画過程など国家公園事業の主体の展開プロセスおよび将来事業を担うべき主体の検討を踏まえて多様な主体の分類整理を行った。③横軸に①で作成した公園事業の分類、縦軸に②で作成した事業主体の分類を配したマトリックス表を作成し、国家公園事業の担当者（營建署国家公園組の担当官）を対象に、各公園事業

への様々な主体の参画可能性評価を実施した。④陽明山国家公園で活動するパークボランティアを対象に活動状況に関する意識調査を実施すると共に③で作成したマトリックス表を用いて様々な公園事業へのパークボランティアとしての参加意向調査を実施した。⑤自然環境から文化的景観まで台湾の国家公園の縮図ともいえるべき多彩な環境を有する金門国家公園を対象に、行政担当者およびボランティアを含む関係主体に対して詳細なヒアリング調査を実施し、国家公園事業の内容と評価、それを担う主体の現状と評価、将来の課題と可能性を把握した。⑥以上の結果を総括し、内政部營建署から環境資源部環境資源管理局への所管替えが予定される中での、新しい国家公園事業とそこへの多様な主体参画のあり方、さらにはそれを前提とした事業の実施方法について提案を行った。

3. 結論

本論文では、国家公園の事業内容および多様な主体の参画事業や活動内容を細かく分類整理し、事業内容と多様な主体の特徴に応じた参画可能性領域を提案できた。

その結果、政府と非政府（NGO など）の共同参画のネットワークングの中で、それぞれの責任の所在、責任の種類と割合、責任の比重等の政府と非政府の微妙なバランス見えるようになったといえる。

これまで台湾国家公園事業のほとんどは、内政部營建署で計画策定が行われ、それを限られた主

体に事業委託を行い、委託された主体が実施するという運営がなされてきた。本研究で整理してきた国家公園事業と実施主体の可能性を考えると、将来は、従来のように行政から事業を委託され実施するだけでなく、事業の管理運営全般を多様な主体が担い、行政はそれをサポートする（コーディネートする）体制に移行することが必要と考えられる。こうすることによって、社会的ニーズ、様々な利用形態、住民の意思に細やかに対応できるような事業計画、運営ができるようになると考えられる。

しかし、台湾の国家公園は営造物的性格の強いもの（玉山国家公園など）から典型的な地域性の公園（金門国家公園など）まで多様性に満ちている。多様な主体参画の方法や段取りとしても、まずは地方政府の役割を大きくするなど、国家公園の事情に応じて、また事業内容に応じて様々な方式・段取りが検討されるべきと考える。

国家公園管理における多様な主体の役割としては、多様な主体の参加する合意形成の場の中心として様々な主体をまとめる役割が最も重要である。その一方で、ボランティアなど多様な主体には自律的に活動しようという意識を組織としてまとまって持てないという問題がある。このような主体が、活動を進めていく中で様々な主体を国家公園管理に巻き込んでいくことで、地域制公園である台湾国家公園の管理において必要とされる、多様な主体が参画し、かつ連携した国家公園管理の実現が可能となるのである。

日本レジジャー・レクリエーション学会

会則及び諸規程他	83
役員選出細則設置の趣旨他	89
投稿規程・原稿作成要領・投稿票	96
「日本レジジャー・レクリエーション学会賞」規程	102
学生会員に関わる規程	106

日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総則〉

- 第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名：Japan Society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、東京都世田谷区桜丘1-1-1 東京農業大学地域環境科学部造園学科 観光レクリエーション研究室内に置く。

〈第2章 事業〉

第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 研究会・講演会等の開催
- (3) 学会誌の発行ならびにその他の情報活動
- (4) 研究の助成
- (5) 内外の諸団体との連絡と情報の交換
- (6) 会員相互の親睦
- (7) その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、学生会員、および名誉会員を置くことができる。

- (1) 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
- (3) 購読会員は、本会の学会誌を購読する機関・団体とする。
- (4) 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
- (5) 学生会員に関しては、別に定める。

第7条 会員は、本会の編集・発行する学会誌等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事2名

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により会務を代行する。
3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。役員の実選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功勞のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- (1) 入会金 2,000円（学生会員の申込者は免除）
- (2) 正会員 年度額 8,000円
- (3) 賛助会員 ♪ 20,000円以上
- (4) 購読会員 ♪ 8,000円
- (5) 学生会員 ♪ 正会員の半額

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

附 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。

2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

附 則

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成 5 年 10 月 17 日より一部改訂する。
本会則は、平成 8 年 11 月 24 日より一部改訂する。
本会則は、平成 10 年 11 月 23 日より一部改訂する。
本会則は、平成 17 年 12 月 10 日より一部改訂する。
本会則は、平成 18 年 12 月 3 日より一部改訂する。
本会則は、平成 21 年 11 月 29 日より一部改訂する。
本会則は、平成 23 年 11 月 20 日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定
昭和 58 年 10 月 30 日改訂
平成 7 年 12 月 10 日改訂
平成 11 年 4 月 26 日改訂
平成 24 年 11 月 18 日改訂

1. 会則第 17 条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規程に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に 1 回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
 - (1) 総務、(2) 財務、(3) 研究企画、(4) 編集、(5) Web、(6) 広報渉外、(7) 国際、(8) 学会賞選考また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定

平成 7 年 12 月 10 日改訂

1. 会則第 18 条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規程に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員 20 名以上の要請があった場合とする。
3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規程

昭和 56 年 11 月 8 日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
 1. 設立の経過概要
 2. 名称
 3. 支部長および役員
 4. 会則
 5. 会員名簿
 6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規程に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員 20 名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部の次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 役員の変更
 2. 活動状況の概要
 3. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則 設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の半数にあたる15名を正会員による直接選挙（順位標記の5名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事10名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事5名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員の欠員に対し、補充選挙は行わないこととした
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第10条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費手続き期日の指定）

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員の選出に関し、必要な事項を定める。

(選出の時期)

第2条 すべて役員の選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

(選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種別と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 25名以上30名以内
- (4) 監 事 2名

(資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

(辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員の任期は、当該役員選挙年度の5月1日から次期役員選挙年度の4月30日までの3年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、投票数が決定したとき投票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

附 則

この細則は、平成18年12月3日から一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事(以下「改選前理事」という。)の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

(選出の形態)

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

(選出の方法)

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

(投票の有効性)

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会(役員改選前年度の最初に開催される理事会)において郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事(10名)の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によって同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。

- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

(選挙管理)

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

1. 期日の申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事(25名)による理事長の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。

2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

(選出の方法)

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

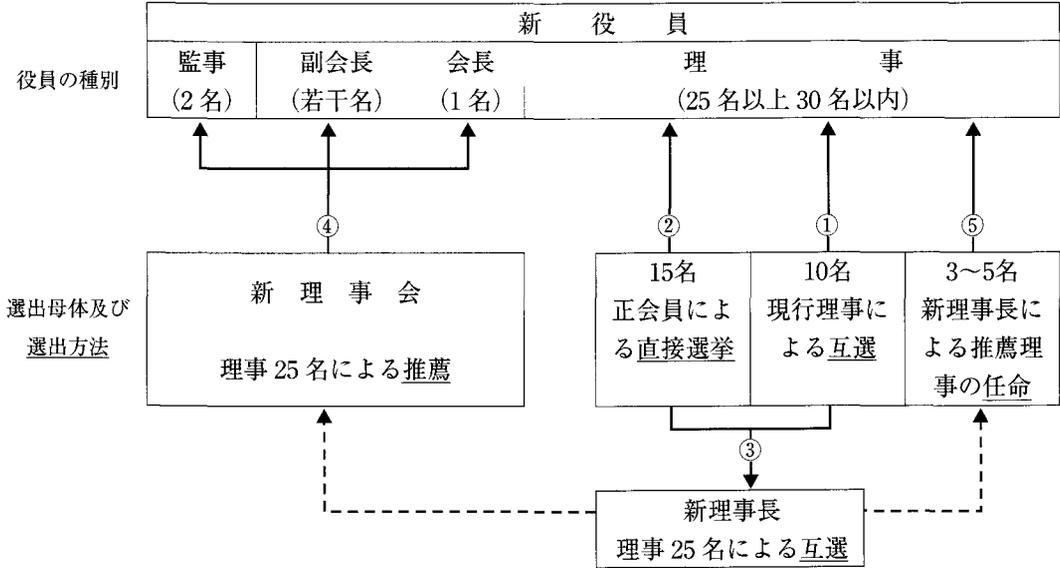
附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕図説中の①～⑤の数字は、新役員の選出される順序を示す。



《各役員選挙投票用紙》

〔改選前理事選出投票用紙〔a〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】(順位標記の10名連記)

〔新理事選出投票用紙〔b〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】(順位標記の5名連記)

〔会長、副会長、監事選出投票用紙〔c〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長(1名)、副会長(若干名)、監事(2名)の選出投票用紙【c】(無記名単記)

1. ()		
2. ()	()	
3. ()		会長
4. ()	()	()
5. ()		
6. ()	()	副会長
7. ()		()
8. ()	()	
9. ()		監事
10. ()	()	()

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規程

昭和 46 年 3 月 21 日制定

昭和 57 年 6 月 12 日改訂

昭和 58 年 7 月 1 日改訂

平成 元年 2 月 2 日改訂

平成 8 年 4 月 1 日改訂

平成 15 年 2 月 8 日改訂

平成 20 年 11 月 29 日改訂

平成 24 年 11 月 18 日改訂

1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

2. 著作権

- (1) 投稿された原稿の著作権は日本レジャー・レクリエーション学会に帰属する。
- (2) 日本レジャー・レクリエーション学会（以下、甲とする）は、個別の〔共〕著者（以下、乙とする）に対し、甲が著作権を有する著作物『レジャー・レクリエーション研究』のうち、乙の執筆になる論文等を以下の態様で利用すること（乙自身による利用、乙の所属する機関、ないし当該論文等の執筆に関わり乙に研究助成を行った団体による利用であって、かつ非営利の学術的利用に限る。）を許諾する。

1) 複製

- 2) 自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）

ただし、上記規定「2）」にかかわらず、甲は著作権を放棄するものではない。したがって、甲自身による自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）を妨げない。

3. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
 - 1) **総説**とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
 - 2) **原著**とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 3) **研究資料**とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 4) **実践研究**とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。

- 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
- 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり12ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同6ページ以内とする（1ページは2,016字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の1.5倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
- (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学術論文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
- (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

4. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
 - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー3部を提出する。原文は、郵送事故などに備えて投稿者が保管する。
 - 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
 - 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
 - 4) 提出先は、別途これを定める。
 - 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
 - 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

5. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
 - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
 - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

6. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規程の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

原稿提出先 (2014年4月～)

〒152-0031

東京都目黒区中根1-2-7-401

株式会社余暇問題研究所

(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)

山崎 律子 宛

TEL:03-5726-0732

「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成 15 年 2 月 8 日制定)

1. 原稿の作成

(1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。

- 1) 用紙は A4 判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
- 2) 書式は、和文の場合には 1 頁に 800 字詰め (25 字×32 行)、欧文の場合にはダブルスペース (30 行) とする。また、それぞれ左 40mm、右 80mm、上下 30mm 程度の余白を残すこと。
- 3) 欧文、数字、小数点、および斜線 (/) は半角文字を使用すること。
- 4) 句読点は、マル (。) およびテン (、) を使用すること。

(2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。

(3) 手書きで原稿を作成する場合には、400 字詰め原稿用紙 (20 字×20 行) を用いること。

2. 原稿の体裁

(1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文 (註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。

- 1) 標題頁には、①原稿の種類、および②タイトル (和文・英文の両方) を記入する。この頁に著者名や所属などは一切記入しない。
- 2) 抄録頁には、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録 (250 語程度) と和文抄録 (500 字以内) 添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
- 3) 本文頁には、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①本文の中央下に頁番号を記入する。

②本文の左側に、可能な限り、5 行おきに行番号を記入する。

③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティブによる文章校閲を受ける。

④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。

⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1、2、…、(1)、(2)、…、1) 2) …、①、②…、とする。

⑥学術用語は、学術会議制定の用語に準じ、度量衡単位は SI 単位 (m、cm、mm、kg、g、mg など) とする。

⑦本文中の文献表記は、引用箇所後に、³⁾、^{2) 4) 8)}、⁵⁻⁷⁾ のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。

⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。

⑨謝辞、および付記 (研究費交付等) は本文の末尾におく。

⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註 1)、註 2) … というように番号順に一括して記載する。

⑪文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) … と通し番号を付ける。

⑫文献の記載方法は以下を参考にする。

<学術誌・雑誌の場合>

著者名、論文名、雑誌名 巻号：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 1] 西野仁・知念嘉史、ESM（経験標本抽出法）を用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究 38：1-15、1998

[例 2] Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaïnen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59(1): 13-28, 2002

<単著などの場合>

著者名、書名、発行者、発行地：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 3] ヨゼフ・ピーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp、1988

[例 4] Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1933

<共著書などの場合>

著者名、論文名、（編集者名、「書名」、発行者、発行地）、頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 5] 下村彰男：リゾート景観の保全と創造、（日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京）、217-227、1998

[例 6] Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Foerst tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission, (In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York), 183-199, 1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

- ①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。
- ②表は、表 1、Table 2 のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。
- ③図は、図 3、Fig. 4 のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。
- ④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾（2段にまたがる場合は横幅最大 14cm、1段の場合は 6.5cm）、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。
- ⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後に EL 版以上の紙焼き写真を提出する。
- ⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。
- ⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日 _____

受付番号 _____

ふりがな 連絡先氏名						
連絡先	郵便送付先 〒 TEL _____ FAX _____ E-mail _____					
タイトル 全著者名 および所属 (英文表記も)						
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論 その他（具体的に： _____)					
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有 ・ 無
	標題	枚	枚	枚	カラー印刷	有 ・ 無
	抄録	枚	枚	枚		
	本文	枚	枚	枚	別刷り希望数	部
	図	枚	枚	枚		
票	枚	枚	枚			
原稿の動き	A	B	C	初稿印刷		
著者 → 編集委員会					著者送付	
編集委員会 → 審査者				著者校正		
審査者 → 編集委員会				2校印刷		
判定				2校校正		
編集委員会 → 著者					3校印刷	

(投稿票 2/2)

<p>和文要旨 (貼り付け可)</p>	
<p>原稿投稿時の チェック リスト</p>	<p>確認したら<input type="checkbox"/>にチェックしてください。</p> <p>~~~~~</p> <p> 標題ページ <input type="checkbox"/> 原稿の種類は記入してあるか <input type="checkbox"/> タイトル (和・英) は記入してあるか <input type="checkbox"/> 著者名・所属は未記入であるか </p> <p> 本文ページ <input type="checkbox"/> 本文の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 註の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> ページ番号 (本文中央下) を記入したか <input type="checkbox"/> 行番号を記入したか (本文左) <input type="checkbox"/> 母国語でない場合、文章校閲を受けたか <input type="checkbox"/> 見出し記号は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 図表挿入箇所の表示をしたか </p> <p> 図 表 <input type="checkbox"/> 図1表点につき1枚の用紙が使用されているか <input type="checkbox"/> 図のタイトルは適切か <input type="checkbox"/> 表のタイトルは適切か </p>

~~~~~  
 イタリック表記の部分は投稿者が記入すること。  
 ~~~~~

「日本レジャー・レクリエーション学会賞」規程

平成19年12月2日制定

(目的)

第1条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本会」という。）は、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として日本レジャー・レクリエーション学会賞を設ける。

(日本レジャー・レクリエーション学会賞)

第2条 日本レジャー・レクリエーション学会賞（以下「本賞」という）は、次の4賞を設ける。

- (1) 学会賞
- (2) 研究奨励賞 - 論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-
- (3) 支援実践奨励賞
- (4) 貢献賞

(学会賞)

第3条 「学会賞」は、正会員によって選考の当年度を含まない過去3年度以内に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものに対して授与することができる。

(研究奨励賞-論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-)

第4条 「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門-」は、正会員である大学院生等の学生を対象に、その前年度（審査該当年度）に筆頭著者として発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」の論文の中から「研究奨励賞-論文部門-」を、また、学会大会において筆頭著者として発表された一般研究発表（口頭）の中から「研究奨励賞-一般発表部門-」を授与することができる。さらに、学会大会において学生（大学院生、大学生、短期大学生、専門学校生等）が筆頭著者として発表したポスター発表の中から「研究奨励賞-ポスター発表部門-」を授与することができる。

(支援実践奨励賞)

第5条 「支援実践奨励賞」は、正会員の優れたレジャー・レクリエーション支援実践に対して授与することができる。

(貢献賞)

第6条 「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与することができる。

(表彰)

第7条 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-」「支援実践奨励賞」「貢献賞」の各賞は学会大会において賞状を授与する。

(選考)

第8条 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門-」「支援実践奨励賞」は、選考委員会におい

て審議し、理事会の議を経て総会に報告する。「研究奨励賞－ポスター発表部門－」は、選考委員会において審議し、会長、理事長の承認を得て総会に報告する。また「貢献賞」は理事会において審議、決定し、総会に報告する。

(選考委員会)

第9条 選考委員会の構成、委員選考の方法は別に定める。

(規程の改廃等)

第10条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年11月18日より一部改訂する。

附則 この規程は、平成25年11月10日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規

(選考委員会)

1. 本会に日本レジャー・レクリエーション学会賞選考委員会（以下「選考委員会」とする。）を設ける。
2. 選考委員会の委員は、理事会において推薦された候補者の中から5名以上～10名以内を会長が任命する。委員の任期は3年とする。
3. 選考委員会は、互選により委員長を選出する。
4. 選考委員会は、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「研究奨励賞－ポスター発表部門－」「支援実践奨励賞」について選考するものとする。なお、「貢献賞」については、理事会において選考するものとする。

(「学会賞」)

5. 「学会賞」は、正会員によって選考の当年度を含まない過去3年度以内に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。ただし、「レジャー・レクリエーション研究」以外の業績に関しては、本会の正会員の資格を有し、筆頭著者（ファースト・オーサー）のものに限る。

(「研究奨励賞－論文部門－」)

6. 「研究奨励賞－論文部門－」の対象は、その前年度（審査該当年度）に発行された「レジャー・レクリエーション研究」の掲載論文とする。

(「研究奨励賞－一般発表部門－」)

7. 「研究奨励賞－一般発表部門－」の対象は、その前年度（審査該当年度）の学会大会において発表された一般研究発表（口頭）とする。

(「研究奨励賞－ポスター発表部門－」)

8. 「研究奨励賞－ポスター発表部門－」の対象は、その年度の学会大会において発表されたポスター発表とする。

(「支援実践奨励賞」)

9. 「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において顕著に優れた功績が認められたものを対象とする。ただし団体での活動については、その団体で中心的な役割を果たしているものに限る。

(選考手順)

10. 会長及び理事は、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については各1篇を、「支援実践奨励賞」については1名を推薦することができる。
11. 本会正会員は、所属機関が異なる2名以上の連名により、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については各1篇を、「支援実践奨励賞」については1名を推薦することができる。
12. 「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「支援実践奨励賞」の推薦にあたっては、1篇あるいは1名につき1通の推薦書を添付して、毎年7月末日迄に封書にて事務局宛に

提出するものとする。

13. 推薦書については、下記の項目を記入することとし、未記入項目がある場合は無効とする。
 - (1) 推薦する該当賞の呼称
 - (2) 推薦書の提出期日
 - (3) 候補者（賞を受ける者）および所属機関
 - (4) 推薦者（直筆署名、捺印のこと）および所属機関。連名の場合は全員の分とする
 - (5) 推薦者の連絡先。連名の場合は代表者とする
 - (6) 「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については推薦する題目名：記載方法は『「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領』（平成15年2月8日制定の2－(1)－3)－⑫)を参考にすること
 - (7) 「支援実践奨励賞」については推薦する主な支援実践内容
 - (8) 推薦理由：400字程度
14. 推薦する際、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については現物あるいはコピー13部を添付するものとし、「支援実践奨励賞」については支援実践を証明する資料の現物あるいはコピー13部を添付するものとする。
15. 選考委員会は、推薦された「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「支援実践奨励賞」の候補について審議、決定し、理事会の議を経て総会に報告する。
16. 「研究奨励賞－ポスター発表部門－」については、日本レジャー・レクリエーション学会大会時に複数名の学会賞選考委員が採点者となり、次に定める採点方法に基づいた審査を行う。
 - (1) 5つの審査項目（研究内容、研究の独創性、研究の将来性、プレゼンテーション能力、キャッチ能力）で審査し、5点満点（5：秀逸、4：優秀、3：良好、2：可、1：不良、F：判定不能）で審査する。
 - (2) 審査員は、ポスター発表のコアタイム（質問時間）に審査対象となっているポスター発表を審査する。
 - (3) 1発表に対し、2名の審査員で評価する。
 - (4) 2名の審査員の合計値で上位2名を選出する。
 - (5) 1位を会長賞、2位を理事長賞とする。
 - (6) 同点者が出た場合は、理事長賞を同点者数分表彰する。
17. 選考委員会は、「研究奨励賞－ポスター発表部門－」の候補について審議し、会長、理事長の承認を経て総会に報告する。
18. 「貢献賞」については理事会において審議、決定し、総会に報告する。

（その他）

19. その他、本内規に定められていない事項に関しては、理事会において審議、決定し、総会に報告する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年11月18日より一部改訂する。

附則 この規程は、平成25年11月10日より一部改訂する。

学生会員に関わる規程

平成 23 年 11 月 20 日制定

本規程は学会会則第 3 章会員第 6 条 5 を受けて定めるものとする。

(学生会員の登録条件)

- 第 1 条 学生会員は、本会の会則第 1 章総則第 2 条の定める目的に賛同し、日本国の管轄省庁の認可により所在する大学院博士前期課程（修士課程）、大学学部、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、高等専門学校の満 18 歳以上の在学（校）生とする。
- 2 大学院博士後期課程（博士課程）、通信教育課程、科目履修生、大学研究生等の所属者はこれを認めない。

(学生会員の権限・制限)

- 第 2 条 学生会員の権限として、学会誌への投稿資格、学会大会への参加と発表（口頭発表、ポスター発表）申し込みの資格を有する。
- 2 本会が発行する学会誌の配布。
 - 3 本会が運営するホームページの登録（ユーザー ID と仮パスワードの発行）。
 - 4 学生会員の制限として、役員の選挙権（含、被選挙権）、総会での発言権、総会議事録署名人、学会賞推薦者（連名を含む）の資格は認めない。

(入会)

- 第 3 条 本会の学生会員になろうとするものは、次の手続きをとり、理事会（含、常任理事会）の承認を得た者とする。
- 2 学生会員としての入会申込書を事務局に提出する。入会金は学会会則第 7 章会計第 20 条 1 の規程により免除する。
 - 3 2 に在学（校）証明書を添付し提出する。

(登録期間)

- 第 4 条 学生会員の資格（登録期間）は 1 年間とし、その当該年度末までとする。なお、継続することもできる。
- 2 継続手続は、在学（校）証明書を添付して継続届を事務局に提出する。

(会費)

- 第 5 条 学生会員は、年会費を納める。
- 2 年会費は学会会則第 7 章会計第 20 条 5 が定める年度額として正会員の半額とする。
 - 3 会計年度は学会会則第 7 章会計第 21 条による。

(大会参加費等)

- 第 6 条 学生会員の大会参加費は、会場受付時に第 1 条の定める身分を証明する学生証を提示することで無料とする。但し、学生証の提示がない場合は正会員の半額を納めることとする。
- 2 地域研究に参加する学生会員は、その参加費を納めるものとする。

(退会)

- 第7条 学会会則第7章会計第21条の定める期間を以ってなされる。
- 2 学生会員の登録期間内において、退会届の提出があった場合には退会を認める。
 - 3 学会会則第3章会員第8条に抵触した場合には、理事会（含、常任理事会）の審議を経て退会措置を講ずる。

(申請受付の取消)

- 第8条 学生会員の入会申込書あるいは学生会員の継続届を提出後、定められた期間内に年会費の支払手続が確認できない場合は、事務局において申込受付の取消を行なう。

附 則

1. 本規程は平成23年11月20日より施行する。

**「レジャー・レクリエーション研究」
投稿募集**

**研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。**

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

投稿は、常時受け付けておりますが、審査を要するジャンルの原稿の場合には審査期間、発刊時期等を見計らって、投稿してください。積極的な投稿をお待ちしております。

投稿論文送付先（2014年4月～）

〒152-0031 東京都目黒区中根 1-2-7-401

株式会社余暇問題研究所

（日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会）

山崎 律子 宛

TEL：03-5726-0732

日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学的研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえます。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

Japan Society of Leisure and Recreation Studies

事務局 〒156-8502 東京都世田谷区桜丘1-1-1
 東京農業大学 地域環境科学部造園学科
 観光レクリエーション研究室
 麻生 恵 気付
 日本レジャー・レクリエーション学会事務局
 電話 (03) 5477-2436
 郵便振替 00150-3-602353
 口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」

日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

◎**学会大会の開催**……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。

◎**研究集会の開催**……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会を作っております。

◎**学会ニュースの発行**……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。

◎**「レジャー・レクリエーション研究」の発行**……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。

◎**研究・調査資料の発行**……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。

◎**受委託研究の実施**……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究を進める体制ができております。

◎**情報交換**……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報を取りかわす機会をつくっております。

◎**共同研究**……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

編集委員会

委員長	田中 伸彦	(東海大学)
副委員長	嵯峨 寿	(筑波大学)
委員	坂口 正治	(東洋大学)
委員	菅原 成臣	(株 YM サービス)
委員	土屋 薫	(江戸川大学)
委員	池 良弘	(日本福祉医療専門学校)
委員(幹事)	遠藤 晃弘	(東海大学)
委員(幹事)	小澤 孝人	(東海大学)

Editorial Committee

chief editor Nobuhiko TANAKA
Tokai University

vice chief editor Hisashi SAGA
Tsukuba University

editor Masaharu SAKAGUCHI
Toyo University

editor Naruomi SUGAWARA
YM Service Corporation

editor Kaoru TSUCHIYA
Edogawa University

editor Yoshihiro IKE
Japan Welfare Treatment College

editor Akihiro ENDO
Tokai University

editor Takato Ozawa
Tokai University

レジャー・レクリエーション研究 第73号
Journal of Leisure and Recreation Studies No.73

平成26年3月23日 印刷

平成26年3月31日 発行

発行者 鈴木秀雄

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会
〒156-8502 東京都世田谷区桜丘1-1-1
東京農業大学地域環境科学部造園科学科
観光レクリエーション研究室

麻生 恵

電話 (03) 5477-2436 FAX (03) 5477-2625

印刷所 前田印刷株式会社筑波支店

〒305-0836 茨城県つくば市山中152-4

電話 (029) 875-6696

JOURNAL of Leisure and Recreation Studies

No. 73

Original Articles

- Origine and Interpretation of RECREATION as the Japanese Word
Kazutoshi Takahashi 7
- The Influence of the Umbrella Association on the National Therapeutic Recreation Society
Tetsuichiro Horita 13
- The Issues of Ecology and the Leisure Life—Reconsidering the Value of the Japanese Culture Having Sympathy with Nature—
Yukiko Suga 21

43rd JSLRS Congress

- Two years and eight after the disaster: Lessons from the Great East Japan Earthquake
Kenji Ishimori 35
- Report on regional study at Watari, Arahama and Yuriage District, Miyagi Prefecture
Nobuhiko Tanaka 49
- RE-Create —‘Zest for Living’ is Tested Now—
Toyoshi Sasaki 53
- Reconsidering and Reconfirming the Role of Leisure-Recreation after the Great East Japan Earthquake
Yoshiki Takasaki, Yoshiyuki Matsumura, Yuriko Tateoka and Tomoyuki Yabuki 63
- BE BONDS BETWEEN OURS —Group Discussion from the Keynote Address and the Symposium—
Ritsuko Yamazaki 73
- Condition Necessary for Children to Active Energetically and to Make a Significant Contribution
Akira Maehashi 75

JSLRS Academic Awards

- The Research on the Development of the Taiwan National Parks and the Participations of Diverse Bodies to its Management
Chih-i TU 81

Regulation of JSLRS
Information of JSLRS

Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

Mar. 2014